丸森町地域防災計画

震災対策編

第1章 総 則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

第6章 原子力災害対策

目 次

《震災対策編》

第1章 総	則
第 1 節	計画の目的と構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第 2 節	各機関の役割と業務大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 節	丸森町の概況11
第4節	丸森町を取り巻く地震環境・・・・・・・20
第 5 節	防災ビジョン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第2章 災害	写予防対策
第1節	- ・
第2節	都市の防災対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 3 節	建築物等の耐震化対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
第4節	ライフライン施設等の予防対策······34
第 5 節	情報通信網の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 6 節	職員の配備体制41
第7節	防災拠点等の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第 8 節	相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 9 節	医療救護体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 10 節	緊急輸送体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 11 節	避難収容対策50
第 12 節	食料、飲料水及び生活物資の確保・・・・・・・・・・・・55
第 13 節	廃棄物対策 · · · · · · · · · · · · · · · 57
第 14 節	ボランティアの受け入れ ・・・・・・・58
第 15 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策・・・・・・・・・・・61
第 16 節	地震防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第 17 節	防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第 18 節	地域における防災体制71
第 19 節	企業等の防災対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第 20 節	危険物施設等の予防対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
第 21 節	火災予防対策・・・・・・・・・・・・78
第3章 災害	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1節	
第 2 節	避難活動89
第 3 節	情報の収集・伝達体制97
第 4 節	災害広報活動103

第 5 節	災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
第 6 節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
第 7 節	相談活動	118
第 8 節	相互応援活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	120
第 9 節	海外からの支援の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
第 10 節	自衛隊の災害派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
第 11 節	救急・救助活動	130
第 12 節	医療救護活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	133
第 13 節	交通・輸送活動	135
第 14 節	公共土木施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
第 15 節	応急仮設住宅等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
第 16 節	ボランティア活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	147
第 17 節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
第 18 節	愛玩動物の収容対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	151
第 19 節	防疫・保健衛生活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
第 20 節	遺体等の捜索・処置・埋葬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
第 21 節	社会秩序維持活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	158
第 22 節	廃棄物処理活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	159
第 23 節	教育活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 24 節	ライフライン施設等の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	167
第 25 節	防災資機材及び労働力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
第 26 節	農林業の応急措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
第 27 節	応急公用負担等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 28 節	通信・放送施設の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 29 節	消火活動 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 30 節	危険物施設等の安全確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	191
	『復旧・復興対策	
	災害復旧・復興計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	生活再建支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	住宅復旧支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	産業復興支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	都市基盤の復興対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節	義援金の受け入れ、配分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	205
第7節	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\dots 206$

第5章	貢	日本	ぶ海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
笋	₹ 1	節	総 則213	
笋	₹ 2	節	災害対策本部等の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・214	
第	₹ 3	節	地震発生時の応急対策等・・・・・・・・・・・・・・・・215	
第	₹ 4	節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ・・・・・・・・・・217	
笋	₹ 5	節	防災訓練計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
筹	₹ 6	節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 ・・・・・・・・・・・219	
第6章	章	原子	· ·力災害対策	
	•		² 力災害対策 計画の基本方針 ······221	
第	₹ 1			
第	· § 1 § 2	節節	計画の基本方針 ・・・・・・・・・・221	
第	· § 1 § 2	節節節節	計画の基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第第第	1 2 3 3 4	節節節節	計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成



▶ 第1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地 震災害に対処するため、町内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害 復旧・復興対策に関し、町、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機 関」という。)が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対 策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに町民の生命、身体、財産を地震災害から 保護し、また被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、更に経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

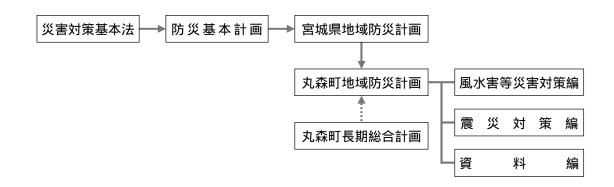
▶ 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づく「丸森町地域防災計画」の「震災対策編」として、丸森町防災会議が策定する計画であり、 丸森町の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら 関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、 防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるよう に必要な措置を講ずる。



▶ 第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期する。

▶ 第4 計画の構成

本計画は、本編と資料編で構成し、本編の構成は次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第6章 原子力災害対策

第2節 各機関の役割と業務大綱



▶ 第1 目 的

町及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

▶ 第2 組 織

1 防災会議

丸森町防災会議は、町長を会長として、災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づき、丸森町防災会議条例第 3 条に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

丸森町防災会議は次の構成により組織する。

丸森町防災会議構成組織

番号	区分	所属機関		職名	
1	指定地方行政機関	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 角田出張所	所		長
2	"	林野庁 東北森林管理局 仙台森林管理署	署		長
3	"	農林水産省 東北農政局 企画調整室	調	整	官
4	県 の 機 関	県大河原地方振興事務所	所		長
5	11	県仙南保健福祉事務所	所		長
6	<i>II</i>	県大河原土木事務所	所		長
7	警察機 関	角田警察署	署		長
8	指定公共機関	東日本電信電話株式会社 仙南営業支店	支	店	長
9	"	東北電力株式会社 白石営業所	所		長
10	<i>II</i>	日本郵政株式会社 丸森郵便局	局		長
11	指定地方公共機関	阿武隈急行株式会社	安管	全 統 理	括者
12	一部事務組合	仙南地域広域行政事務組合 消防本部	消	防	長
13	町 関 連 機 関	丸森町消防団	4		長
14	11	丸森町教育委員会	教	育	長
15	町 の 機 関	丸森町	副	町	長
16	<i>II</i>	丸森町	総	務課	子
17	<i>II</i>	丸森町	建	設 課	長
18	"	丸森町	農	林課	長
19	"	丸森町	商.	工観光課	長
20	"	丸森町	町	民税務課	長
21	"	丸森町	保	健福祉課	長
22	自主防災組織を構 成 す る 者	丸森町自主防災組織連絡協議会	会		長

2 災害対策本部等

丸森町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、 災害対策基本法に基づく町の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急 対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

丸森町災害対策本部の組織、職員の動員及び運営については、丸森町災害対策本部条例、丸森町災害対策本部運営要綱、丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領、災害対策警戒配備要領の定めるところによる。

▶ 第3 各機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を 得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に 関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防 災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言 する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら 防災活動を実施するとともに町の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 消防機関

消防団は、消防法(昭和23年法律第186号)に基づき、仙南地域広域行政事務組合 消防本部と協力して消防活動を実施するとともに、その組織及び運営については、丸 森町地域防災計画の定めるところによる。

7 住 民

地域内の住民は、平素から自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防 災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞ れの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

▶ 第4 防災関係機関の業務大綱

1 町及び町関連機関

m) \>	町及び町関連機関					
	機	関	名		役割と業務の大綱	
丸		森		町	(1)丸森町防災会議及び丸森町災害対策本部に関する事務	
					(2)防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導	
					(3)防災に関する施設・設備の整備	
					(4)防災訓練並びに教育及び広報の実施	
					(5)災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対	
					策本部に対する報告	
					(6)避難の指示、勧告及び避難所の開設	
					(7)避難対策、水防・消防活動等防災対策の実施	
					(8)被災者に対する救助及び救護並びに復興援助	
					(9)水、食料その他物資の備蓄及び確保	
					(10)災害時における交通及び緊急輸送の確保	
					(11)清掃、防疫その他保健衛生の実施	
					(12)危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止の	
					ための応急対策	
					(13)自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備	
					(14)被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務	
					(15)その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置	
丸		森		町	(1)町立学校施設等の災害対策	
教	育	委	員	会	(2)町立学校等の児童生徒の安全対策	
					(3)町立学校等の応急教育対策	
					(4)社会教育・社会体育施設等の所管施設及び文化財の災害対策	
丸	森	町 消	筋	寸	(1)災害の予防及び防ぎょ活動	
					(2)災害情報の収集・伝達	
					(3)警戒・警報等の広報・伝達	
					(4)災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動	
丸	森	町消	1 防	団	(4)社会教育・社会体育施設等の所管施設及び文化財の災害対策(1)災害の予防及び防ぎょ活動(2)災害情報の収集・伝達(3)警戒・警報等の広報・伝達	

2 一部事務組合

	機	関 名		役割と業務の大綱
仙	南	地	域	(1)災害の予防及び防ぎょ活動
広	域	行	政	(2)災害情報の収集・伝達
事	務	組	合	(3)警戒・警報等の広報・伝達
				(4)災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動
				(5)遺体等の火葬対策
				(6)廃棄物の処理及び清掃

3 宮城県の機関 (1/2)

		- 17741			(1/2)
	機	関	名		役割と業務の大綱
宮		城		県	(1)宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部の事務
					(2)防災に関する施設・設備の整備
					(3)通信体制の整備・強化
					(4)防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
					(5)情報の収集、伝達及び広報
					(6)自衛隊への災害派遣要請
					(7)防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
					(8)公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施
					(9)交通及び緊急輸送の確保
					(10)災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに 救護・救援
					(11)危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害拡大防止のた
					めの応急対策
					(12)保健衛生、文教対策
					(13)自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
					(14)市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
					(15)被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援
					(16)その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
県	大		河	原	(1)支部運営の総合調整に関すること
地	方	. ;	振	興	(2)災害情報の収集・報告等に関すること
事		務		所	(3)被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関すること
					(4)高圧ガス等に関すること
					(5)県民相談に関すること
					(6)商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達に関すること
					(7)食料供給対策に関すること
					(8)商工業対策に関すること
					(9)農林業対策に関すること
				_	(10)農業農村基盤整備に関すること
県	大	: -	河	原	(1)税の措置に関すること
県	税	事	務	所	(2)要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援に関する
					こと

(2/2)

	機	関	名		役割と業務の大綱
県		仙		南	(1)医療助産対策に関すること
保	健		福	祉	(2)防疫対策に関すること
事		務		所	(3)給水対策等に関すること
					(4)廃棄物処理対策に関すること
					(5)災害救助法に基づく救助事務に関すること
					(6)その他保健・福祉・環境対策に関すること
県	大		河	原	(1)水防対策に関すること
土	木	事	務	所	(2)住宅対策に関すること
					(3)交通施設、障害物の除去対策に関すること
					(4)その他土木、建築関係対策に関すること

4 警察機関

	機	関	名		役割と業務の大綱		
角	田	警	察	署	(1)災害情報の収集・伝達		
					(2)被災者の救出及び負傷者の救護		
					(3)行方不明者の捜索		
					(4)遺体の検視・調査		
					(5)交通規制及び交通秩序の確保		
					(6)犯罪の予防、その他社会秩序の維持		
					(7)避難誘導及び避難場所の警戒		
					(8)危険箇所の警戒		
					(9)災害警備に関する広報活動		

5 自衛隊

	機	関	名		役割と業務の大綱
陸	上	自	衛	隊	(1)災害発生時における人命及び財産保護のための救護活動
船	岡	駐	屯	地	(2)災害時における応急復旧活動
第	2	施	設	4	(3)災害時における応急医療・救護活動

6 指定地方行政機関

機関名	役割と業務の大綱
東北農政局	災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北地方整備局	(1)阿武隈川の改修及び維持管理
仙台河川国道務所	(2)阿武隈川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達
	(3)阿武隈川の災害応急対策工事及び災害復旧事業の実施
東北森林管理局	(1)山火事防止対策
仙 台 森 林	(2)災害復旧用材(国有林材)の供給
管 理 署	(3)林道の適正な管理
仙 台 管 区	(1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
気 象 台	(2)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
	(3)気象、地象(地震にあっては発生した断層運動による地震動に限
	る) 水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
	(4)市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	(5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

7 指定公共機関

役割と業務の大綱
(1)災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
(2)電気通信システムの信頼性向上
(3)災害時に重要通信を疎通させるための通信輻輳の緩和、及び通信
手段の確保
(4)災害を受けた通信設備の早期復旧
(5)災害復旧及び被災地における情報流通について,国、県、市町村
及び防災関係機関との連携
(1)電力供給施設の防災対策
(2)災害時における電力供給の確保
(1)災害時における医療・助産、その他救助の実施
(2)防災ボランティア等の協力奉仕者の連絡調整
(3)義援金品の募集及び配分
(1)地震・津波情報等の放送
(2)災害情報等の放送
(1)災害時における郵便物の送達の確保
(2)災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策
郵便局の窓口業務の維持

8 指定地方公共機関

	/ D chil L N/ 75 c . L / 63
機関名	役割と業務の大綱
阿 武 隈 急 行	(1)鉄道施設の整備保全
株 式 会 社	(2)災害復旧工事の実施
	(3)全列車の運転中止手配措置
	(4)人命救助
	(5)被害箇所の調査、把握
	(6)抑止列車の乗客代行輸送の確保
	(7)旅客の給食確保
	(8)通信網の確保
	(9)鉄道施設の復旧保全
	(10)救援物資及び輸送の確保
	(11)列車運行の広報確保
株式会社	(1)災害時における緊急避難輸送
ミヤコー	(2)災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達
バス	(3)災害非常時における無線通信による情報の伝達
白石営業所	
公益社団法人宮城県	災害時における緊急物資のトラック輸送の確保
トラック協会	
仙 南 支 部	
一般社団法人	液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
宮 城 県	
エルピーガス協会	
仙南第一支部	
角 田 医 師 会	(1)医療、救護活動
	(2)防疫及び保健衛生の指導、協力
l	

9 感染症指定医療機関

機関名	役割と業務の大綱
公立刈田綜合病院	感染症患者の隔離収容又は治療を行うための感染症指定病院の経営

10 その他の公共的団体等

機関名	役割と業務の大綱
み や ぎ 仙 南	(1)農作物、家畜等の被害調査及び災害応急対策
農業協同組合	(2)災害時における種もみ、その他営農資材、家畜飼料等の需給対策
	及び病害虫防除の指導
	(3)災害に伴う営農資金の貸付及び斡旋
県 南 農 業	(1)被災水稲、麦、果樹等の被害調査及び共済金の支払い業務
共 済 組 合	(2)被災家畜、家屋、農機器の被害調査及び共済金の支払い業務
	(3)家畜の防疫業務
丸森町商工会	(1)応急復旧資材及び物資の備蓄並びに業者の斡旋
	(2)災害時における商店等の被害調査
	(3)食糧の確保
	(4)罹災者の生活必需物資の確保
	(5)中小企業者等の災害復興資金の確保及び援助
あぶくま川水系角田地	(1)潅がい排水施設の防護対策
区土地改良区	(2)農地保全、又は利用上必要な施設等の災害応急対策
丸森町森林組合	(1)森林の被害調査及び災害復旧対策
	(2)災害時における資材等の需給対策及び病害虫防除の指導
	(3)林野火災対策
	(4)災害に伴う資金の貸付及び斡旋

- 資料編参照 「1-1 丸森町防災会議条例」(P.1)
 - 「1-2 丸森町防災会議規程」(P.3)
 - 「1-3 丸森町防災会議事務処理要領」(P.5)
 - 「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P.6)
 - 「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P.7)
 - 「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に 関する要領」(P.18)
 - 「1-7 災害対策警戒配備要領」(P.20)
 - 「1-8 丸森町防災計画検討委員会設置要綱」(P.23)



▶ 第1 位 置

丸森町は宮城県の最南端に位置している。町の北縁は、西から白石市、角田市、亘理郡山元町に接している。南縁は福島県に囲まれ、西から伊達市、相馬市、相馬郡新地町に接している。

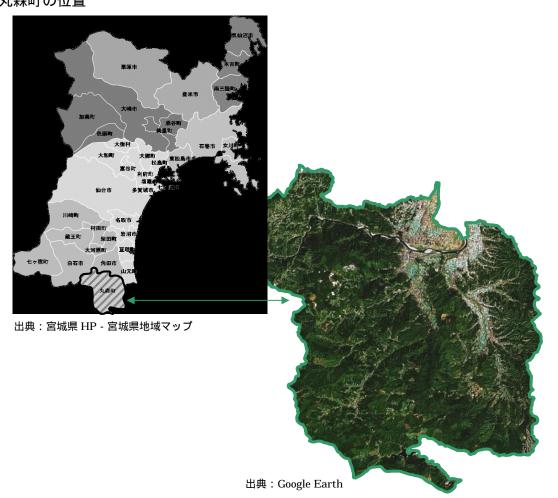
町の面積は273.30km2で、仙南広域圏の約17.7%、宮城県の約3.8%を占めている。

丸森町の経度・緯度

方位	東経	北緯	地名	距離
極東	140° 5'23"	37°52'37"	大内字明光沢	21 250m/南西)
極西	140°37'19"	37°54'32"	耕野字大高丸	21,250m(東西)
極南	140°47'50"	37°46'15"	筆甫字下南山	21.460~(南北)
極北	140°41'23"	37°57'50"	大張大蔵字広萱	21,460m(南北)

出典:丸森町調べ

丸森町の位置



▶ 第 2 自然条件

1 地象

1)地 形

宮城県北部の北上高地とともに、太平洋沿いの東部山地帯を形成している阿武隈高地は、福島県から北上して丸森町に入ると、次第に標高が低くなり、また幅も狭くなる。そして二股に分かれて標高 400m前後の高原性の山地となる。

西側の主脈は、福島県境の窓ノ倉山などの 600m前後の山々を形成しながら、角田市と白石市を隔てる低い丘陵地帯となって白石川に達している。

福島県境をなす南西部は、山間の鞍部が古くから交通路として利用されており、200 m以下の峠が通じている。

一方、東側の支脈は、天明山などの山々が、南は福島県相馬市、東は相馬郡新地町 及び亘理郡山元町との境界線となっていて、さらに角田市東部の四方山を経て柴田町 槻木付近まで続いている。

北部の平坦部は、伊具盆地に続く平野となっていて水田も多く、支脈分岐点の基部にあたる大内から北に向かって金山、丸森、舘矢間などの集落が古くから形成されている。

地形分類図をみると、丸森町の大部分は山地及び丘陵地が占めており、北部の低地 は、阿武隈川沿いの扇状地性低地となっている。



出典:土地分類基本調查(地形分類図)宮城県(経済企画庁総合開発局、1972)

2)地質

丸森町の地質は主として、古生代のものといわれている割山層とこれを貫いて発達する中生代白亜紀の正韓花崗岩、同じく白亜紀の花崗関緑岩これらを基盤として発達する新生代の新第三系よりなっている。新第三系は下位より、東部地域は天明山層・金山層・迫層・芳ヶ沢層に、西部地域は豊山層・伊達層・毛無山層にそれぞれ区分される。

表層地質図をみると、北部の平坦部に未固結堆積物が分布しているほかは、東部の 山地から丘陵地に未固結~固結堆積物、北東から中部、南部にかけた山地帯に深成岩 及び火山性岩石が分布している。



出典:土地分類基本調查(表層地質図)宮城県(経済企画庁総合開発局、1972)

2 気象

丸森町は東日本型気侯に属し、冬季には晴れの日が多く、降水量が少ない。丸森地域気象観測所における気象の平年値をみると、月別の平均気温は 0 を下ることはなく、年間平均気温も 11.7 と県内では最も温暖な地域となっている。

平年値の状況(丸森地域気象観測所)

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間
交派	(mm)	()	()	()	(m/s)	(時間)
統計期間	1979 ~ 2000	1979 ~ 2000	1979 ~ 2000	1979 ~ 2000	1979 ~ 2000	1987 ~ 2000
資料年数	22	22	22	22	22	14
1月	34.8	1.0	5.4	-3.4	2.5	142.3
2月	54.2	1.4	5.7	-3.2	2.7	152.9
3月	75.9	4.1	9.1	-1.0	2.7	172.0
4月	95.7	9.9	15.4	3.9	2.7	186.0
5月	103	15.2	20.2	10.2	2.3	187.9
6月	137.1	18.5	22.2	14.9	1.8	117.8
7月	157.2	21.8	25.5	18.7	1.5	120.1
8月	171.4	23.6	27.6	20.2	1.5	156.8
9月	216.9	19.7	23.9	16.0	1.4	110.6
10月	116.1	13.8	19.0	8.9	1.6	141.4
11月	64.2	8.2	13.6	2.8	2.0	141.5
12月	24.7	3.7	8.6	-1.1	2.5	147.2
年	1,251.1	11.7	16.3	7.2	2.1	1,783.6

出典:気象庁 HP

2008年1月~12月の気象(丸森地域気象観測所)

	降	水量 (mi	n)		気温 ()			風向・風速 (m/s)			日照	
月	合計		最大		平均		最高	旦低	平均	嵋	大	時間
	日前	日最大	1 時間	日平均	日最高	日最低	取同	最低	風速	風速	風向	(h)
1月	12	7	2	0.8	5.5	-3.6	11	-9.4	2.3	11	西	156.3
2月	31	13	4	0.7	5.6	-4.3	12.8	-9.8	2.9	13	西南西	150.3
3月	43	11	4)	5	11	-1.7	16.9	-7.9	2.4	10	西	179.9
4月	198	77.5	6.5	10.1	15.2	4.5	23.6	-1.7	2.6	10	北北東	145.8
5月	116.5	38	11	14.7	19.4	10.4	28.2	5.7	2.4	10	東	132.6
6月	85	37.5	8	18.3	22.7	13.9	28.5	9.4	1.8	7	西北西	141.2
7月	59	12	12	22.9	26.8	19.7	31.8	13.5	1.5	7	西	93.2
8月	478.5	100.5	69	22.6	26.3	19.8	33.5	15.4	1.3	5	北	79
9月	69.5	18.5	10	19.7	24.1	15.9	29.5	7.2	1.3	9	南西	85.6
10月	114	39	10	14.4	20.2	9.3	24.9	0.9	1.4	8	西南西	119.1
11月	62	28.5	5	7.6	13.3	2.4	22.2	-3.7	2	10	西	121.7
12月	33.5	8	3	3.8	9.9	-1.5	16.2	-5.1	2.2	13	西	145.2
年	1,302.0	100.5	69	11.7	16.7	7.1	33.5	-9.8	2	13	西	1,549.9

備考:値)は準正常値。品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

出典:気象庁 HP

3 水象

丸森町を取り巻いている山々に源を発する大小の谷川は、互いに合流しながらほとんどが北に向かって流れ下り、東の雉子尾川、西の内川の二大支流となって、台町付近で阿武隈川に注ぐ。

阿武隈川は北上川に次いで東北第二の長さ(239km)と、北上川、最上川に次いで東北第三位の流域面漬(5,400km²)を持つ一級河川である。

雉子尾川の中~下流域は比較的平坦地となっている。上流部では手倉川や青葉川、 斉川を集め、大内で黒佐野川と合流した後、伊具盆地(角田盆地)の一部を形成しな がら流下し、さらに伊手川と合流した後、金山を通って阿武隈川に合流する。

内川は、全長約 20km で町内では最も長い川であるが、流路の大部分は山地であって、勾配も急で平坦地は極めて少ない。内川は、鷲の平川を支流としながら流下し、上滝付近で奈良又川と合流する。その後、松坂峠から発する五福谷川と川田島から発する新川が合流して雉子尾川と同様に阿武隈川に注ぐ。

いずれも川幅が狭く、豪雨による洪水の危険があるため、局部的ではあるが改修が施されている。

宇多川は、相馬市の霊山を源として東方に向かい、丸森町の川平を横切って再び相 馬市に入り、松川浦(相馬市)に注いでいる。



▶ 第3 社会条件

1 人口及び世帯数

国勢調査によると、平成 22 年 10 月 1 日現在の丸森町の人口は 15,501 人であり、 世帯数は 4,649 世帯である。

丸森町の人口は昭和 30 年より減少し続けている。世帯数は昭和 30 年とほぼ同じ水準であるが、1 世帯当たりの人員は、昭和 30 年の 6.12 人に対して平成 22 年は 3.33 人と大きく減少している。

地区別の人口は、丸森地区が 4,434 人と最も多く、次いで舘矢間地区 3,510 人、大内地区 2,735 人となっている。人口の 増減を平成 17 年との比較でみると、大張地区で若干増加したものの、他の 7 地区では減少している。



人口・世帯数の推移(国勢調査)

年・地区	世帯数	1	<u> </u>		前回比の	1世帯当たり	人口密度
, .0		総数	男	女	人口の増減	人員	. н ш.ж
大正 14 年	3,780	24,370	12,299	12,071	570	6.45	88.9
昭和5年	3,732	24,121	12,141	11,980	-249	6.46	88.0
10年	3,800	24,503	12,268	12,235	382	6.45	89.4
15 年	3,776	24,499	12,194	12,305	-4	6.49	89.4
22 年	4,825	29,727	14,420	15,307	5,228	6.16	108.4
25 年	4,749	29,898	14,594	15,304	171	6.30	109.0
30年	4,733	28,943	14,017	14,926	-955	6.12	105.6
35 年	4,763	26,740	12,825	13,915	-2,203	5.61	97.5
40年	4,705	23,907	11,458	12,449	-2,833	5.08	87.2
45 年	4,742	22,027	10,715	11,312	-1,880	4.65	80.3
50年	4,776	20,893	10,237	10,656	-1,134	4.37	76.2
55 年	4,850	20,849	10,330	10,519	-44	4.30	76.0
60 年	4,871	20,598	10,206	10,392	-251	4.23	75.1
平成 2年	4,841	19,755	9,716	10,039	-843	4.08	72.3
7年	4,773	18,941	9,309	9,632	-814	3.97	69.3
12 年	4,769	17,868	8,806	9,062	-1,073	3.75	65.4
17年	4,747	16,792	8,211	8,581	-1,076	3.54	61.4
22 年	4,649	15,501	7,556	7,945	-1,291	3.33	56.7
丸森	1,369	4,434	2,117	2,317	-308	3.24	69.5
金山	373	1,181	574	607	-138	3.17	146.4
筆 甫	276	774	400	374	-133	2.80	10.5
大 内	786	2,735	1,344	1,391	-303	3.48	40.8
小斎	301	1,095	551	544	-135	3.64	116.6
舘矢間	1,003	3,510	1,675	1,835	-212	3.50	213.6
大張	279	951	482	469	37	3.41	60.0
耕野	262	821	413	408	-99	3.13	43.7

注1:昭和25年以前の数値は、旧丸森町、金山町、筆甫村、大内村、小斎村、舘矢間村、 大張村、耕野村の合計値。

出典:まるもりまち DATA BOOK 2013 (丸森町総務課)

注 2:人口密度は、本町の面積を 273.34km²、丸森地区 63.77km²、金山地区 8.07km²、筆甫地区 74.02km²、大内地区 67.05km²、小斎地区 9.39km²、 舘矢間地区 16.43km²、大張地区 15.84km²、耕野地区 18.77km² として算出した。

年齢3区分別の人口をみると、少子高齢化が顕著である。昭和35年に7.9%だった65歳以上人口は、平成22年には33.6%に達しており、同年の宮城県全体の65歳以上人口22.2%を大きく上回っている。

なお、身体障害者手帳の所持者は 633 人であり、そのうち 1~3 級該当者は 398 人となっている。

0~14歳 15~64歳 65 歳以上 昭和 35 年 35.8% 7.9% 56.3% 昭和 50 年 21.5% 65.2% 13.3% 丸森町< 平成 2 年 18.7% 61.2% 20.2% 平成 22 年 10.8% 55.6% 33.6%

63.9%

年齢3区分別人口の推移(国勢調査)

出典: まるもりまち DATA BOOK 2013 (丸森町総務課)

13.1%

宮城県:平成22年

身体障害者手帳所持者数 (平成28年3月31日現在)

単位:人

22.2%

区分	視覚障害	聴覚障害	音声言語 そしゃく 障 害	肢 体 不 自 由			呼 吸 器機能障害	ぼうこう・ 直 腸 機 能 障 害	免疫機能障害	合 計
障害者	39	47	9	339	110	44	9	27	2	626
	(24)	(19)	(6)	(182)	(104)	(44)	(9)	(3)	(2)	(393)
障害児	0	0	0	5	0	0	2	0	0	7
牌古元	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(5)
計	39	47	9	344	110	44	11	27	2	633
i i	(24)	(19)	(6)	(185)	(104)	(44)	(11)	(3)	(2)	(398)

注:()内人数は、1~3級該当者数。

出典:宮城県 HP - 統計・調査データ(宮城県)

2 産業構成

産業構造の変化を就業人口の推移でみると、第一次産業が大幅に減少している。特に農業においては、若年層の他産業、他地域への流出が著しく、高齢化の割合を高めている。昭和35年に10,212人(78.3%)あった第一次産業就業人口が平成22年には986人(14.0%)となり、農業就業者の減少が依然として続いている。

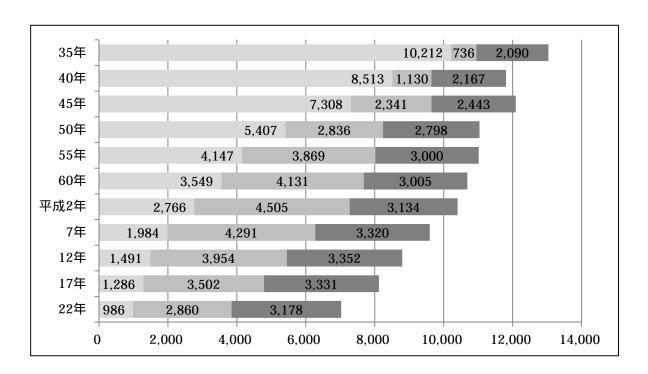
一方、本町においても高度経済成長期を通して、工業団地の造成や工場誘致に関する条例の制定など企業誘致に努めた結果、 製造業従事者の構成比が増加した。昭和35年に736人(5.6%)であった第二次産業就業人口は、平成22年には2,860人(40.7%)と4割を超えている。

また、第三次産業についても、昭和35年に2,090人(16.0%)であった就業人口が 平成22年には3,178人(45.2%)と、第二次産業と同様に4割を超えている。

産業別就業者数の推移(国勢調査)

第1次産業

第2次産業 第3次産業



3 土地利用

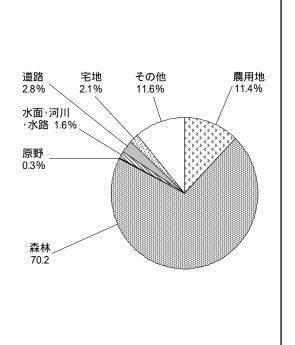
平成27年現在の丸森町の地目別土地利用状況は、町域の大部分を山地及び丘陵地が占めていることから、70.2%が森林となっている。次いで構成比が高いのは農用地で、11.4%を占めている。宅地は町全体の2.0%であり、大部分が自然的土地利用となっている。

丸森町の地目別土地利用面積

	X	分	実数(ha)	構成比(%)
農地	,		3,130	11.4
		田	1,870	6.6
		畑	1,320	4.8
森	林		19,191	70.2
	国有	林	2,438	8.9
	民有	林	16,753	61.3
原	野		102	0.3
水面	・河	川・水路	415	1.6
	水	面	81	0.3
	河	Ш	233	0.9
	水	路	101	0.4
道	路		762	2.8
		道路	519	1.9
	農	道	141	0.5
	林	道	102	0.4
宅	地		566	2.1
	住宅		405	1.5
	工業	用地	18	0.1
	その	他の宅地	143	0.5
その			3,164	11.6
	Ì	†	27,330	100.0

備考: 平成 27 年 10 月 1 日現在

出典:宮城県 HP - 統計・調査データ(宮城県)



4 交 通

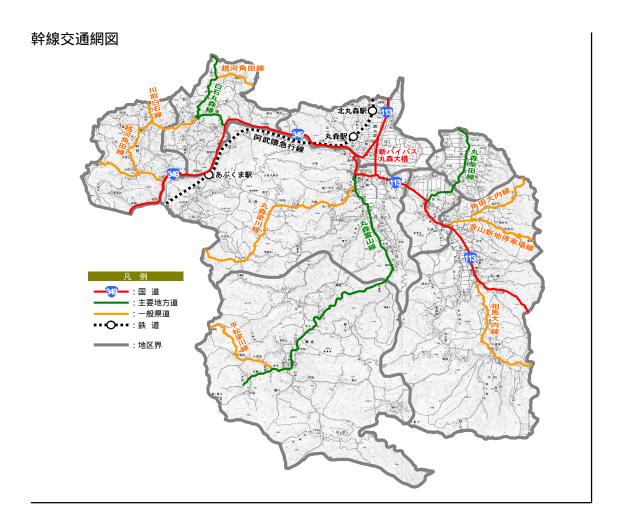
丸森町の交通網は、阿武隈高地の支配する山間部に比して、阿武隈川の流下する北 部平坦地において密である。

阿武隈川沿いには阿武隈急行線及び国道349号並びに113号が走っている。

阿武隈急行線は、北上して柴田町で、南下して福島県福島市で、それぞれ東北本線と接続する。町内には北丸森駅、丸森駅、あぶくま駅の3駅が開設されている。

国道 349 号は、舘矢間において国道 113 号を接続しながら、丸森町の南北へ走り、 阿武隈急行線と同様に柴田町、福島市に至る。また、国道 113 号は金山、大内地区を 経て、福島県新地町などの浜通り方面へ至る。

町内では、これらの中心幹線に、主要地方道3路線、一般県道7路線が接続しなが ら幹線交通網が形成されている。



第4節 丸森町を取り巻く地震環境



▶ 第1 宮城県内の活断層

1 活断層の分布

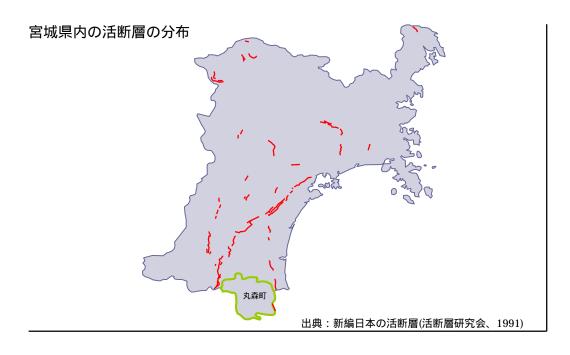
活断層研究会編「新編日本の活断層」(1991)によると、宮城県内の活断層は以下のとおりである。

宮城県内の活断層一覧

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
	長町 - 利府線		В	12
	大年寺山断層		В	8
	鹿落坂断層		С	3
	坪沼断層		В	5
	円田断層		В	10
	愛子断層		В	2
	作並 - 屋敷平断層		С	9
	遠刈田 - 三住		С	7
	白石断層		В	2.5
	上品山西			4
	加護坊山 - 篦岳山			12
	旭山撓曲		B ~ C	8
	鹿折川			15
	栗駒山山頂断層		В	1,2
	揚石山南		В	3
	鬼首断層		В	6
	双葉断層[小斉峠付近]		В	5
	越河断層		В	15

確実度 : 活断層であることが確実なもの 活動年度 A : 第四紀の平均変位速度 1 ~ 10m/1000 年 : 活断層であると推定されるもの B : 第四紀の平均変位速度 0.1 ~ 1m/1000 年 : 活断層の可能性が るもの C : 第四紀の平均変位速度 0.01 ~ 0.1m/1000 年

出典:新編日本の活断層(活断層研究会、1991)



2 活断層の長期評価

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、「長町 - 利府線断層帯」「福島盆地西縁断層帯」「双葉断層」について、以下のような長期評価を行っている。

双葉断層は丸森町東縁の福島県境を南北に貫通し、福島盆地西縁断層帯は本町の西部から至近にある。

長町 - 利府線断層帯の特性及び地震発生確率

	項目	特 性 等	信頼度
断層帯を構成	成する断層	長町 - 利府線、 大年寺山断層、 鹿落坂断層、 坪沼断層、 円田断層 (番号は表 - 宮城県内の活断層一覧に対応)	-
過去の活動	平均的なずれの速度	0.5 - 0.7m / 千年 (上下成分)	0
	過去の活動時期	活動 1 (最新活動): 約1万6千年前以後 活動 2 (一つ前の活動): 不明	
		本断層帯付近では、西暦 1736 年に仙台城下に被害をもたらした地震の記録があるが、本断層帯との関係は不明。	
	1 回のずれの量と平 均活動間隔	1 回のずれの量 (撓みを含む): 2m程度以上 平均活動間隔:3千年程度以上	
	過去の活動 区間	活動区間:不明	-
将来の活動		活動区間: 断層帯全体で 1 区間 地震の規模: マグニチュード: 7.0 - 7.5 程度	
将来の地震	^{発生確率}	今後 30年以内の地震発生確率:1%以下 今後 50年以内の地震発生確率:2%以下 今後 100年以内の地震発生確率:3%以下 今後 300年以内の地震発生確率:10%以下	-

注:信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

:高い 中程度 :低い

将来の地震発生確率等における信頼度の記号の意味は次のとおり。

a:高い b:中程度 c:やや低い d:低い

福島盆地西縁断層帯の特性及び地震発生確率

	項 目	特 性 等	信頼度				
断層帯を構成	艾する断層	村田断層、 白石断層、 越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑 折断層、台山断層、土湯断層 (番号は表 - 宮城県内の活断層一覧に対応)	-				
過去の活動	平均的なずれの速度	約 0.7 - 0.9m / 千年 (上下成分)					
	過去の活動時期	活動1(最新活動):約2千2百年前以後、3世紀以前	0				
	活動 2 (一つ前の活動): 1 万年前頃						
	1回のずれの量と	1 回のずれの量:約4-5m(上下成分)					
	平均活動間隔	平均活動間隔:8千年程度以上					
	過去の活動区間	断層帯全体で1区間					
将来の活動	将来の活動区間及び	活動区間:断層帯全体で1区間					
	活動時の地震の規模	地震の規模:マグニチュード:7.8 程度					
		ずれの量:約 4 - 5m(上下成分)					
将来の地震発	^民 生確率等	地震後経過率:0.2 - 0.3					
		今後 30年以内の地震発生確率:ほぼ0%					
		今後 50年以内の地震発生確率:ほぼ 0%	b				
		今後 100 年以内の地震発生確率:ほぼ 0%	D				
		今後 300 年以内の地震発生確率:ほぼ 0%					
		集積確率:ほぼ 0%					

注:信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

:高い 中程度 :低い

将来の地震発生確率等における信頼度の記号の意味は次のとおり。

a:高い b:中程度 c:やや低い d:低い

双葉断層の特性及び地震発生確率

	項 目	特 性 等	信頼度
断層帯を構成する断層		双葉断層 (番号は表 - 宮城県内の活断層一覧に対応)	-
過去の活動	平均的なずれの速度	0.15m / 千年程度(左横ずれ成分)	
		0.05 - 0.1m / 千年程度(上下成分)	
	過去の活動時期	活動1(最新活動):約2千4百年前以後、2世紀以前	0
		活動 2 (一つ前の活動): 約1万4千年前以後、約1万年前以前	0
	1回のずれの量と	1回のずれの量:1.5m程度(左横ずれ成分)	
	平均活動間隔	0.5 - 1m程度(上下成分)	
		平均活動間隔:8千-1万2千年程度	
	過去の活動区間	不明	-
将来の活動	将来の活動時の地震	活動区間:断層帯全体で1区間	
	の規模	地震の規模:マグニチュード:6.8 - 7.5 程度	
		ずれの量:1.5m程度 (左ずれ成分)	
		0.5 - 1m程度(上下成分)	
将来の地震発	^民 生確率等	地震後経過率:0.2 - 0.3	
		今後 30年以内の地震発生確率:ほぼ0%	
		今後 50年以内の地震発生確率:ほぼ 0%	b
		今後 100 年以内の地震発生確率:ほぼ 0%	
		今後 300 年以内の地震発生確率:ほぼ 0%	
		集積確率:ほぼ 0%	

注:信頼度は、特性欄に記載されたデータの相対的な信頼性を表すもので、記号の意味は次のとおり。

:高い 中程度 :低い

将来の地震発生確率等における信頼度の記号の意味は次のとおり。

a:高い b:中程度 c:やや低い d:低い

▶ 第 2 既往の被害地震

1 宮城県における被害地震

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合と陸域の浅いところを震源とする地震である。

明治以降の陸域の地震としては、1956年の白石の地震(M6.0) 1900年(M7.0) と1962年(M6.5)に宮城県北部で発生した地震が知られている。最近では、2008年 6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震(M7.2)で甚大な被害が生じている。また、 宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地 域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋沖合では、1896年の明治三陸地震(M8.2)や1933年の三陸地震(M8.1)のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。両地震とも日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。

これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震

(M7.4)の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気等のライフラインの被害による市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年(M7・1/4) 1897年(M7.4) 1936年(M7.4)と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

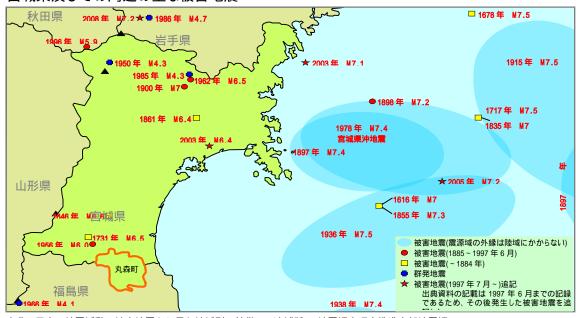
また、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0)では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	М	主な被害	被害の出典	
869.7.13 (貞観 11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多数、津波により多賀城下 で溺死者 1,000。)	宮城県	
1611.12.2 (慶長 16)	三陸沿岸および北海 道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者 1,783、南部、 津軽で人馬の死亡 3,000 以上。)	新編日本被害地震総覧	
1646.6.9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5 ~ 6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表	
1793.2.17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8 ~ 8.4	仙台藩で死者 12、家屋破損 1,060 以上。	新編日本被害地震総覧	
1835.7.20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧	
1896.6.15 (明治 29)	(明治三陸地震)	8.5	津波による被害。死者 3,452、負傷者 1,241、 家屋倒壊 854、同流出 3,121。	新編日本被害地震総覧	
1900.5.12 (明治 33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者 13、負傷者 4、 家屋全壊 44。	新編日本被害地震総覧	
1933.3.3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明 308、 負傷者 145、家屋倒壊 528、同流出 950。	新編日本被害地震総覧	
1960.5.23 (昭和 35)	(チリ地震津波)		津波による被害。死者・行方不明 54、 負傷者 641、建物全壊 977、建物流失 434。	新編日本被害地震総覧	
1962.4.30 (昭和 37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者 3、 負傷者 272、住家全壊 340。	新編日本被害地震総覧	
1978.6.12 (昭和 53)	(1978 年宮城県沖地 震)	7.4	死者 27、負傷者 1,273、住家全壊 1,180。	新編日本被害地震総覧	
2003.5.26 (平成 15)	宮城県沖(三陸南地震)	7.1	重軽傷者 64、住家半壊 11、一部破損 1,033。	宮城県(平成 15 年 6 月 19 日最終報)	
	宮城県北部(宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者 675、住家全壊 1,276、半壊 3,809、 一部破損 10,975。	宮城県(平成 16 年 3 月 12 日確定報)	
2005.8.16 (平成 17)	宮城県沖	7.2	重軽症者 79、住家一部損壊 383。	宮城県(平成 17年 12月 27日確定報)	
2008.6.14 (平成 20)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死者 14、重軽症者 365、住家全壊 28、半壊 141、一部損壊 1,733。	宮城県(平成 23 年 4 月 29 日現在)	
2008.7.24 (平成 20)	岩手県沿岸北部地震	6.8	重軽症者 19、住家一部損壊 16。	宮城県(平成 20 年 8 月 25 日確定報)	
2011.3.11 (平成 23)	東北地方太平洋沖地 震	9.0	死亡者 10,547、行方不明者 1,239、住家全壊	宮城県(平成 27 年 10 月	
2011.4.7 (平成 23)	宮城県沖(東方地方太 平洋沖地震の余震)	7.2	82,998	31 日現在)	

出典:地震調査研究推進本部地震調査委員会編(1999)に加筆。

宮城県及びその周辺の主な被害地震



出典:日本の地震活動 - 被害地震から見た地域別の特徴 - 追補版 (地震調査研究推進本部地震調

2 丸森町における被害地震

丸森町は、比較的安定した地盤に立地していることから、地震による被害は県内他地域より少なくなっている。最近の被害地震は1978年宮城県沖地震(M7.4)であり、本町内においては、住家一部破損が1戸、被害総額約6、900万円の被害を出した。

丸森町の既往地震災害(昭和30年以降)

災害年月 日	災害名	状況	被害状況	被害額	
S53.6.12	宮城県沖地震	午後5時14分に発生した宮城 県沖地震は、マグニチュード 7.4(震度 5)という強烈なもの であった。	一部破損:1 戸	商工被害:50,750 千円 土木被害:11,295 千円 その他:6,791 千円 合計:68,836 千円	
H23,3,11	東北地方太平洋地震	午後2時46分に発生した東北 地方太平洋沖地震はマグニチュウド9.0(震度7)という超 巨大地震であった。	全環 尸丰環 38 戸 一部 一部	道路、下水道、暗渠排水な ど 3,240,088 千円	

資料編参照 「3-2 災害履歴:地震(昭和30年以降)」(P.115)

「3-4 宮城県内の活断層」(P.123)

「3-5 想定断層位置図」(P.124)

「4-3 気象庁震度階級関連解説表」(P.171)

第5節 防災ビジョン



▶ 第1 高まる災害の危険性

丸森町の脅威となる自然災害には風水害と地震災害がある。

近年の風水害で懸念されるのは、地球規模の気候変動の影響等も考えられる局地的な集中豪雨の頻発である。

本町を流れる阿武隈川及び支川の周辺は、これまでに幾度となく内水氾濫や洪水などの被害を受けている。河川改修等の取組を進めているものの、台風や集中豪雨に見舞われれば災害発生の危険性は依然として高い。

また、平成 10 年 8 月末の豪雨時のように、本町では降雨量が少ない場合でも、上流部の福島県内で記録的な豪雨となれば、阿武隈川の水位が上昇し、町内各地で内水氾濫等の被害が発生することもある。

一方、宮城県においては、極めて高い確率で大地震が発生していることから、第四次被害想定調査を進めておりましたが、平成23年3月の東日本大震災により、当初想定していた以上の被害が発生したため、調査を一時中断し被災市町村において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとなった。

わが国の記憶に新しい地震では、平成7年1月の「阪神・淡路大震災」が戦後最悪の傷痕を残して以来、平成15年7月の「宮城県北部連続地震」、平成16年10月の「新潟県中越地震」、平成17年8月の「宮城地震」、平成20年6月の「岩手・宮城内陸地震」、そして平成23年3月の「東北地方太平洋沖地震」など、大規模地震が頻発している。

さらには、地勢条件から指摘される懸念もあり、本町の山間部や市街地に接する斜面は傾斜の急なところが多く、もともと土砂災害発生の危険性が高い。こうした地勢条件に地震や豪雨、あるいは両者の複合型災害が加わり、甚大な被害が発生することも考えられる。

▶ 第2 防災ビジョン

1 ビジョン策定の背景

本町では、高まる災害の危険性に対処するため、「第五次丸森町総合計画」(平成27年度~平成36年度)において「人と地域が輝き 豊かで元気なまち」を将来像としたまちづくりを推進し、主要施策「防災力の充実」を掲げている。「丸森町地域防災計画」は、「第五次丸森町総合計画」を具現する個別計画として機能するものである。

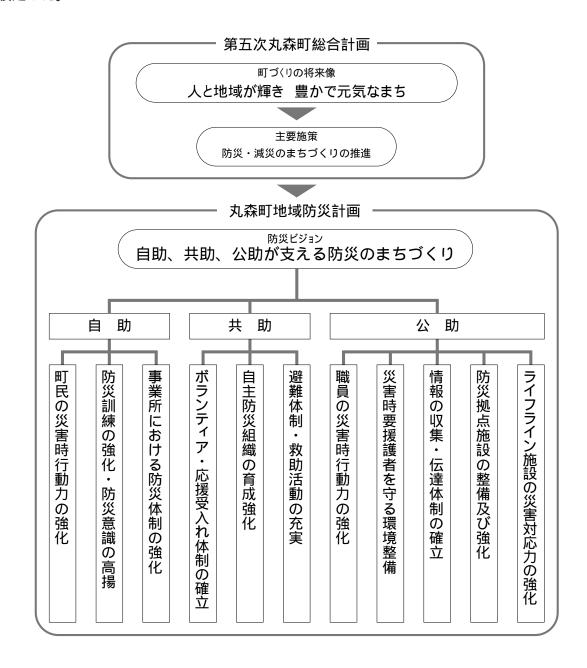
防災・減災のまちづくりの推進

異常気象や集中豪雨による浸水被害が発生するなど、以前とは異なった自然災害が増加していることから、災害に強い安心・安全なまちづくりに向けて、防火・防災施設の充実により、消防力や緊急時の対応能力を高めます。

また、防災、危機管理に対する町民の意識の向上を図ります。

2 防災ビジョン

住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政施策としての「公助」が適切に役割分担された社会を目指す本地域防災計画の性格から、防災ビジョンを「自助、共助、公助が支える防災のまちづくり」とし、11 の施策の柱を設定した。



第2章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちづくり



町は、地震災害により、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、及びこれらにより引き起こされる火災等の二次被害が、大きな人的・物的被害を広範囲に及ぼすおそれがある。

そのため、町は、地震被害を最小限に食い止めるために、建築物の耐震化、不燃化の推進に加え、市街地や農村地域などの面的な視点からの取り組みも必要となることから、本町の社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度、緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施し、地震に強いまちづくりを推進する。

▶ 第 1 地震防災緊急事業

第3次地震防災緊急事業五箇年計画該当事業(平成18~22年度)

事業主体 (位置)	事業名	事業量	事業概算費 (百万円)	実施予定 年 度	所管省庁
丸森町	安全・安心な学校づくり 交付金(校舎)	2 校 2 棟	41	H 18~	文部 科学省
丸森町	安全・安心な学校づくり 交付金(屋内運動場)	7校 7棟	60	H 20 ~	文部 科学省
宮城県 (丸森町ほか)	地すべり対策事業	1 箇所	288	H18~ H22	農林 水産省

▶ 第2 地盤に係る施設等の災害対策

町及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

1 土砂災害防止対策の推進

1)土砂災害危険箇所等の公表

町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現地への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

また、統合型GISの整備に合わせ、土砂災害危険箇所をデータベース化し公表できるよう努める。

2)土地利用の適正化

町及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の 徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移 転等の対策を促進する。また、宅地造成事業については、宅地造成等規制法などの法に基づく防災措置を講じるよう指導する。

2 地すべり等防止事業

町は、地すべりの発生に伴い流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山 及び砂防関係事業を促進する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

町は、急傾斜地崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域について、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、危険度の高い箇所から積極的に防災工事が進められるよう努めるものとする。また、既存の指定区域と併せて地域住民に対し当該区域の危険な状態の周知と当該区域内での工作物の設置、立木竹の伐採、土石採取等の行為の規制が効果的に実施されるよう指導する。

▶ 第3 地震に強い農村づくり

1 農業・農村における基盤整備の推進

町は、農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、宮城県総合計画(H19~28)及びみやぎ農業農村整備基本計画(H23~32)基づき、農業農村整備事業等を推進する。

2 農業施設の耐震性の改善

町は、新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。 なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

町は、農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集に努める。

4 農業被害の予防対策

町は、農業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、 飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

1)営農用資機材の確保

町は、営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。 町は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう に予備として、社団法人みやぎ原種苗センターと連携をとり、その他確保のための 対策を講ずる。

- 2) 営農防災対策の推進
- (1)水稲・畑作物・果樹対策

町は、農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

(2)施設園芸・養蚕・畜産対策

町は、施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

5 液状化対策の推進

町及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

▶ 第4 河川施設等の災害対策

町は、県及び防災関係機関と連携し、地震に伴う河川、ダム、農地等の被害を防止 するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

1 河川管理施設

河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持 管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、充分に診断を実 施し、計画的に推進する。

施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、 施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制を あらかじめ構築する。

また、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。

2 ダム施設

ダム管理者は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

なお、ダム建設に当たっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

3 農地、農業施設

町は県と連携し、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や

遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

▶ 第5 交通施設の災害対策

道路及び鉄道等が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって道路管理者及び鉄道事業者は、交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保に努める。

1 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、 防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性 が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要 とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や社会資本整備重点計画等 に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1)道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備に努める。

2)橋梁

橋梁については定期的に点検し、必要に応じて修繕及び補強工事を実施し、耐震性 を高める。

3)トンネル

覆エコンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトン ネルについては、優先して補強に努める。

4)道路付属施設

道路管理者と調整の上、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援する ための避難誘導標識の整備に努める。

2 鉄道施設

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状若しくは、既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

なお、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制

復旧用資材・機器の手配

防災意識の普及・向上

資料編参照 「3-8 土砂災害等危険箇所」(P.128)

第2節 都市の防災対策

V

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

▶ 第1 市街地開発事業の推進

町の中心市街地は、比較的古い建物が多く立地し、さらに狭隘な道路が多く残されていることから、既存建築物の耐震化を呼びかけるとともに、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づきこれらの市街地を改造する場合は、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

▶ 第2 土地区画整理事業の推進

町は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事業を実施する場合、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備に努める。

▶ 第3 公園施設

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる都市公園の整備促進及 び配置とネットワークを図るとともに、避難場所に指定する基幹公園について、必要 に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努 める。

第3節 建築物等の耐震化対策



町は、地震災害による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

▶ 第 1 公共建築物

町は、庁舎、警察署、消防署、学校、病院、社会福祉施設等、避難行動要支援者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物の耐震性の向上に努める。

1 町有建築物

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」 (平成8年2月制定)に準拠し、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的披害の おそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診 断結果に基づき必要のある建築物について、さらに精密診断、補強工事等を行う。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

2 教育施設等

町は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を 講ずる。なお、私立学校の設置者に対しては、校舎等の耐震性の強化及び設備・備品 等の安全管理について、適切な対策を講じるよう要請する。

1)校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

2)設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、 転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児 童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

3)水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性 の強化及び浄水機能の整備に努める。

▶ 第 2 一般建築物

町は、住民及び事業者等に対し、建築基準法(昭和25年法律第201号)や建築物の 耐震改修の促進に関する法律等に基づき設計するよう指導するとともに、既存建築物 の耐震診断、耐震補強について啓発指導を行い、特に宿泊施設、医院等多数の住民が 集まる建築物や危険物施設に対し、耐震性の強化や避難について、県と協力し改善指 導を行う。

また、地震による二次災害防止のために、家屋内の家具転倒防止、照明器具の落下防止措置等についても周知徹底を行う。

さらに、道路に面する看板等で落下のおそれがある付帯設備についても管理者等に 改善指導を行う。

▶ 第3 ブロック塀等の安全対策

町は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的として、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものは、改善指導を行う。

▶ 第4 落下物防止及び建物内の安全対策

町は、窓ガラスや外装材等及び看板等落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と事前指導を行う。また、住民に対してタンス、食器棚、本棚、テレビ等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、広報誌、パンフレット等の配布を通じて、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策



町は、大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、施設機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関と連携を図り、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、被害軽減のための諸施策を実施する。

▶ 第1 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

町は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水、導水管、浄水施設、送水管、配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化を、優先順位を定めて計画的に行う。

町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。

町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断 弁の設置を計画的に推進する。

2 復旧用資機材の整備

町は、水道施設が被災した場合、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を 計画的に整備する。

3 管路図等の整備

町は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、 施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

▶ 第2 下水道施設

町は、下水道施設の被災が町民生活へ多大な影響を与えることを踏まえ、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検 し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

町は、復旧活動を円滑に実施するため、汚水処理対策マニュアルの作成、災害対策 資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

▶ 第3 電力施設

電力施設関係機関は、以下の予防措置等を実施する。町はその措置等に対して協力する。

東北電力(株)は、震災による施設の被害を最小限に抑えるため、電力施設の耐震性の確保、迅速な応急体制の確立に努めるとともに、従業員に対して防災訓練や防災教育を実施し、防災意識の高揚に努める。また、停電等に伴う住民への周知、注意喚起の広報体制の充実に努める。

1 送電設備

1)架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、 同基準に基づき設計を行う。

2)地中電線路

終端接続箱、給油装置については「耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、「標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

2 変電設備

機器の耐震設計は変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計や液状化対策を行う。

震災対策編 第2章 災害予防対策 第4節 ライフライン施設等の予防対策

3 配電設備

1)架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、 同基準に基づき設計を行う。

2)地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継ぎ手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4 通信設備

通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電気保安通信規程 (JEAC6011 - 2013) に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。

▶ 第4 液化石油ガス施設

液化石油ガス施設関係機関は、以下の予防措置等を実施する。町はその措置等に対して協力する。

1 液化石油ガス販売事業者の対応

液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律(昭和42年法律第149号)」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保 安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス 施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じると ともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

消費者全戸への安全器具(ガス警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進。

耐震性の確認 (チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上 (ガス放出防止装置等の設置)。

各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ピット)の着実な実施と、基準不適合設 備の解消

周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)。

2 (社)宮城県エルピーガス協会の対応

(社)宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

▶ 第5 電信・電話施設

電信・電話施設関係機関は、以下の予防措置等を実施する。町はその措置等に対して協力する。

1 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要な通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、輻輳したりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

1) 電気通信施設の耐震対策・防火対策・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2 ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保 及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電と輻輳対策

非常電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合の対策等の措置を講ずるよう努める。

第5節 情報通信網の整備

町は、大規模地震災害時に通信施設の損壊、伝送路の切断等により通信不能となることがあることから、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進め、防災通信網の確保・整備を図る。

また、地震発生時の応急対策を迅速に推進するため、職員に対し、通信設備の使用方法等について日頃から研修する機会を設け、その習熟を図る。

▶ 第 1 災害通信網の整備

1 情報伝達ルートの多重化

町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連 携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化 及び関連装置の二重化を推進する。

特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

2 本町における通信施設

本町における利用可能な通信施設は、町防災行政無線、県防災行政無線、一般電話などである。

町は、光ファイバー網による丸森町防災情報提供システム (音声告知システム)及びデジタル防災行政無線機を、各まちづくリセンターや学校等施設に配備している。

なお、県防災行政無線は、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系及び地上系 防災行政無線が配備されている。

3 防災行政無線の整備拡充

1)情報伝達、通信手段

町は、被災者等に対する情報伝達及び連絡のため、防災行政無線等の無線・有線系 も含めた多様な手段の整備拡充に努める。その際、避難場所と町役場との連絡、被災 者への情報提供、情報収集についても十分考慮する。また、夜間、休日等にける速や かな対応など、住民及び各機関との情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確 化を行う。

さらに、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。

2)通信手段の確保

町は、災害時の通信手段確保のため、情報通信施設の耐震性の強化を図るとともに、

停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については耐震性の強化に努める。

また、災害時の回線運用に支障が生じないよう、平常時より補修部品の確保、回線 監視システムの充実、保守管理体制の充実に努め、通信設備等の保守点検に万全を期 す。

3)職員の啓発、訓練

町は、災害時における情報伝達の遅滞、混乱を避け、迅速・確実な回線運用を行うため、平常時より職員の啓発、運用訓練を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保のため、非常通信その他実践的な訓練を定期的に実施する。

▶ 第2 職員参集等防災システムの整備

町では現在、「宮城県土砂災害警戒情報」のメール配信サービスを活用し、町内に土砂災害警報が発表された場合、自動的に災害対策本部が設置され、配備職員は登庁する取扱いとしている。また、光ファイバー網整備に合わせ、電子メールによる職員招集システムを構築し、より円滑な職員参集に努めている。

▶ 第3 その他の通信網の整備

近年ではインターネットや携帯電話を活用し、情報の収集伝達が可能になるなど、通信メディアの発達は著しいものがある。これらの通信手段の機能向上に合わせ、町は、震災時における情報収集及び提供、災害対策本部との迅速な連絡調整、住民向けメール配信サービス等、多様な局面に利活用できるよう、システムの整備充実に努める。

また、町のホームページ上における情報の見やすさ、情報量の拡充を図り、防災対策に関する情報、災害時の情報収集等に容易に活用できるよう整備する。

さらに、地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、タクシー 無線局設置者等との協力体制を整備する。

▶ 第4 災害広報体制の整備

1 被災者への伝達体制の整備

町及び上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン関係機関等は、震災が発生 後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報を整理しておく。

町及び上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び施設、設備を整備しておく。

町は広報を行うに際しては、災害時要援護者、視聴覚障害者、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施する。

震災対策編 第2章 災害予防対策 第5節 情報通信網の整備

2 災害用伝言ダイヤル等の活用体制の整備

町は、大規模な地震災害時に被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族等の安否を確認できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(携帯電話等各事業者提供)」、「県土砂災害警戒情報システム」を住民へ周知する。

資料編参照 「1-10 丸森町防災行政用無線局(移動系)管理運用規程」(P.27)

「1-11 丸森町防災行政用無線局(移動系)運用細則」(P.30)

「1-12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則」(P.32)

「3-10 町防災無線」(P.153)

第6節 職員の配備体制



町及び防災関係機関は、町内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、平常時から組織ごとの配備・動員計画、業務継続計画を定めておく。

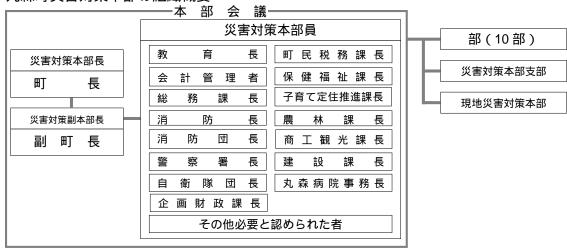
なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第1 配備体制

- 1 災害対策本部
 - 1)災害対策本部の組織

丸森町災害対策本部の組織は、「丸森町災害対策本部条例」及び「丸森町災害対策本 部運営要綱」に基づき定められている。

丸森町災害対策本部の組織概要



2)指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮を執る。ただし、それも困難な場合には総務課長とする。

3)災害対策本部の設置及び廃止

町長は、町内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が完了したと認めたときに廃止する。そのために、平常時から、指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置又は廃止した場合は、その旨を直ちに各まちづくりセンターに配備されている防災行政無線等で公表するとともに、町本部の標識を町災害対策本部事務局前

震災対策編 第2章 災害予防対策 第6節 職員の配備体制

に掲示又は撤去する。

4)本部の運営

町長は、次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置 する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

(1)本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。

(2)部

部は、町における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害 対策業務を行う。

(3)災害対策本部支部

町長は広範囲に災害の発生が予想される時、迅速かつ確実な対応や継続性が求められることから、地区在住職員を災害対策本部における支部長として、各まちづくりセンターに派遣し、自治組織職員と協力して各種情報の収集、伝達を行う。

(4) 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、 現地災害対策本部を設置し、災害地にあって当該災害対策本部の事務の一部を行う。

2 特別警戒本部

町長は、警戒態勢をさらに強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部を設置 し、災害応急対策を実施する。

3 町職員の動員配備

町職員の配備体制は、「丸森町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。

▶ 第 2 防災関係機関等の配備体制

防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要な職員を動員し、町及び県等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、 その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

また、病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等施設の管理者は、大規模地震災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

さらに、県と連絡が取れない場合の自衛隊との連絡体制を整備する。

資料編参照 「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P.6)

「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P.7)

「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領」(P.18)

「1-7 災害対策警戒配備要領」(P.20)

「1-9 丸森町水防協議会条例」(P.25)

第7節 防災拠点等の整備・充実



町は、大規模地震災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・充実を図る。

▶ 第1 防災拠点の整備及び連携

町は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に 努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅遠かつ円滑に実施されるように、学区 単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。

町は応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災 拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防 災拠点が開設される場合は、それらの拠点との連携に努める。

▶ 第2 防災拠点機能の確保・充実

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。保有する施設設備については、自家用発電設備、燃料貯蔵設備等の整備や十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検・訓練等に努める。

町は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

▶ 第3 防災用資機材等の整備・充実

1 町が整備する資機材

町は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

2 防災関係機関が整備する資機材

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

第8節 相互応援体制の整備



町は、大規模地震災害時にその業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があり、迅速かつ的確な防災対策を実施するために、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

▶ 第 1 応援協定

町は、震災時における隣接市町村等との応援・協力活動等が円滑に行われるように、 必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備 する。また、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

連絡体制の確保:・災害時における連絡担当部局の選定

・夜間における連絡体制の確保

円滑な応援要請:・主な応援要請事項の選定

・被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

応援協定締結状況

締結年月日	協定機関	内 容
昭和 43 年 12 月 18 日	白石市、角田市、蔵王町、村田町、大河原町、 柴田町、川崎町、七ヶ宿町	災害防御応援協定
平成 5 年 3 月 30 日	福島県相馬郡新地町	"
平成9年1月16日	福島・宮城・山形県内 5 広域圏 33 市町村	福島・宮城・山形広域圏災害 時相互応援協定
平成 16年 7月 26日	宮城県、県内全市町村(宮城県知事、県市長会 長、県町村会長)	災害時における宮城県市町 村相互応援協定
平成 21年 9月 8日	国土交通省 東北地方整備局	災害時の情報交換に関する 協定(リエゾン協定)
平成 25年 4月23日	北海道北見市	姉妹都市災害時等相互応援 に関する協定

▶ 第2 訓練及び情報交換等の実施

町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時に おける訓練及び災害時の具体の応援等に係る情報交換を行う。

▶ 第3 宮城県市町村相互応援協定

町は、宮城県内の市町村で災害が発生した場合、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定で、十分な応急措置、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速

かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して協定を締結している。

町は、県に応援を要請し、県は応援要請市町村と応援可能な市町村との調整を行い、 円滑に応援活動ができるよう、支援及び協力を行う。

資料編参照 「1-17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(P.53)

「1-18 梁川町、丸森町災害防禦相互応援協定」(P.56)

「1-19 災害時における宮城県市町村相互応援協定」(P.57)

「1-22 仙南 2 市 6 町消防相互応援協定」(P.68)

「1-26 災害時の情報交換に関する協定」(P.76)

第9節 医療救護体制の整備



大規模地震災害時には、多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため、町は、医療関係機関等と、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備する。

▶ 第1 医療救護体制の整備

1 医療救護体制の整備

町は、応急的な治療を施すために救護班を編成し、救護所の設置等の医療救護活動 を速やかに実施するため、町内の医療機関との協力・連携体制を整備する。

また、救護活動の拠点を丸森町国民健康保険丸森病院(以下、「丸森病院」という。) とし、町内におけるその他の医療機関と連携しながら医療救護活動を実施する。さら に、必要に応じて応急救護所を設置し、負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当等の 医療救護を行う。応急救護所において医療救護活動が対応できない場合は、県保健福 祉部を通じて県医療救護班及び災害派遣医療チーム(略称:DMAT)の派遣を要請す る。

医療機関

名 称	電話番号	所在地	診療科目					
丸森町国民健康保険丸森病院	72-2131	丸森町字鳥屋 27	内科・小児科、外科、整形外科、歯科					
登米整形外科医院	72-2266	丸森町字千刈場 7	外科、整形外科					
山本医院	72-1351	丸森町字町西 62-1	内科、外科					
三澤医院	72-1166	丸森町大館 3-110	内科、外科					
谷津歯科医院	72-1234	丸森町字鳥屋 34	歯科、小児歯科					
舘山歯科クリニック	73-4050	丸森町大舘 1-23	歯科					
目黒歯科クリニック	79-2818	丸森町大内字山屋敷 98-1	歯科、小児歯科					
丸森歯科医院	72-4072	丸森町字鳥屋 150-2	歯科					

応急救護所

地 区	設置予定施設	所在地	収容能力	施設概要
丸森	丸森小学校	丸森町字菱川内 39-1	80	保健室 1、特別教室 1
金 山	金山小学校	金山字下前川原 1-1	80	保健室 1、特別教室 1
筆甫	筆甫小学校	筆甫字中島 3-2	80	保健室 1、特別教室 1
大 内	大内小学校	大内字横手 18	80	保健室 1、特別教室 1
小 斎	小斎小学校	小斎字古舘 95	80	保健室 1、特別教室 1
舘矢間	舘矢間小学校	舘矢間舘山字玉川 29-1	80	保健室 1、特別教室 1
大 張	大張小学校	大張川張字宮田 25	80	保健室 1、特別教室 1
耕野	耕野小学校	耕野字入大 44-1	80	保健室 1、特別教室 1
丸森	保健センター	丸森町字鳥屋 48	50	診察室 2、洋室 1、和室 1

2 後方医療救護体制の整備

町は、災害発生後早期に、丸森病院等の医療機関の稼働状況、医薬品の備蓄及びライフラインの状況等を把握し、停電、断水、交通渋滞等により初期医療体制が十分機能しないと判断されるときは、県をはじめとした関係機関の協力を要請するものとし、平常時からの連絡体制を整備しておく。

1)災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)

県では、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置している。本町を包含する宮城DMAT指定病院は、下表のとおりである。

宮城DMAT指定病院の状況

種別	名称	所在地	病床数
	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖 36	308 床
地域災害拠点病院	みやぎ県南中核病院	大河原町字西 38-1	310 床
基幹災害拠点病院	国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野二丁目 8-8	698 床

2)住民等の自主的救護体制の整備

町は、大規模な場合に、救急車等の搬送手段の不足や通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難になることが予想されるため、住民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報等により周知し、自主的救護体制を整備する。

▶ 第2 医薬品、医療資機材の整備

町は、初期医療救護活動等に必要と認められる救急医療セットを町保健センター等 に備蓄し、定期的に点検、補充を行う。

また、震災時の医療救護実施のため必要な医薬品及び衛生材料等は、主として丸森病院から調達することとし、不足する場合は、町内の関係業者から調達できるよう体制を整備する。

資料編参照 「2-1 医薬品の調達先」(P.95)

「2-2 防疫薬剤の調達先」(P.96)

「4-1 救急医療セット内容リスト」(P.167)

「4-2 備蓄医療品リスト」(P.170)

第10節 緊急輸送体制の整備

大規模地震災害時の物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて重要な災害応急対策活動であり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となるため、 町は、関係機関と連携し、町内の緊急輸送路、輸送体制を定めておく。

▶ 第1 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

県及び関係機関は、災害時の応急対策活動を迅速に実施するため、事前に特に重要 となる道路を緊急輸送道路として選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路 ネットワーク計画を推進している。

町内における緊急輸送道路は、国道 113号(全線)の1路線であり、上記計画に基づき国道 113号と、町内の拠点施設(役場庁舎、各まちづくりセンター、避難所、医療施設、消防署など)を結ぶ道路について、安全性の確保や危険箇所の改善を進める。

2 緊急輸送道路の整備

町は、緊急輸送道路の確保のため、町道の拡幅、耐震強化の整備を推進するとともに、各緊急輸送道路の道路管理者に対し当該道路の耐震強化等の整備推進を要請し、効率的な緊急輸送道路ネットワークの整備に努める。

3 緊急輸送道路の周知

町及び道路管理者は、町の職員及び住民に対して、緊急輸送道路の周知に努め、道路施設の被害を発見した場合、直ちに町及び道路管理者へ報告するよう啓発する。

4 沿道の建築物の耐震化

町は、建築物の倒壊等による通行の障害を生じさせないよう、沿道の建築物の耐震 化を促進させる。

▶ 第2 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る事前届出手続き

町は、町が所有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届け出を行う。

県公安委員会は、審査・届け出済み証の交付を行い、警察は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

2 関係機関との連携

町は、緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会等に応援を要請する。

第 11 節 避難収容対策

町は、大規模災害時に地震、あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがあるため、事前に、緊急避難する場所の指定緊急避難場所、避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるよう、予めそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

▶ 第1 避難場所の確保

町は、大規模地震による災害時に住民等が一時避難するための避難場所を、町内 8 地区のまちづくりセンターとしている。また、二次避難場所は、グラウンド、学校な どの公共施設 39 箇所を対象として定めている。

なお、学校等教育施設(私立学校を含む)を避難場所として指定する場合は、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議し、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

指定緊急避難場所を指定する場合は、避難行動要支援者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区ごとに指定するものとし、設置基準は次のとおりとする。

建物は十分な耐震性を有すること。

火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

浸水等の被害のおそれのない場所であること。

地割れ、土砂災害に対して安全な場所であること。

臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。

対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。

危険物施設等が近くにないこと。

▶ 第 2 避難所の確保

町は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するため の指定避難所として避難収容施設を指定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。なお、町は避難場所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

1 指定避難所の指定基準

規模程度:被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

構造条件:速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであることのほか、十分な耐震性を有すること。

立地条件:想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 交通条件:車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるこ と。

避難場所·避難所

	비꼬호호			`P\$##+目€C	いは世代に		i.	设備	조사를 하나
番号	収容 地区	名 称	所在地	避難場所収容人員	避難所 収容人員	建物構造	給水	炊飯	耐震性の有無
1	丸森	町民体育館	丸森町字花田 20	-	330	鉄骨		×	
2	丸森	町民広場	丸森町字花田 20	6,500	-	-	-	-	-
3	丸森	丸森小学校体育館	丸森町字菱川内 39-1	3,700	270	鉄骨			
4	丸森	丸森中学校体育館	丸森町字田町南 51	11,300	530	鉄骨			
5	丸森	丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	-	270	鉄筋コンクリート			
6	丸森	和田コミュニティセンター	丸森町字和田西 8-93	-	120	体育館鉄骨			
7	丸森	羽出庭農村集落多目的センター	丸森町字森 67	-	60	木造平屋			
8	丸森	神明住宅集会所	丸森町字神明南 1-1	-	40	木造平屋		×	
9	丸森	欠入コミュニティセンター	丸森町字欠入上 20-2	-	110	体育館鉄骨			
10	金山	金山小学校体育館	金山字下前川原 1-1	2,700	160	鉄骨			
11	金山小斎	(旧)丸森東中学校体育館	金山字長根 63-1	3,800	260	鉄骨			
12	金山	金山まちづくりセンター	金山字下前川原 17	-	100	鉄筋コンクリート			
13	筆甫	筆甫小学校体育館	筆甫字中島 3-2	2,100	160	鉄骨			
14	筆甫	(旧)筆甫中学校体育館	筆甫字和田 73	4,600	260	鉄筋			
15	筆甫	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	-	100	鉄筋コンクリート			
16	筆甫	川平スポーツ交流センター	筆甫字川平二 15-3	600	170	体育館鉄骨		×	
17	筆甫	筆甫山村広場	筆甫字石神東 47	4,000	-	-	-	-	-
18	大内	大内小学校体育館	大内字横手 18	7,300	290	鉄筋			
19	大内	(旧)大内中学校体育館	大内字横手 19	2,300	290	鉄骨			
20	大内	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	-	260	鉄筋コンクリート			
21	大内	青葉コミュニティセンター	大内字青葉南 16-2	-	110	体育館鉄骨			
22	大内	伊手コミュニティセンター	大内字下梅ヶ作 27	-	120	体育館鉄骨			
23	大内	大内山村広場	大内字南平 193-2	5,000	-	-	-	-	-
24	大内	黒佐野山村活性化支援センター	大内字黒佐野 103-248	-	50	木造平屋			
25	小斎	小斎小学校体育館	小斎字古舘 95	3,400	240	鉄筋			
26	小斎	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63-1	-	90	鉄筋コンクリート			
27	舘矢間	舘矢間小学校体育館	舘矢間舘山字玉川 29-1	3,300	210	鉄骨			
28	舘矢間	舘矢間まちづくりセンター	舘矢間舘山字大門 148-1	-	150	鉄骨平屋建て			
29	大張	大張小学校体育館	大張川張字宮田 25	2,500	160	鉄骨			
30	大張	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	-	90	鉄筋コンクリート			
31	大張 耕野	大耕農村広場	大張川張字宿 13-1	4,500	-	-	-	-	-
32	耕野	耕野小学校体育館	耕野字入大 44-1	2,200	160	鉄骨			
33	大張 耕野	(旧)丸森西中学校体育館	耕野字羽抜 30	2,900	290	鉄骨			
34	耕野	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋舘 7-4		90	鉄筋コンクリート			
35	丸森	伊具高等学校	丸森町字雁歌 51		800	鉄骨			
36	舘矢間	仙南ジェロントピア(福祉避難所)	舘矢間松掛字宮田 67		50	鉄骨コンクリート			
37	舘矢間	あぶくま斎苑	舘矢間松掛字上63-1	-	150	鉄筋コンクリート		×	
38	舘矢間	舘矢間保育所	舘矢間舘山字天王 17-1	-	200	鉄骨コンクリート			

-112	UUSS			避難場所	いた女子にこ		嗀	備	工+ == }++
番号	地区	名 称	所在地		収容人員	建物構造	給水	炊 飯	耐震性 の有無
39	丸森	(株)ケーヒン宮城第一製作所グラウンド外	丸森町字寺内前 51-41 の 一部	1,100	-				

[「]舘矢間まちづくりセンター」における避難所収容人員の算定は、「大規模地震発生直後からの避難生活の安定確保の手引き」 (消防庁・(財)地域活性化センター)に基づき大集会ホール、研修室等の居住スペースとして使用できる面積を考慮し、459.6 $\vec{m}\div 3.0 \; \vec{m}/A=153.2$ 150人とした。

「㈱ケーヒン宮城第一製作所グラウンド」の避難場所収容人員の算定は次のとおりとした。 $7,100 \text{ m}^{2}$ (グラウンド面積) $\div 25 \text{ m}^{2}$ (車1台の面積) $\times 4$ 人(車への乗車人数)

2 避難所の管理

町は、以下の措置を実施する。

避難所の管理責任者を定める。

避難所の運営に必要な資機材等を整備する。

避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。

運営に必要な事項についてマニュアル等を作成する。

学校等教育施設(私立学校を含む)を避難所として指定する場合は、当該施設の 管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教 室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災 害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

高齢者、障害者等の避難行動要支援者等が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を必要に応じて指定する。

ボランティア活動が、円滑に行われるよう準備する。

3 福祉避難所の確保

町は、施設の土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリア

フリー化、避難スペースが確保されているなど、避難行動要支援者等のために特別の 配慮がなされた民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう に努める。

▶ 第3 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の 事項に留意する。

十分な幅員があること。

万一に備えた複数路の確保。

崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者 及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにお ける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に 努める。

▶ 第4 避難路の整備

- 1 町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間の短縮のための工夫・改善に努める。
- 2 町は指定した避難路について、誘導標識を設定する際は、夜間でも分かりやすく 誘導できるよう標示するものとし、住民が日常生活の中で、常に地震災害の危険性 を認知し、円滑な避難ができるようにする。

▶ 第5 避難計画の整備

1 避難計画の整備

町は、下記の事項に留意して避難計画を整備する。 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員 指定避難所の名称、所在地、収容人員 避難路及び誘導方法

2 公的施設等の管理者

町は、学校、病院等不特定多数の人が集まる施設の管理者に対して、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画定め、職員等に周知徹底を図ることを要請する。

3 避難行動要支援者への支援

町は、行政区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び町内の福祉団体等との連携に努め、避難行動要支援者の了解を得た上で事前に情報を把握し、避難行動要支援者の避難に際して相互に協力する地域ぐるみの支援体制の確立に努める。

▶ 第6 避難に関する広報

町は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を記載した地図を作成し、住民への配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、デジタル行政無線、 エリアメールの整備を推進する。

▶ 第7 応急仮設住宅対策

震災対策編 第2章 災害予防対策 第11節 避難収容対策

> 町は、応急仮設住宅について、原則として町有地等で、できる限り集団的に建設で きる場所に設置するため、あらかじめ設置可能な用地を選定しておく。

▶ 第8 広域避難の対策

町は、被災市町村からの広域避難者に対し、町営住宅等の滞在施設の提供に努める。

資料編参照 「3-9 指定避難所」(P.152)

第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図っていく。

▶ 第1 住民のとるべき措置

町は、住民等に対して、以下の措置の実施を要請する。

住民は、防災の基本である「自らの生命は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しな

事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。

住民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に 努める。

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の備蓄に努める。 備蓄にあたっては避難場所を勘案した現物による分散備蓄や流通備蓄について配慮 する。

▶ 第2 食料の確保

町は、被害想定などを参考にしながら最小限の非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

▶ 第3 生活物資の確保

町は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、町商工会など関係業界と協議し、「災害時における物資供給に関する協定書」を締結し、物資調達のための体制を整備している。

また、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

▶ 第4 飲料水の確保

町は、被災地における迅速な対応を図るため、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄を行う。

町は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。

町は、日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

資料編参照 「1-15 災害時における物資供給に関する協定」(P.42)

「1-16 災害時における応急生活物資供給等に関する協定」(P.48)

「2-3 食料の調達先」(P.97)

「2-4 衣料・生活必要物資の調達先」(P.99)

第 13 節 廃棄物対策

町は、大規模地震の発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、 し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物が、住民の生活に著しい混乱をもたらすこと が予想されるため、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われ るよう処理体制の整備を推進する。

▶ 第1 処理体制

1 町の役割

町は、廃棄物の処理を町内関係事業者に委託するものとするが、処理能力を超える 廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策とし て、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備す る。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

▶ 第2 主な措置内容

町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

1 緊急出動体制の整備

収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。

廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討 する。

2 震災時における応急体制の確保

仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備する。

3 避難所の生活環境の確保

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。 の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

資料編参照 「2-5 清掃資器材関係業者状況」(P.100)

第 14 節 ボランティアの受け入れ

町は、東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアが救援活動等で大きな 役割を果たしたことから、地域団体やNPO等(以下「ボランティア関係団体」という。) の民間レベルでの横断的な連携や組織的な活動を受け入れるための体制整備に努める。

また、町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努めるものとする。さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等との間で、ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

▶ 第 1 一般ボランティアの受け入れ体制

町は、一般ボランティアの受け入れ体制に関して、以下の措置の実施を要請する。

- 1 関連機関等の取り組み
 - 1)一般ボランティアの受け入れ体制づくりの担い手

災害の発生時における一般ボランティアの受け入れは、県社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって担うものとする。

両者は、町レベル(町社会福祉協議会が中心) 県レベル(県社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心)の2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう取り組む。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンター

NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して設立された団体である。

2)平時からの準備・取り組み

社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは、平時から 行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、 地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリスト アップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金 の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、 行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワーク を構築する。

2 行政の支援

町は、一般ボランティアの受け入れ体制づくりについて、社会福祉協議会、NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を 行う。

▶ 第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

ボランティアの主な役割

生	避難所及び災害ポランティアセンターの 運営補助
生活支援	炊き出し、食料等の配布
援に	救援物資等の仕分け、輸送
関	高齢者、障害者等の介護補助
す る 業	清掃活動
務	その他被災地での軽作業

専	救護所等での医療、看護、保健予防			
門	被災建築物の応急危険度判定			
的	被災宅地の危険度判定			
なし	外国人のための通訳			
知	被災者へのメンタルヘルスケア			
を	高齢者、障害者等への介護			
要	アマチュア無線等を利用した情報通信事務			
すし				
る	公共土木施設の調査等			
業	IT 機器を利用した情報の受発信			
務	その他専門的な技術・知識が必要な業務			

▶ 第3 専門ボランティアの登録

主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、 施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事し 震災対策編 第2章 災害予防対策 第14節 ボランティアの受け入れ

てもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に 直轄管理施設の被害状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

4 被災建築物応急危険度判定士(震災対策編)

被災建築物応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の外壁等の落下、転倒の危険性をできる限り速やかに判定して、その判定結果に基づいて恒久的復旧までの間、被災した建築物の使用等にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的としている。

県では、被災建築物応急危険度判定を行う技術者を養成するため、県内の建築士等を対象に講習会を開催し、登録申請した受講者を宮城県被災建築物応急危険度判定士として名簿に登録している。

資料編参照 「1-27 災害時のボランティア活動に関する協定」(P.78)

第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策



大規模地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、町及び関係機関は、その対策について整備を図る。

▶ 第 1 高齢者、障害者等への支援対応

町は、障害者、介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者(高齢者のみの世帯を含む)保護を必要とする乳幼児及び妊産婦、医療機関における入院患者等(以下「避難行動要支援者等」という)に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要であるため、防災関係機関、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関(以下「社会福祉施設等」という)と連携を図り、避難行動要支援者等の災害予防に万全を期す。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

町は、社会福祉施設等に対して、以下の措置の実施を要請する。

1)防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。 また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

2)防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者、入院患者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

1)町地域防災計画・全体計画の策定

町は、内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、以下「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、地域防災計画に避難行動支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援行動者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

2)要配慮者の把握

町は、民生委員等の協力を得て、在宅の要配慮者を的確に把握しておく。 なお、町は、取扱指針及びガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。 要配慮者の所在把握

アー町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者

震災対策編 第2章 災害予防対策 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

> をリストアップし、どのような要配慮者がどこに住んでいるかの所在情報を取り まとめるように努める。

イ 町は、自主防災組織や契約会などの地域コミュニティを活用するなど、地域に おける共助による所在把握の取組を推進する。

所在情報の管理

- ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- イ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩 防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に 努める。
- 3)避難行動要支援者名簿の整備

名簿の作成・更新

町は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

ア 避難行動要支援者の範囲

名簿を作成する避難行動要支援者の要件は次のいずれかに該当する者とする。

65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び同居者全員が不在 により実質的な独居状態となる 65 歳以上の高齢者で災害時の自力避難に不安 がある者

要介護認定3以上の認定を受けている者

身体障害者手帳1級・2級を所持する身体障害者

生命を維持するために医療措置を常に必要とする在宅患者

(人工呼吸器の使用、人工透析、在宅酸素療法)

療育手帳 A を所持する知的障害者

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

難病患者(重症認定患者)

上記以外で支援が必要と認められる者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

氏名

生年月日

性別

住所又は居所

電話番号その他の連絡先

避難支援等を必要とする事由

前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める 事項

ウ 名簿の提出

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委

員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講ずる。

4)個別計画の策定

町は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、予め、複数の避難支援者を定め、車による避難も含め、支援方法、避難先を決めておくなど、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動支援者ごとに具体的に記載した個別計画を策定されるように努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団や民生委員・児童委員等 避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等に も十分留意する。

5)避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難所へ移送するため、 運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び、移送方法について、あらかじめ定める よう努める。

6)支援体制の整備

町は、取組指針やガイドラインを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、 災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支 援者等を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者等やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

7)相互協力体制の整備

町は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者等の近隣住民、ボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者等の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

8)情報伝達手段の手段

町は、各種福祉関連団体と連携し、避難行動要支援者等個々の特性に配慮した情報 伝達の確保に努める。

▶ 第2 外国人への支援対策

町は、災害発生時に、在住外国人の言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる 孤立等を防止するために、県と連携して外国人のニーズ等を把握し、外国人旅行客に ついても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。

在住外国人の現状やニーズを的確に把握し、適切な配慮を行う。

外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路

震災対策編 第2章 災害予防対策 第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

の周知徹底を図る。

避難場所までの案内板等に外国語を併記する。

町が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含める。

外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける 等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報 提供のためのマニュアルを作成する。

▶ 第3 旅行客への支援対策

町は、旅館等観光施設と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練を実施する。

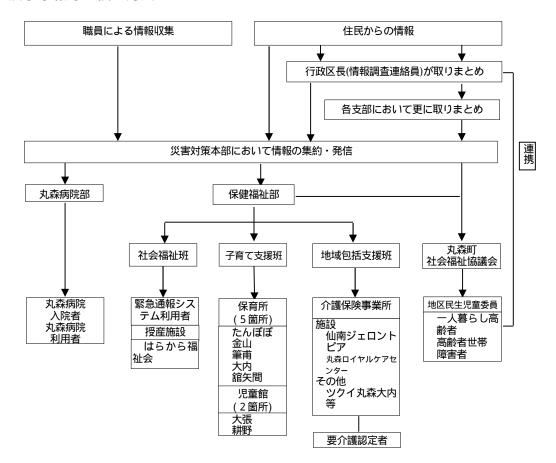
また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどに加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから、円滑な避難行動が容易でないといった特性を有するため、関係機関と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

▶ 第4 情報提供対策

町は、避難に時間を要する避難行動要支援者に対し、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条に基づいて行う洪水予報等の伝達方法(丸森町避難行動要支援者避難支援計画)を用い、早期に避難準備情報を提供する。

洪水予報等の伝達方法



避難行動要支援者利用施設名称

姓郑门到女义没自小师他以口小	1	
施設名	住所	電話番号
丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋 27	72-2131
みずきの里 丸森	丸森町大内字横手 19	79-2141
たんぽぽこども園	丸森町字鳥屋 120	86-4336
金山保育所	丸森町金山字下前川原 30	78-1104
筆甫保育所	丸森町筆甫字石神西 4-3	76-2027
大内保育所	丸森町大内字西畑 92-7	79-3119
舘矢間保育所	丸森町舘矢間舘山字天王 44-1	72-1778
大張児童館	丸森町大張大蔵字川前 22	75-2266
耕野児童館	丸森町耕野字小屋舘 7-4	75-2730
仙南ジェロントピア	丸森町舘矢間松掛字宮田 67	72-2860
あぶくまジェロントピア	丸森町舘矢間舘山字中道 132	73-1211
丸森ロイヤルケアセンター	丸森町字鳥屋 9-2	73-1101
ツクイ丸森大内	丸森町大内字神明 32	73-3277
ひまわりの郷	丸森町舘矢間舘山字直洲 131-1	87-7866
憩いの森	丸森町大内字南平 212-12	87-7285
いぐいぐぅ	丸森町字竹谷 46-3	86-4875

▶ 第 5 避難支援対策

町は、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、関係機関の協力を得て、避難支援体制を整備する。

丸森町社会福祉協議会、丸森町民生児童委員協議会、丸森町行政区長連絡協議会、各地区住民自治組織、丸森町消防団等の関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

町が保有する情報及び民生委員等の調査情報に基づき、避難支援を必要とする 避難行動要支援者の名簿を作成する。その際には、個人情報の保護について徹底 を図る。

第 16 節 地震防災訓練の実施



町及び各防災関係機関は、大規模地震発生時に、関係機関、自主防災組織及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるように、防災意識の普及、高揚を目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

▶ 第1 町の防災訓練

1 防災訓練の内容

町及び防災関係機関は、毎年、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、避難行動要支援者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

災害対策本部運用訓練 避難訓練

職員招集訓練 救出救護訓練

通信情報訓練 警備、交通規制訓練

広報訓練 炊き出し、給水訓練 火災防御訓練 自衛隊災害派遣訓練

緊急輸送訓練 土砂災害に対する訓練

公共施設復旧訓練その他必要な訓練

ガス漏洩事故処理訓練

2 防災訓練の実施時期

町及び防災関係機関は、以下の措置を実施する。

町、県、防災関係機関及び住民が一体となり行う総合防災訓練は、毎年6月12日 (みやぎ県民防災の日)等に実施する。

自主防災組織や地域住民が主体となり行う地域防災訓練は、毎年時期を選定して 実施する。

▶ 第 2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年 1 回以上定期 的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することと し、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

想定地震の規模、地震被害の程度等を明らかにする。

関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。

避難行動要支援者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。

訓練結果について、事後に検討を行う。

▶ 第3 学校等の防災訓練

- 1 災害を想定し地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 2 校外活動で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害学習を実施するとともに避難 訓練の実施に努める。
- 3 避難訓練を実施する際は、障害のある児童生徒も円滑に避難することができるよう 配慮する。

▶ 第4 企業等の防災訓練

- 1 企業は、大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため防災訓練を実施する。
- 2 避難場所として指定されている場所は、地震発生の際、企業が一時的な避難場所となることを想定し、避難場所の運営訓練を実施するよう努める。
- 3 災害発生時に備え、周辺自治体及び地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

第 17 節 防災知識の普及



町及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努める。

▶ 第 1 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

町は、地震災害発生時に災害対策の中枢を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、所掌事務を熟知させる。

2 住民への防災知識の普及

町は、住民の防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練、防災に関する講演会、出 前講座等を実施する。

実施に際しては、広報誌、新聞広告等を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関、自主防災組織及び地域住民に対して、これらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させることを要請する。

また、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

なお、防災知識等の普及に当たって、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、 高齢者用の常備品等の点検、介護者への役割の確認等、外国人、高齢者、障害者等の 避難行動要支援者に配慮する。

▶ 第 2 学校等教育機関における防災教育

町は、学校等教育機関に対して、以下の措置の実施を要請する。

校長は、児童・生徒の災害に関する知識が深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的に実施する。

県及び町並びに教育委員会は、住民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の普及啓発を図る。

震災対策編 第2章 災害予防対策 第17節 防災知識の普及

教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

なお、私立学校においても、防災教育の指導に当たる教員等の指導力の向上に努める。

▶ 第3 住民の取組

町は、住民に対して、以下の措置の実施を要請する。

被害の大きさは住民の心構えや備えによって大きく異なることから、住民は、被害の軽減や最小化につながるよう普段から家屋等の耐震化・家具の転倒防止対策、家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、地震災害に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。

第 18 節 地域おける防災体制

町は、大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるために、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠であるため、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・指導に努める。

▶ 第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を行うことが必要であり、特に 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の所在を把握し、救出・救護体制を整備するな どの配慮が必要である。

町内の自主防災組織は、49 組織、約 11,400 名(平成 29 年 2 月 1 日現在)であり、今後も強化していく。また、事業所においては、大規模事業所は消防計画により自衛消防組織を設置し種々対処しているところであるが、小規模事業所においても組織的に行動できる自主防災組織が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民自身の地震災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

▶ 第 2 自主防災組織の育成・指導

町は、災害対策基本法第 5 条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられているため、その組織化に積極的に取り組む。

地区、行政区又は契約会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を 開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。

自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について指導・助言 を行う。

地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、町の自主防 災組織連絡協議会の設置について指導・助言を行う。

▶ 第3 自主防災組織の活動

町は、自主防災組織に対して以下の措置の実施を要請する。

- 1 平常時の活動
 - 1)訓練の実施等
 - (1) 防災訓練への参加

地震災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び町等が実施する防災訓練へ参加する。

(2) 防災知織の普及

地震災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(3)消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な訓練を実施する。

(4)避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(5) 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応 急手当の方法等を習得する。

(6) 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力 し、必要なノウハウの習得に努める。

2) 防災点検の実施

地震災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自 主防災組織として、定期的に避難路や災害危険箇所

の確認等の地域における防災点検を実施する。

3)防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は災地震害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように管理する。

4)避難行動要支援者の情報把握・共有

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら避難行動要支援者の了解を得た上で平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 地震発生時の活動

1)情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

地域内の被害情報の収集方法

連絡をとる防災関係機関

防災関係機関との連絡方法

防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

3)救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

4)避難の実施

避難勧告又は避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- ア 市街地......火災、落下物、危険物
- イ 山間部、起伏の多いところ........崖崩れ、地すべり
- ウ 河 川......決壊、浸水
- エ 代替避難路の検討

円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度 のものとする。

高齢者、乳幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者 に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

5)避難所開設・運営の参画

災害発生時には、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

6)給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物

震災対策編 第2章 災害予防対策 第18節 地域おける防災体制

資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

▶ 第4 住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業者を有する事業所は、当該地区における防災力の向上を図るため共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、 これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、町と連携して防災 活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 企業等の防災対策の推進



企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実 践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与できるように町との連携体制を構築する。

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えるとき、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、町及び防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等を呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施できるよう努める。

▶ 第 2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、消防法(昭和23年法律第186号)の定めにより消防計画を定めている事業所は、計画で定める自衛消防組織を運用し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。また、法的な定めのない事業所にあってもこれに準じ、地域の安全確保に努める。

企業等における町との連携などによる防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項 について、それぞれの実情に応じて行う。

防災訓練

従業員等の防災教育

情報の収集・伝達体制の確立

火災その他災害予防対策

避難対策の確立

応急救護

飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保

施設耐震化の推進

施設の地域避難所としての提供(駐車場や広場を想定)

地元消防団との連携・協力

要員支援

第20節 危険物施設等の予防対策



消防機関は、大規模地震災害時において危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合、周辺地域に多大の披害を及ぼすおそれがあるため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育を推進する。また、各危険物施設等の耐震性能の向上を図る。

▶ 第 1 危険物施設

消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・ 強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 耐震性強化の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全 対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合し た状態を維持するよう指導し、また、耐震性強化についての指導を行う。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制 の確立を図る。

4 広報・啓発の推進

仙南地方危険物安全協会の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び 一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

5 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

▶ 第 2 高圧ガス施設

町は、高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

▶ 第3 火薬類製造施設等

火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)を遵守し、平常時から火薬類製造施設、火薬庫等の定期自主検査等を実施するなど、施設の点検・維持管理に努めるとともに、災害時における連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

▶ 第4 毒物・劇物貯蔵施設

町は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(39種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。

消防機関は、毒物・劇物関係の消防上必要な事項について届け出させ、これらの実態を把握するとともに、町が実施する防災対策について、連携・協力して災害防止に努める。

資料編参照 「3-16 危険物施設一覧表」(P.161)

「3-17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設」(P.162)

第 21 節 火災予防対策



町及び消防機関は、地震災害に伴う火災について、同時多発的に発生することが予想され、大規模地震災害になる可能性が高いことから、出火防止に努めるとともに、初期消火、 火災の延焼拡大防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

▶ 第 1 出火防止、火災予防の徹底

町及び消防機関は、地震時の出火要因として、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、あらゆる施策を講じて安全化を図るとともに、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

1 火気使用設備・器具の安全化

町及び消防機関は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及 徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の 普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

2 住民への指導強化

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひと りの出火防止に関する知識及び災害に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの活動を推進する。

3 出火防止のための査察指導

町及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

4 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気 を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、火を扱う機会の 多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、町及び消防機関は、幼少年消 防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

5 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるため、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

このため、町及び消防機関は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制について、防火管理者の資格取得のための講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、防火管理者の選任義務のある防火対象物については、防火管理者を置くことを励行させる。

6 消防組織の充実強化

町及び消防機関は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、消防団員の確保と団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制をとる。

▶ 第2 消防力の強化

1 消防ポンプ自動車等の整備

町及び消防機関は、火災発生時に、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、消防力の整備指針を踏まえて作成する消防施設整備計画により、消防施設等の充実を図り、消防力の強化に努める。また、消防水利の基準の規定に基づき、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備充実に努める。

なお、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、 ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

;	機関名	区域名	ポンプ自 動車	水槽付 ポンプ 自動車	指揮車	小型動力 ポンプ付 積載車	貯水槽	消火栓	プール	ポンプ 置場	ホース乾燥塔
		町内 全域	1	1	1	1	-	-	-	ı	1
	丸森	丸森	-	-	-	10	42	61	4	10	10
	筆甫	筆甫	-	-	-	4	15	13	1	4	4
消	大内	大内	-		-	10	37	42	2	10	10
防田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	金山	金山	-		-	4	16	22	3	4	4
団分	小斎	小斎	-	-	-	4	38	10	1	4	4
団	舘矢間	舘矢間	-	-	-	5	42	38	2	5	5
名	大張	大張	-	-	-	4	29	-	2	4	4
	耕野	耕野	-	-	-	4	23	-	2	4	4
	計		1	1	1	45	242	186	17	45	46

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、町は、以下の観点から消防団の育成・強化を推進して、地域社会の防災体制を図る。

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。

消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

資料編参照 「3-13 防火対象物」(P.157)

第5章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節総則



▶ 第1 目 的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

▶ 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「各機関の役割と業務大綱」に定めるところによる。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制



大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町及び防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施する。また、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保 を図るよう十分配慮する。

▶ 第1 配備体制

1 職員の配備体制及び配備基準・内容

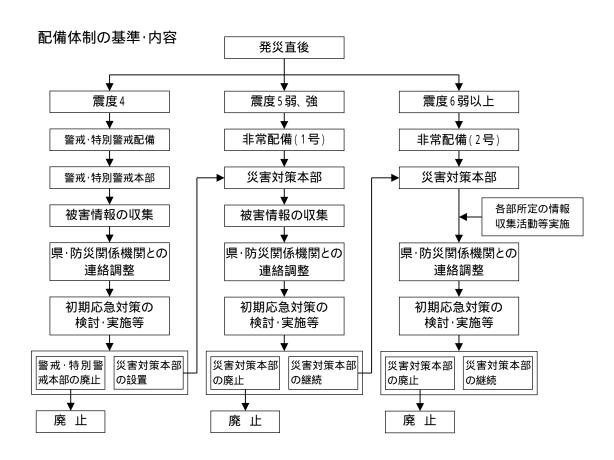
町長は、町内で相当規模以上の地震災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、 非常配備体制を敷く。なお、災害対策本部が設置された際には、各課(所・局)は部 となる。

また、副町長は、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。その際、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。

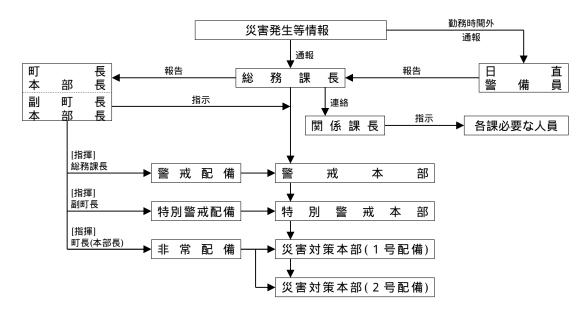
警戒・特別警戒配備及び非常配備の職員配備体制の基準・内容は次頁に示すとおりである。

配備体制の基準・内容

頂	B	警戒配備	特別警戒配備	非常	配備
圴		宣戏癿佣	行加言戏的情	非常配備(1号)	非常配備 (2号)
基	備 準	震度4の地震が発生したとき。	震度4の地震が発生し被害が発生したとき。 その他災害の規模等の 状況により、副町長が必要と認めたとき。	生したとき。 その他災害の規模等の状	生したとき。 その他災害の規模等の状
配内	宿 容	警戒本部を設置する。 被害情報の収集、緊急応 急活動を速やかに実施 できる体制とする。	- •	る。 被害情報の収集、局地的	る。 被害情報の収集、救助活 動、広報活動等の緊急応
配要	備員	災害応急対策に関係する課	(所・局)の所要人員		各部所属部員の全員。
			震度情報を確知しだい、自主 常連絡系統に基づき、一般加	登庁を原則とする。 入電話、携帯電話等を用いて(伝達する。
活内	動容	被害状況に関する情報の 初期応急対策の検討・実 その他必要事項。		被害状況に関する情報の以 救急・救助活動等、広範囲 広報活動。 その他必要事項。	
		町長が被害状況等を総合的 設置が必要であると認めた		町長が被害状況等を総合的 に判断し、災害対策本部の 設置が必要であると認めた とき。	-



職員の初動体制フロー



災害発生等情報は、気象情報、地震情報、火災発生情報、土砂災害情報等を含む。

2 警戒本部

総務課長は、震度4の地震が発生したとき、警戒本部を設置する。

3 特別警戒本部

副町長は、震度4の地震が発生し被害が発生したとき、特別警戒本部を設置する。 特別警戒本部の組織構成、処置事項等は、丸森町災害対策本部運営要綱に準じ、配 備は災害応急対策に関係する課(所・局)の所要人員とする。

4 災害対策本部

町長は、大規模な地震が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条に規定される災害対策本部を丸森町災害対策本部条例及び丸森町災害対策本部運営要綱等に基づき設置し、非常配備体制を敷く。

災害対策本部設置に伴い、事前に特別警戒本部が設置されていた場合は、これを廃 止する。

災害対策本部が実施する主な所掌事務は以下のとおりである。

防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達

住民の不安を除くために必要な広報

消防、その他応急措置

被災者の救助、救護、その他の保護

施設、設備の応急復旧

防疫その他の保健衛生

避難の勧告、指示

被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給

震災対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制

> 県災害対策本部への報告、要請 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携 自主防災組織との連携及び指導 その他必要な災害応急対策の実施

5 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な地震被害が発生し、町長が必要と認めた場合には、被災地に 現地災害対策本部を設置する。

6 災害対策本部支部

災害対策本部長は、災害発生時に、迅速かつ確実な対応や継続性が求められることから、地区在住職員を災害対策本部における支部長として、各地区まちづくりセンターに派遣する。

▶ 第2 職員への伝達

1 勤務時間内の伝達と職員がとるべき緊急措置

各課長等は、勤務時間内における職員への伝達を、庁内放送、口頭等により行う。 また、職員は、地震発生直後に下記の緊急措置を実施する。

在庁者の安全確保と避難誘導 町庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火 被害状況を踏まえた庁舎、施設の緊急防護措置 非常用自家発電機や通信機の確保

2 勤務時間外の伝達

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害を覚知した場合、 所定の人員は各々自主的に登庁し、配備につく。

また、各課長及び町関連施設の管理者は、電話、無線又は伝令等、適切な連絡手段によって迅速に職員に通知する。

▶ 第3 動員体制

1 職員の参集

特別警戒本部設置及び災害対策本部に係る職員の参集は次頁に示すとおりとする。

2 本部連絡員の設置

各部に置かれた本部連絡員は、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務を行う。

本部連絡員は各部の副部長(課長補佐等)があたる。

3 配備状況の報告

本部連絡員は、職員の配備状況を的確に把握し、速やかに総務部長(総務課長)に報告する。総務部長は、町長、副町長に報告する。

報告の内容は以下のとおりである。

配備済みの人数

登庁不能のため、まちづくりセンターに参集した人数

連絡不能の人数及び地域

その他必要事項

動員体制(1)

		÷.,			±m	TJT				配備	体制	
		部			課	班	-	敬武	二 /	特 叧		京配備
								警 戒	11日	警戒配係	1号	2 号
						課	長					
						専 門	官					
						課長補	佐					
					総務課	消防防災班	長					
						人 事 班	長					
総		務		部		行 政 班	長					
MEN		173		טם		情報広報班	長					
						消防防災班	員					
						その他職	員					
						局	長					
					議会事務局	局 長 補	佐					
						その他職	員					
						課	長					
						専 門	官					
						課長補	佐					
企 i	画	財	政	部	企画財政課	企 画 班	長					
						地方創生推進班	長					
						財政管財班	長					
						その他職	員					
						課	長					
						専門	官					
						課長補	佐					
町	R	£Η	弘	立(7	町民税務課	住 民 班	長					
μј	<u></u>	化工	扔	Πl)	四」に「作れて行う	課 税 班	長					
						収納対策班	長					
						町民生活班	長					
						その他職	員		•		_	

動員体制(2)

	~	, ф1	(-)															配備	体制	;IJ		
		部					課				班		警戒	; # 3	/ 世	特		別		非常	配備	
													言力		T/FII	警	戒	配備	i 🔃	1号	2 두	7
					保	健	福	祉	課	介社保健	長 補 保 医療 班 護 保 険 班 会福 证 班 健 予 防 班	長佐長長長長長										
保	健	福	祉	部	子推	育	て進	定	住課	そ課課子定そ	の他職 長補 育て支援班 住推進班長 の他職	員長佐長										
					保		育		所	保保		<u>伎</u> 員										
農		林		部	農		林		課	課参課農農林そ	長 補 政 班 村 整 備 班 業 振 興 班	長事佐長長長員										
					農	業	委	員	会	そ	長補の 機	長佐員										
商	エ	観	光	部	商	エ	観	光	課	課調商観そ	長 補 工 班 光 班	長佐長長員										
建		設		部	建		設		課	課課土道水	長 補 か	長佐長長長長員										
会		計		部	会		計		室	室室そ		長佐員長										
丸	森	病	院	部	丸	***	Ř	病	院	事事総地そ	務長補務班域連携の他の	佐長長員										
教		育		部	教	育	委	員	会	生課総学生	校 教 育 課 涯 学 習 課 長 補 近 務 班 校 教 育 班 校 教 百 班 涯 学 習 班	長長佐長長長員										

	÷⊓										配備体制											
	部				課				班			警	戒	配	備	特			引	非常	常四	记備
												iii	双	ĦU	1/#	警	戒	配(秿	1号		2号
							所				加											
教	育	部	給 1	食 t	zン	ター	副		所		長											
							そ	0	他	職	逥											
		 支	部		☆ 7		支		部	<u> </u>	長											
		×				そ	の	他支	部	員												

4 災害対策本部支部の体制

災害対策本部支部が設置された場合の支部長は、その都度本部長が命令する。

5 現地調査班の設置

総務部長は、その指示により、各部に属さない被害状況を速やかに把握するために 現地調査班を設置することができる。また、調査項目は現場課以外のものとする。

▶ 第 4 応援協定

応援協定については、本章「第8節 相互応援活動」に基づき応援要請等を行う。

▶ 第5 警察の活動

角田警察署は、地震による重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、 被害者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

▶ 第6 消防機関の活動

1 仙南地域広域行政事務組合消防本部の活動

災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、丸森町災害対策本部及び角田警察署 等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

丸森町消防団は、災害が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部と協力 して出火警戒、消火、避難誘導。救急・救助等の活動を行う。

▶ 第7 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、 関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本 部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

▶ 第8 県との連携

町長は、県による現地災害対策本部が設置された際に、現地災害対策本部との連携 を密にして円滑な応急対策を推進する。 震災対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

資料編参照 「1-4 丸森町災害対策本部条例」(P.6)

「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P.7)

「1-6 丸森町災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領」(P.18)

「1-7 災害対策警戒配備要領」(P.20)

第2節 避難活動



町及び防災関係機関は、大規模地震発生時において、地域住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営にあたる。またその際、避難行動要支援者について十分に考慮する。

▶ 第1 避難行動の目的と実施責任者

1 目的

避難の原則

「避難行動」とは数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

避難勧告等の対象とする避難行動

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまでの避難所に移動することのみでなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ア 指定避難所への移動
- イ 自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚等)
- ウ 近隣の高い建物等への移動
- エ 建物内の安全な場所での待機

2 実施責任者

町長は、住民に対する避難の勧告、指示、警戒区域の設定を行う。

町は、避難活動を行う。

町民税務部は、各施設の管理者の協力を得て、避難所の管理運営を行う。また、 保健福祉部は、避難所との連絡調整を行う。

保健福祉部は、避難所に職員(保健師)を派遣し、避難者の健康管理を行う。

▶ 第2 避難の勧告又は指示

町長は、地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断 されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のため の立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、 「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

1 避難勧告、指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連

携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への 立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

避難に時間を要する避難行動要支援者については、「丸森町避難行動要支援者避難支援計画」により、総務部、保健福祉部、丸森病院、丸森町社会福祉協議会、民生委員・ 児童委員、介護保険事業所等と連携を図り、事前に「避難情報」を提供する。

避難勧告又は指示を発すべき権限者と根拠法

実施責任者	種類	内容	要件	根拠法
町 長 (災害対策本部長)	災害全 般	勧告 指示	災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第60条
知事	災害全 般	勧告 指示	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなく なったとき。	災害対策基本法 第 60 条
警察官	災害全	指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと 認められ、かつ、 <u>急</u> を要するとき。又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法 第 61 条
富 宗日	般	命令	人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な 損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
知事又は その命を受けた職員	地すべ り	指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法 第 25 条
災害派遣を命じられ た部隊等の自衛官	災害全 般	指示	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合であり、かつ、警察官がその場にいない場合。	自衛隊法 第 94 条

2 町長の役割

町長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認めるときは、 危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの指示又は勧告を行う。

3 警察の役割

警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

角田警察署長は、町長が行う避難の指示又は勧告等について、関係機関と協議し、 必要な助言と協力を行う。

角田警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示又は勧告がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに住民を安全に避難させる。

4 自衛隊の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、避難等について必要な措置をとる。

▶ 第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知

1 避難の勧告又は指示の内容及び周知

町長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

また、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

避難対象地域

避難先

避難経路

避難の勧告又は指示の理由

その他必要な事項

2 避難の措置と周知

避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

1)住民等への周知

危険区域内の住民に対する避難指示等の伝達は、概ね以下の方法により周知徹底を 図るものとする。また、これらを解除したときも同様とする。

丸森町防災情報提供システム(音声告知システム)による伝達

広報車の呼びかけによる伝達

電話による伝達

関係者による直接口頭

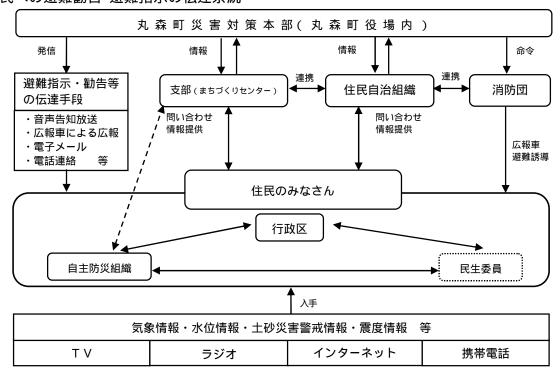
サイレン、鐘による伝達

各報道機関へ放送要請

電子メール(安心安全メール、緊急連絡メール)

町ホームページ

住民への避難勧告・避難指示の伝達系統



2)関係機関の相互連絡

避難の勧告、指示を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。

関係機関相互の通知及び連絡系統



町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又はほかの実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

水防管理者(町長)が避難のための立退きを指示したときは、その旨を角田警察署長に通知しなければならない。

知事又はその命を受けた職員が地すべりにより著しい危険が切迫していると認め 避難の立退きを指示したときは、直ちにその旨を角田警察署長に通知しなければな らない。

▶ 第4 避難誘導

1 避難誘導の方法

1)各地区の誘導

誘導責任者は、当該地区の各消防分団長とする。

各地区の避難誘導は、当該地区の消防団員とする。

避難誘導の協力者は、区長とする。

誘導責任者は、危険区域及び避難場所に警察官及び町職員、消防職員等と共に、 適切な誘導を行う。

誘導責任者は、必要に応じ、町長を通じて角田警察署長等に避難場所等を連絡し、 危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

2)避難場所、避難路の安全確保

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

避難の誘導に当たっては、避難所の安全確認を行うとともに、避難所までの経路 に障害物がある場合はこれを撤去するなど、避難路の安全にも十分配慮する。

夜間に避難するときは、投光器等を利用し避難路の安全確認を行う。

地震や水害など、災害の種類や状況により、一時避難場所と二次避難場所の適切な避難場所を判断する。

3)避難の順位等

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

住民間の避難の順位は、障害者、高齢者、乳幼児等避難行動要支援者の避難を優

先させる。

地区ごとの避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地区内居住者の避難を優先する。

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者、施設の高齢者、子供の避難については、車両等により移送する。

駅や観光客などの帰宅困難者の避難について、地区毎の被災状況を把握し、適切 に行う。

4)避難時の留意事項

避難誘導員は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

戸締まり、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にすること。

携行品は、必要最小限度のものにすること。(食料、飲料水、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、現金等)

服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。

家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用または携行する。

5)避難終了後の確認

誘導責任者及び避難誘導員は、以下の措置を実施する。

避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、発見した場合は速やかに救出する。

避難の勧告、指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

2 学校・福祉施設等の避難

町長は、学校・福祉施設等に対して、以下の措置の実施を要請する。

小中学校、保育所及び社会福祉施設の児童生徒及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により避難する。

1)避難実施責任者

小中学校ついては校長が、保育所については所長、福祉施設については代表者また は事務長があたる。

2)避難の順位及び編成等

避難の順位は年少者、低学年者を優先し、また避難をする際の編成はクラス等の単位とする。社会福祉施設では、入所者及び施設の利用者についてはあらかじめ避難要領等で定める方法等に基づいて行うとともに、居合わせた家族の避難にも留意する。

3)誘導責任者

原則としてクラス等の担当教諭等を誘導責任者とするが、状況によってはクラスに 居合わせた教諭等が責任者として誘導に当たり、あらかじめ定められた経路により避 難する。社会福祉施設においては避難要領等に基づく。

誘導責任者は人員の確認を行い、避難の状況等を学校長等避難実施責任者に報告する。

4)避難の要領、措置、注意事項

避難は避難要領及び常日頃の避難訓練に基づき、混乱やケガ等を生じさせないよう 整然かつ迅速に行う。

避難実施責任者は、児童生徒、施設入所者等を安全な場所に避難させた後、直ちにクラス担当教諭等の誘導責任者から人員の確認、報告を受けるとともに、避難状況及び被害の状況等について、速やかに町教育委員会、保健福祉部等関係機関に報告する。

校長等は、避難した児童生徒等の安全と保護に万全を期すとともに、保護者及び 関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

社会福祉施設の代表者は、避難の状況等について入所者の家族等に連絡するとと もに、必要な場合は福祉関係機関と協議し、新たな入所先、移送方法等を決定の上 必要な措置を講ずる。

土砂災害危険地域内に存在する保育所等の通所施設は、夜間等の開所時間前に「避 難準備」等が発令された場合は閉所等の措置を講ずる。

▶ 第5 避難所の開設及び運営

町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれがある避難者を一時的に 収容し、保護するために必要と認められるとき、指定避難所となる施設の管理者と協 議の上、速やかに開設する。また、避難者の地域的状況及び避難者数等によっては、 地区集会所若しくは民間の施設や関係機関に協力を要請するほか、野外にテント等を 仮設するなどにより収容する。

1 開設の広報

町は、避難所を開設したとき、速やかに避難者等に周知し、収容すべき住民を誘導、 保護する。

また、直ちに次の事項を知事(危機対策課、県大河原地方振興事務所)及び警察等 関係機関に連絡する。

避難所開設の日時及び場所 箇所数及び収容人員、世帯数等 開設期間の見込み その他必要な事項

2 避難所の管理運営等

町は、以下の措置を実施する。

1)開設期間

災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、災害の状況に応じ、延長する場合もある。

2)費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その 額を超えない範囲とする。

3)避難所の管理責任者及び連絡員の選任

避難所を開設したときは、以下のとおり避難所の管理、運営を行う。

管理責任者:町民税務部より1名選定し、派遣する。

連 絡 員:町民税務部職員若干名、保健福祉部職員若干名 担当業務

- ア 避難者名簿を作成し、避難人員の実態把握に関すること。
- イ 町災害対策本部、保健福祉部との連絡調整に関すること。
- ウ 避難所開設の記録に関すること。
- エ 避難者が必要とする情報の提供。
- オー必要な設備、備品の確保。
- カ 避難所周辺の情報収集。
- キ 特に、介護を要する人、病人等の把握と適切な処置。
- ク 避難所の防疫に関すること。

管理責任者等は、消防団員、区長、自主防災組織や避難所施設の管理者等と協力して、避難所の管理と避難者の保護にあたる。また、避難所の安全確保と社会 秩序維持のため、必要に応じ警察官の配置を要請する。

4) 男女共同参画

避難所の運営について、女性が運営役員として参加できるよう配慮するとともに、 男女のニーズの違い等男女双方の視点等についても配慮する。

3 避難所との連絡

避難所と災害対策本部は、電話のほか、そのときの状況に応じて、防災無線、携帯 電話など、可能な手段により行う。

4 避難生活が長期化する場合の措置

町は、以下の措置を実施する。

避難生活が長期化すると見込まれる場合は、7日を超えても継続して避難所を開設できる。

ただし、避難所が学校の場合、学業に支障を来すため、避難者の居住先の確保に 努め、できる限り早期に閉鎖できるよう配慮する。

避難生活が長期化する場合、避難者の自立への意思を尊重するため、避難者自身 による自主的な管理・運営が行われるよう促す。

町は避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事の供与、トイレの設置等の把握に努め、必要な対策を講ずる。

避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割り当て等を行うとともに、 段ボールや板などたとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給する 震災対策編 第3章 災害応急対策 第2節 避難活動

よう努める。

高齢者、障害者など避難行動要支援者等の利用に配慮した設備の整備に努める。 男女の性差によるニーズを把握し配慮する。

5 災害救援ボランティアとの協力

町は、災害救援ボランティアと協力の上、避難所の環境・衛生管理、防火・犯罪対策及び食料・生活物資等の配付作業等を効率的に実施する。

6 学校施設が避難所とする場合の措置

町は、学校施設の管理者に対して、避難所が円滑に運営されるように協力を要請する。

資料編参照 「1-28 災害時における避難者受け入れに関する協定書(あぶくま斎苑)」(P.81)

「1-29 災害時における避難者受け入れに関する協定書(ジェロントピア)」(P.84)

「様式-1 避難者カード」(P.187)

「様式-2 避難者名簿(町民用)」(P.188)

「様式-3 避難者名簿(町民以外用)」(P.189)

「様式-4 避難所収容状況表」(P.190)

「様式-5 避難所日誌」(P.191)

第3節 情報の収集・伝達体制



町は、大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑な応急対策活動を 実施するため、各防災関係機関と、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把 握し伝達する体制を整える。

▶ 第1 実施責任者

町長は、大規模な地震が発生したとき、直ちに道路交通及びライフラインの被害、出火状況等の規模や範囲を把握するため、被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に収集し、県及びその他関係機関に伝達する。

防災関係機関は、必要に応じて航空機による視察や撮影、衛星画像の入手等、 被害状況を広範囲にわたって把握するための情報を収集し、被害規模の把握に努 める。

▶ 第2 情報の収集体制

1 情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員、消防団員等をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区に以下の情報調査連絡員をおく。

各地区情報調査連絡員は、各行政区長の職にある者をもってあてる。 消防関係機関の情報調査連絡員は以下のとおりである。

消防関係機関の情報調査連絡員

署・	分団名	職名	連絡方法									
角田消防署丸	1森出張所	所長	電話、防災無線、携帯電話、電子メール									
丸森町消防団	11丸森分団	分団長	II .									
"	" 筆甫分団		II .									
"	" 大内分団		II .									
"	金山分団	"	II .									
"	小斎分団	"	"									
"	" 舘矢間分団		"									
"	" 大張分団		II .									
"	耕野分団	"	ll .									

2 情報の収集

1)初動期における被害情報等の収集

町長は、大規模な地震発生直後の初動対策を実施するうえで必要な情報として、次の情報を迅速かつ的確に収集する。

震源、震度に関する地震情報

震災対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集・伝達体制

> 火災、土砂災害及び異常現象等に係る情報 人命に係る情報 その他初動対策に係る情報

2)被害情報等の収集

災害発生のおそれがある異常な現象 主要道路、橋梁、信号等の被害の有無及び状況 避難の必要の有無及び避難状況 災害が発生している状況 水防その他の応急対策の活動状況 人命危険の有無及び人的被害の発生状況、住宅被害の状況 火災等の二次災害の発生状況、危険性 その他災害の発生拡大を防止する上で必要な事項

3 被害状況の調査

1)被害調査体制

町における被害状況の調査は、以下のとおり各課において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

被害調査内容が各部に属さない被害については、現地調査班を結成し、状況を速やかに把握する。なお、指示は総務課長が行う。

被害調査体制

	被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
	被害状況総括	総務課長	各課(所・局)長 各地区情報調査連絡員
	各地区内の被害(所管施設関係被害)	企画財政課長、支部 長	各地区情報調査連絡員 各施設の長
	死傷者、病院等医療施設、	保健福祉課長	各地区情報調査連絡員
	社会福祉所管施設関係被害	子育て定住推進課長	各施設の長
被	一般住宅等建物関係被害	町民税務課長	各地区情報調査連絡員
害	衛生関係被害	町民税務課長	11
調査	農林業等関係被害	農林課長・農業委員 会事務局長	農協、森林組合ほか
体制	商工関係、観光施設等の被害	商工観光課長	商工会、保勝会
巾川	公共土木施設関係被害	建設課長	各地区情報調査連絡員
	都市計画、下水道関係施設被害	建設課長	"
	交通路被害	建設課長	"
	水道関係施設被害	建設課長	"
	学校教育施設関係被害	学校教育課長	各施設の長
	文化財、所管施設関係被害	生涯学習課長	各施設の長
	上記以外の被害で各部に属さない被害	総務課長	現地調査班

2)調査要領

丸森町災害対策本部運営要綱、災害対策本部活動要領の定めにより実施するものとし、内容は災害調査書に必要事項を記入する。(「様式 - 6 被害状況報告 (P.196)」を参照)

なお、被災状況をより明らかにするため、写真撮影も併せて行う。

4 情報の伝達

1)連絡担当及び連絡先

町が県の地方機関その他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告する場合の各課の責任者及び連絡先は、以下のとおりとする。

なお、町と県の間における情報伝達は、防災行政無線等を活用する。防災行政無線 が使用できない場合は、災害復旧用無線電話等あらゆる無線通信を用いて対応する。

関係機関の連絡先

	かり <i>く</i> フ		連絡	責任者	連絡先		/#.#×
	部名		正	副	機関名	電話番号	備考
					宮城県総務部危機対策課	022-211-2375	
					国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	022-248-4131	
445	マカ	÷ .⊓	所属	所属長	陸上自衛隊船岡駐屯地 第 2 施設団本部第 3 科 55-2301		防衛班 内線 243
総	務	部	長	補佐	角田警察署	63-2211	警備課
					角田消防署丸森出張所	72-1244	
					県大河原地方振興事務所	53-3133	総務班
					東北電力㈱白石営業所	0224-26-1301	総務課
					東日本電信電話㈱宮城事業部	022-269-2248	災害対策室
保優	建福祉	上部	"	"	県仙南保健福祉事務所	53-3115	
					県大河原地方振興事務所	53-3133	
農	林	部	"	"	県大河原農業改良普及センター	53-3516	
					県大河原家畜保健衛生所	53-3538	
					県大河原土木事務所	53-3135	総務班
建	設 部 " "		"	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所 角田出張所	63-2315		
町目	弓税矜	务部	"	"	県仙南保健福祉事務所	53-3118	環境廃棄物班
教	育	部	"	"	県大河原教育事務所	53-3926	総務班

2)情報等の交換

町は、収集した災害情報を逐次各関係機関に通報するとともに、情報を交換する。 町、県及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は以下のとおりとする。

災害に関する気象、地象、水象の観測結果等の資料に関すること。

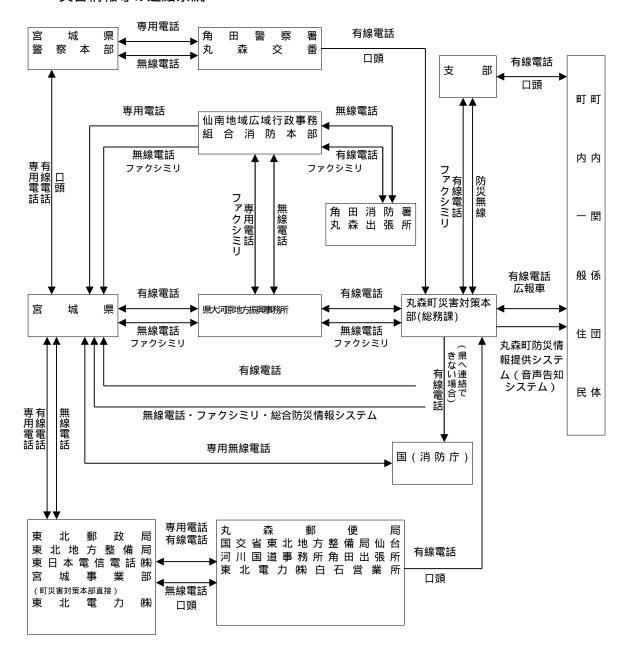
災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、その掌握 する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。

その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。

3)情報等の相互交換体制

町、県及び関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡 窓口及び連絡責任者を定める。情報等の連絡系統は、以下のとおりである。

災害情報等の連絡系統



第3 県への被害状況の報告

1 被害状況の報告

町長は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに被害情報を収集する。

被害状況が判明した場合は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」により、県の地方機関に報告する。

県に連絡できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

消防庁:03-5253-5111

応急措置が完了した場合、県への最終的な災害確定報告は 10 日以内に、所定の様式にまとめた上報告する。

2 報告の種類

1)災害概況即報(様式1号)

町長は、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害が発生 するおそれのあるときに、その概況について報告する。

なお、災害により消防機関等への通報が殺到した場合については、報告様式に関わらず無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法によりその状況を直ちに国(消防庁) 及び県に報告する。

2)被害状況報告[即報](様式2号)

町長は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までにMIDORIで報告する。この場合、被害額については、省略できる。

なお、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告する。

(注)施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

3)被害状況報告〔確定〕(様式2号)

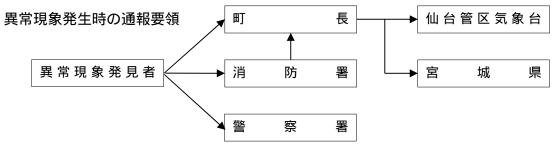
町長は、県の指定する期日までMIDORIで報告する。(概ね災害が発生してから10日以内)

(注)施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

▶ 第4 異常現象を発見した場合の通報

町長は、住民に広報紙などによって通報先を周知させるものとする。

住民等は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生 事実を知った場合は、直ちに以下に掲げる関係機関に通報しなければならない。



異常現象を発見した場合の通報先

異常現象等区分	通報先	電話	所在地
	総務課	72-2111	丸森町字鳥屋 120
地象等に関する事項	角田警察署警備課 (交番及び各駐在所)	63-2211	角田市角田字扇町 5-7 (丸森町各地区)
	角田消防署丸森出張所	72-1244	丸森町字鳥屋 82-1
火災、ガス漏れの発見	仙南地域広域行政 事務組合消防本部	119 53-1050	大河原町字新青川 1-1
	角田消防署丸森出張所	72-1244	丸森町字鳥屋 82-1
その他災害が発生するお	総務課	72-2111	丸森町字鳥屋 120
それがある異常現象また は、災害の発生を知った場	角田警察署警備課 (交番及び各駐在所)	63-2211	角田市角田字扇町 5-7 (丸森町各地区)
合	角田消防署丸森出張所	72-1244	丸森町字鳥屋 82-1

警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は速やかに町長に通報しなければな らない。

町長は、 又は より通報を受けた場合、必要と認めるときは以下の関係機関に 通報しなければならない。

異常現象発生時の関係機関への通報先

異常現象等 区 分	通報先	電話	所在地
地象に関する 異常現象	仙台管区気象台	022-297-8108	仙台市宮城野区五輪一丁目 3-15
	国土交通省東北地方整備局仙 台河川国道事務所 角田出張所	63-2315	角田市梶賀字高畑北 322-3
	角田警察署警備課	63-2211	角田市角田字扇町 5-7
その他の異常	角田消防署丸森出張所	72-1244	丸森字鳥屋 82-1
現象、災害発	県大河原地方振興事務所	53-3133	大河原町字南 129-1
生の事実を知	県大河原土木事務所	53-3135	"
った場合	県大河原農業改良 普及センター	53-3516	11
	県仙南保健福祉事務所	53-3115	II .
	東北電力㈱白石営業所	0224-26-1301	白石市半沢屋敷前 138-1
	東日本電信電話㈱宮城事業部	022-269-2248	仙台市若林区五橋三丁目 2-1

- 資料編参照 「1-5 丸森町災害対策本部運営要綱」(P.7)
 - 「1-30 市町村被害状況報告要領」(P.86)
 - 「様式-6 被害状況報告」(P.192)
 - 「様式-7 人的被害調査票」(P.195)
 - 「様式-8 道路・橋梁等被害調査票」(P.196)
 - 「様式-9 建物被害調査票」(P.197)
 - 「様式-10 登庁途中における災害状況報告書」(P.198)
 - 「様式-11 災害概況即報」(P.199)
 - 「様式-38 災害等情報送受信票」(P.228)

第4節 災害広報活動



町及び防災関係機関は、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、災害情報、避難所等の状況、安否情報等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ正確に災害の広報を図る。

▶ 第1 実施責任者

町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ 的確に周知する。

総務部及び企画財政部は、広報を担当し、総務部長が総括する。

防災関係機関は、それぞれの所掌により、住民等に対し、災害情報等を周知する。

▶ 第 2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、以下のとおりとする。

広報担当

広報担当区分	責任者	担当者	連絡方法
報道機関担当	総務部長	副部長	口頭、文書、電話
防災関係担当	"	"	電話、無線電話
庁内担当	"	"	庁内放送、文書、電話
住民担当	企画財政部長	"	広報車、電話、丸森町防災情報提供システム

▶ 第3 災害広報の要領

町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。

町の実施する広報は、すべての広報総括者(総務部長)に連絡する。

広報担当者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。

▶ 第4 広報内容

町は災害広報について、町内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。災害広報の主な内容は次のとおりであるが、情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮するよう努める。

地震発生直後

地震(余震)情報

出火防止、初期消火の呼びかけ

人命救助の呼びかけ

避難(勧告・場所等)に関する情報

緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 その他必要事項

地震発生から少し時間が経過した段階

被害区域及び被害状況に関する情報

安否情報

医療救護所の開設等救急・医療に関する情報

生活支援(食料・水等の供給)に関する情報

道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報

危険物等による二次災害防止に関する情報

自主防災組織に対する活動実施要請

その他必要事項

生活再開時期

防疫に関する情報

保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報

相談窓口の設置に関する情報

被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

遺体の安置場所、死亡手続き等の情報

ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報

町内各施設の復旧状況

ボランティアの受け入れ情報

その他必要事項

▶ 第5 広報の実施方法

町は、広報活動について、あらゆる広報媒体を利用して迅速に広報するとともに、 状況によりテレビ・ラジオ・新聞等報道機関に協力を要請して広報する。

なお、その際には、情報の内容、地域、時期、被災者(一般、高齢者、障害者、外国人)に応じた広報を行う。特に情報伝達は避難行動要支援者等、災害により孤立化のおそれがある区域の被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても確実に伝わるよう必要な体制の整備を図る。

1 緊急広報

丸森町防災情報提供システム(音声告知システム)による一斉広報 広報車による広報 口頭、文書による連絡 テレビ・ラジオ等放送機関への協力要請による広報 インターネット・電子メールによる広報

2 一般広報

広報紙による広報
チラシ等による広報
テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関への協力要請による広報
掲示板への提示による連絡
避難所への広報員の派遣
行政区長や自主防災組織を通じての連絡
電話・FAX を活用した連絡
インターネット・電子メールによる広報

3 避難行動要支援者等への広報

行政区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、 在宅の障害者や高齢者等に対し、口頭で連絡するとともに、広報紙を配布する。

視聴覚障害者には、口頭での連絡、点字、録音テープ等による情報の提供を、障害に応じて行う。

外国人に対しては、通訳のできるボランティア等の協力を得て、主要な外国語による広報紙等の翻訳を行い、広報に努める。

避難行動要支援者利用施設に対しては、「丸森町災害時要援護者支援アクションプログラム」に定める伝達方法により広報を行う。

▶ 第6 安否情報

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被害者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

▶ 第7 報道機関への発表

町は、報道機関への発表を次のように行う。

災害対策本部長又は副本部長は、災害対策本部において、記者会見を行い、被害の状況について発表する。

総務副部長は、報道機関への発表資料をとりまとめる。

発表に際しては、日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡する。

▶ 第8 広聴活動

1 町民相談総合窓口の設置

町は、災害発生後速やかに、被災者等からの相談や電話での問い合わせに対応する ため、総合的な窓口を1本化した、町民相談総合窓口を総務部に設置する。

町民からの相談や電話での一切の問い合わせを、内容に応じて迅速に各担当へ振り分けるとともに、電話等のたらい回しを防止する。

また、窓口を設置したときには、広報車、報道機関等により、住民等へ周知する。

▶ 第9 防災関係機関の広報活動

1 警察の広報

角田警察署は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

災害区域及び被害状況

避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報 災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報 被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について県民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、災害対策本部にも連絡する。

第5節 災害救助法の適用



大規模災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民等の協力の下に、応急的に食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、災害が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準に該当し、又は 該当する見込みであるとき、知事に対し災害救助法の適用を要請する。

知事は、町長の要請に基づき被害状況等を確認し、厚生労働大臣と協議して必要があると認めたときは災害救助法を適用し、速やかに町長へ連絡する。

災害救助法の実施は、知事が行うが、迅速な救助の必要性が認められる場合は、 事務の一部が町長に委任される。ただし、救助及び災害の自体が急迫しており、知 事による救助の実施又は事務の委任を待つことができないときの救助の実施は町長 が行う。

保健福祉部は、災害救助法に基づく救助事務を行い、知事の救助の実施に協力する。

▶ 第2 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、町の区域単位に、原則として同一原因の災害による町の 災害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに 行う。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のいずれかに該当する場合となっている。 町の減失世帯数が50世帯以上のとき。

(注)滅失世帯は、全壊(焼)流失等により住家が滅失した世帯をいい、住家が半懐(焼)する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ1滅失世帯とみなす。

被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,000世帯以上に達したときで、かつ、町の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。

県の区域内の被害世帯数が 9,000 世帯以上であって、町内の被害世帯数が多数であるとき。(町の被害状況が特に救助を要する状態であること。)または、災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害に見舞われた者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであるとき。

多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

- ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- イ 食品の給与等に特殊の補強方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 救助の種類

避難所の設置

応急仮設住宅の供与

炊き出しその他による食品の給与

飲料水の供給

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療

助産

被災者の救出

被災した住宅の応急修理

学用品の給与

埋葬

遺体の捜索

遺体の処置

障害物の除去

輸送費及び賃金職員等雇上費

実費弁償

3 適用の手続き

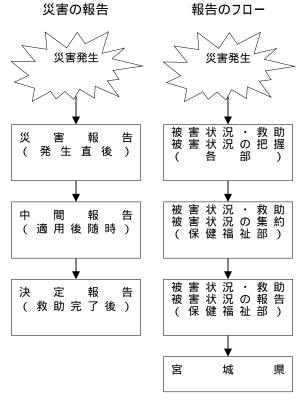
1)災害救助法の適用要請等

町長は、被害の程度が災害救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込 みがある場合、知事に対し、災害救助法の適用を申請する。

また、知事から災害救助法の適用通知を受理した場合は、速やかに災害対策本部事 務局に報告する。

2) 救助の実施状況及び費用の報告

町長は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況 及び救助に要した費用について、保健福祉部に報告する。同部は救助実施状況等をま とめ、知事に報告する。



報告内容及び報告の時期

	内容	報告時期
発生 報告	被害状況 既にとった措置 及び今後の措置	災害発生後直ちに
中間 報告	被害状況 応急救助の実施方法	随時 若しくは求めに応じ
決定 報告	確定した被害状況 応急救助の実施状況 救助費概算額等	救助完了後直ちに

4 救助の開始

災害救助法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、災害救助法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則:災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例 外: 長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合 災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

▶ 第3 救助の実施の委任

災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、知事に全面的に委任されている。ただし救助は、災害の発生と同時に迅速かつ適切に行われなくてはならないため、知事は災害救助法第 13 条の規定に基づき、下記の救助の実施を町長に委任することができる。

したがって、町が行う災害救助法に基づく救助活動については、知事の補助又は委任による執行となる。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき町長が応急措置を実施する。

避難所及び応急仮設住宅の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

震災対策編 第3章 災害応急対策 第5節 災害救助法の適用

> 被災者の救出 被災した住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 遺体の捜索及び処置 障害物の除去 応急救助のための輸送 応急救助のための賃金職員雇上費

第6節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動



町は、大規模地震災害時における町民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

▶ 第1 実施責任者

町長は、食料、飲料水、生活物資の調達を関係団体に要請する。

保健福祉部は、食料(主食・副食・調味料) 炊き出し、生活物資の調達、並びに 義援物資の受け入れ、配分を行う。

建設部は、飲料水の調達を行う。

▶ 第2 食 料

1 主 食

1)配給品目

品目は、原則として米穀とするが、実情に応じ乾パン及び麦製品とする(乾パン、 麦製品の精米換算率は100%とする)。

2)配給基準量及び費用負担等

配給量及び費用負担等は以下のとおりとする。

主食の配給基準

配給対象	配給基準量 (1人1食当たり)	配給期間	費用負担
炊き出しによる給食を行う必要 があるもの	200 g	原則として災害の日から 7日以内	町
災害地における救助作業、急迫し た災害の防止及び緊急復旧作業 に従事するもの	300 g	実状に応じ町長が、その都度決定	町

3)調達方法

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録にあたらせる。

町長が主食を調達する場合は、町商工会に要請して、町内米穀販売業者から必要数を調達する。

災害救助法が発動されたことにより、主食の配給等を実施する場合は、知事(県 大河原地方振興事務所)に対し応急配給申請を行い、指定された場所で現物を調達 する。

応急配給の申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行うものとし、 必要数量及びり災者数、応急対策従事者数等を連絡する。 米穀の受領方法は、以下の2通りとする。

ア 米穀販売業者から配給を受ける場合

知事から「米穀類臨時購入切符」の交付を受け、指定された販売業者から購入する。

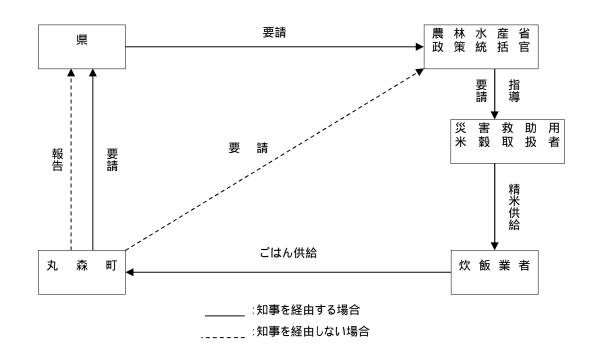
イ 災害救助法が発動され、知事から災害救助用米穀の交付を受ける場合 知事が指定した災害救助用米穀取扱者から受け取る。

ただし、災害救助法が発動され、通信、交通の途絶により知事に災害救助用米穀の応急配給申請ができない場合、町長は、農林水産省政策統括官に対し直接申請し、現物の交付を受ける。

なお、直接農林水産省に申請した場合は、速やかにその旨を県に報告する。 町内の米穀取扱業者

町商工会との協定書

緊急時における食料(精米)の供給体制



2 副食・調味料等の調達

調達に関して、現場責任者を配置し、指導及び関係事項の記録に当たらせる。 副食、調味料等の調達

- ア 町長が副食、調味料等を調達する場合は、町商工会に要請して、町内取扱業者 から必要数を調達する。
- イ ただし、町内取扱業者が被害を受けた場合及び不足する場合は、近隣市町及び 知事に対し調達を依頼する。
- ウ 町内の取扱業者
- エ 町商工会との協定書

3 調達食料の輸送

調達食料の輸送は、原則として、調達業者及び団体等が行うが、状況により保健福祉部が宮城県トラック協会等に協力要請を行い、効率的な食料輸送を実施する。

4 調達、救援食料等の集積場所

調達食料及び救援食料等の集積場所は、以下のとおり定めておく。

調達、救援食料等の集積場所

施設名	施設名		施設概要 (㎡)		配分対象区 域
丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	72-1683	RC2階建て	1,347	丸森
金山まちづくりセンター	金山字下前川原 17	78-1121	RC2階建て	351	金山
筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	76-2111	RC平屋建て	360	筆甫
大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	79-2004	RC平屋建て	882	大内
小齋まちづくりセンター	小斎字山崎 63	78-1111	RC平屋建て	356	小斎
舘矢間まちづくりセンター	舘矢間舘山字大門 148-1	72-2120	鉄骨平屋建て	850	舘矢間
大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	75-2124	RC2階建て	352	大張
耕野まちづくりセンター	耕野字小屋舘 7-4	75-2134	RC平屋建て	357	耕野

▶ 第3 炊き出し

1 炊き出しの実施

炊き出し現場に現場責任者を配置し、関係事項の記録に当たらせる。

1)供給対象者

災害により、一時的に食生活を保護しなければならない場合の供給対象者は、以下のとおりとする。

避難所に収容された者

住家の被害が全半壊、焼失等のため炊事のできない者

その他食料品を喪失し、炊き出しの必要があると認められる者

2)炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、以下のとおり定めておくが、災害の実状に応じてほかの施設を利用する。

炊き出しの協力団体

平成 28 年4月1日現在

団体名	担当部	会員数
丸森町婦人防火クラブ	総務部	3,728
日赤奉仕団	保健福祉部	4,232

4)費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲。

5) 実施機関

原則として災害発生の日から7日以内。

2 食料の配分方法

食料品の配分は、各集積場所に班長1名、班員数名の班を編成し行う。

1)配分要領

保健福祉部は、給与対象者を正確に把握し、不足や重複が生じないようにし、配分数量等配付状況については、時系列的に記録しておくこととし、各対象者に対する配分方法は以下のとおりとする。

罹災者に対する配分

炊き出し担当の責任者が罹災者等に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期す。

避難所収容者に対する配分

避難所に収容されている対象者に対しては、配分班長が受給者名を記録するとと もに、巡回配付により行う。

在宅者等に対する配分

在宅の障害者や高齢者等で、集積場所等に出向くことの困難なものに対しては、配分班長が受給者名を記録するとともに、巡回配付により行う。

応急対策従事者に対する配分

配分班長は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分する。

2)配分の協力団体

食料の仕分け、配分及び巡回配付については、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

▶ 第4 飲料水

1 飲料水の供給方法等

応急給水等を実施するため班を編成する。

1)給水対象者

被害を受け、現に飲料水を得ることができない罹災者とするが、医療機関等重要施設への給水も考慮する。

2)給水量

1人1日3リットル程度を基本に、災害の状況に応じて増量する。

3)給水期間及び費用

給水に要する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

2 給水方法

浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車による運搬給水を行う。

飲料水が人の健康を害するおそれがある場合は、浄水処理をした上で、水質検査 を実施し、水質基準に適合することを確認したのちに供給する。 給水が不能になった場合は、以下のとおり飲料水を供給する。

- ア 汚染の少ないと思われる井戸等の原水を煮沸、ろ過等消毒し供給する。
- イ 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地に協力を要請する。

地域内の給水資機材は、以下のとおりである。

給水資機材

所有者等	ろ過器 能力数量	給水タンク 能力数量	給水缶 能力数量	浄水薬品	電話番号
丸森町	-	1 t ×2基 及びウォーターバルーン同数有	20 以×30 缶	塩素	72-3018

飲料水の補給用水源として適当な水源は、以下のとおりである。

飲料水の補給用水源

水源名	所在地	管理者	水質状況
石羽浄水場	丸森町字石羽 49-7	町長	良
黒佐野浄水場	大内字黒佐野 125-49	町長	良
筆甫浄水場	筆甫字平松 43-8	町長	良

~ の方法でも給水が困難な場合は、給水施設の応急措置として、近隣市町及び日本水道協会東北支部長への応援要請、又は自衛隊への災害派遣(給水活動)要請を行う。

▶ 第5 生活物資

- 1 衣料、生活必需品等の調達
 - 1)調達方法

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、町商工会に要請して、町内業者から必要量を調達する。

町内業者が被害を受けた場合は、知事又は隣接市町長等に対しあっせん依頼する。

2)調達物資の集積場所

調達物資の集積場所は、「第2食料」に定める調達、救援食料の集積場所と同様とする。

- 2 生活必需品等の給与又は貸与の要領
 - 1)対象者

住家の全半壊、焼失等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品等を喪失 し、又は毀損し、日常生活に困難を来している者とする。

2)品目

寝具

衣料品

震災対策編 第3章 災害応急対策 第6節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

炊事用具

食器

日用雑貨品

光熱材料

緊急用燃料

その他

3)期間及び費用

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とし、費用は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 配 分

1)配分計画の作成

衣料、生活必需品等の給与又は貸与の必要があると認める被災者を調査し、生活物 資配分計画を作成する。配分計画では、次の事項を明確にする。

生活物資を必要とする被災者数

生活物資の品名、数量

生活物資の受払い数量

2)物資の配分

物資管理者(総務課、保健福祉課)は、生活物資配分計画により、被災者に対する 生活物資の配分を迅速かつ的確に行い、受領書を徴する。

▶ 第6 義援物資の受け入れ、配分

受け入れ及び配分は、「第2 食料」に定める調達及び救援食料の配分班が配分にあたる。

- 1 義援物資の受け入れ
 - 1)配分計画

保健福祉課長は、衣料、生活必需品等を給与する必要があると認める罹災者を調査 し、義援物資配分計画を作成する。

なお、義援物資配分計画は、以下の事項を明確にする。

義援物資を必要とする罹災者数(世帯人員毎とする。)

義援物資の品名、数量

義援物資の受払い数量

2)義援物資の受け入れ

義援物資配分計画を基に、関係機関と相互に連携を図りながら直ちに義援物資受け入れ窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。

義援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、義援物資の受け入れ方法等 についての広報・周知を図る。

物資の集積場所は、丸森町役場とする。

日本赤十字社宮城県支部等の関係機関と調整の上、義援物資の配分作業が円滑に

できるよう努める。

2 義援物資の配分

保健福祉部長は、義援物資配分計画により、各地区協力員及びボランティア団体 等の協力を得て、罹災者に配分する。

必要分配量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に 応じて仕分け、配付作業にあたる各地区協力員及びボランティア団体等に情報提供 を行う。

義援物資の配送・管理に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネッ トワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノ ウハウ等を活用することで、的確に行なう。

▶ 第7 燃料の調達・供給

災害応急対策車両への供給

災害発生時における災害応急対策車両への優先供給を行い、災害対応力の強化に努め る。

また、町及び防災関係機関等は事前に指定できない県外からの応援車両や応急復旧等 に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行なえるよう関係機関と の調整に努める

2 町民への広報

町は、燃料類の供給見通し等について、町民に広報するとともに、節度ある給油マナ ーと省エネ活動を呼びかける。

- 資料編参照 「1-15 災害時における物資供給に関する協定」(P.42)
 - 「1-25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画」(P.73)
 - 「2-3 食料の調達先」(P.97)
 - 「2-4 衣料・生活必要物資の調達先」(P.99)
 - 「様式-13 炊出し給与簿」(P.201)
 - 「様式-14 炊出し食品等受払記録簿」(P.202)
 - 「様式-15 生活必需物資受払記録簿」(P.203)
 - 「様式-16 生活必需物資給(貸)与簿」(P.204)
 - 「様式-17 災害時における物資の供給等について (要請)」(P.205)
 - 「様式-18 災害時における物資の供給等について (報告)」(P.207)
 - 「様式-19 飲料水供給記録簿」(P.209)
 - 「様式-20 義援金品領収書」(P.210)

第7節 相談活動



町は、大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

▶ 第1 実施責任者

町長は、被災した住民等からの相談に的確に対応する体制を確立する。

▶ 第2 町の相談活動

町は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応する とともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図る。

町は、災害発生後、速やかに相談窓口を設置する。

相談窓口における相談は、被災した町民等からの相談に的確に対応する。

なお、専門性を要する相談等にあっては、各担当窓口に取り次ぐなど、町民の要請に対応する。

担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し即時 対応に努める。

▶ 第3 相談窓口設置の周知

町は、相談窓口を設置した時は、町ホームページ、広報車等をはじめ、報道機関などを活用し、広く住民に周知する。

▶ 第4 相談の内容

相談の内容は次のとおりとする。

生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は、次の項目について実施する。

- ア 罹災災証明書の発行
- イ 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- ウ 被災家屋の処理
- エ 住宅の応急修理、応急仮設住宅の入居、公営住宅のあっせん
- オ その他生活相談

事業再建相談

事業再建のため、町、県及び国による支援事業についての相談及びあっせんを行う。

- ア 中小企業関係融資
- イ 農業関係融資

ウ その他融資制度

個別専門相談

ア 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、 弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て行う。

イ 医療相談

心身の健康に係わる医療相談等は、医療関係団体等の協力を得て行う。

ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談は、関係機関の協力を得て行う。 消費生活相談

被災に便乗した販売等の契約及び解約等に関するトラブルなどの消費生活相談は、 県、警察、弁護士会等の関係機関の協力を得て行う。

安否情報

安否情報は、同居の家族や住民の間だけでなく、町外に居住する家族、縁者、知 人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であるため、迅速で的確な情報の提供を 行う。

▶ 第5 関係機関との連携

町は、町民からの相談等で十分な情報がないものについて、県及び関係機関と連絡 を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。

第8節 相互応援活動



大規模地震災害時において、町のみでの災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関に応援を要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期す。

▶ 第1 実施責任者

町長は、応急対策を実施するために必要と認めたとき、他の市町村長に対し応援 を求める。

応援を求められた時は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような 災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を 行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、災害市町村の指示の 下に行動する。

▶ 第 2 応援の要請等

1 相互応援協定

町長は、「第2章第8節 相互応援体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請及び応援活動を行う。

2 応援の要請

町長が実施する応援の要請にあたっては、以下の事項を明確化した文書で行う。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

災害の状況及び応援を必要とする理由

応援を要請する区域

応援を必要とする期間、人員

応援又は応援措置事項その他参考となるべき事項

3 県への情報伝達

町長は、応急対策の実施に際して、他の市町村からの応援を得ることになった場合 に、県に対しその旨連絡する。

4 応援体制の確保

町長は、県内で大規模な地震災害が発生した場合、被災市町村に対する応援が必要となる場合があることから、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

▶ 第3 地域内の防災関係機関の応援協力

町長は、地域内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにする ため、以下の連絡責任者を定めておく。

防災関係機関への連絡先及び担当

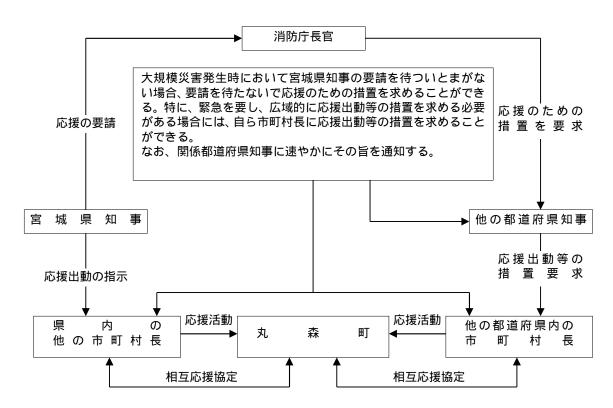
機関名	担当課	電話番号	連絡責任者
白石市	危機対策室	0224-22-1452	丸森町総務課長
角田市	防災安全課	63-2111	<i>II</i>
柴田町	総務課	55-2111	<i>II</i>
大河原町	"	53-2111	<i>II</i>
村田町	"	83-2111	<i>II</i>
川崎町	"	84-2111	<i>II</i>
蔵王町	"	0224-33-2211	<i>II</i>
七ヶ宿町	"	0224-37-2111	<i>II</i>
角田警察署	警備課	63-2211	<i>II</i>
角田消防署	丸森出張所	72-1244	<i>II</i>

▶ 第 4 消防等相互応援活動

1 消防相互応援活動

大規模災害により、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防力のみでは災害の防 ぎょが困難な場合には、仙南地域広域行政事務組合理事長は災害の態様、動向等を的 確に判断し、県下の他の消防機関に対して「宮城県広域消防相互応援協定」その他の 相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

消防相互応援協定に基づく応援体制



また、仙南地域広域行政事務組合理事長は、応援要請を行う他の消防機関に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設けるなど受け入れ体制を整備する。さらに、出動した消防機関は迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況、本町の消防力、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したとき、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

緊急消防援助隊: 災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、各都道府県に編成された全国規模の 組織

3 広域緊急援助隊の応援要請

町長は、被災者の救助、緊急輸送路の確保などのため応援が必要と認められるとき は、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

広域緊急援助隊:大規模な災害発生、又は正に発生しようとしている場合に、都道府県の枠を超えて被害情報·交通情報の収集、被災者の救出·救助、緊急輸送路の確保などの活動を行う。

資料編参照 「1-17 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」(P.53)

「1-18 梁川町、丸森町災害防禦相互応援協定」(P.56)

「1-19 災害時における宮城県市町村相互応援協定」(P.57)

「1-20 宮城県内航空消防応援協定」(P.60)

「1-21 宮城県広域消防相互応援協定」(P.65)

「1-22 仙南 2 市 6 町消防相互応援協定」(P.68)

「1-23 警察消防相互応援協定」(P.70)

「1-25 日本水道協会宮城支部水道施設の災害による相互応援計画」(P.73)

「1-26 災害時の情報交換に関する協定」(P.76)

第9節 海外からの支援の受け入れ



大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出が あった場合、国・県と十分連絡調整を図りながら対応する。

▶ 第1 実施責任者

町は、海外からの救援物資の提供や救援隊受け入れに関する県の判断に必要となる 情報を、迅速かつ的確に調査収集し、県及びその他関係機関に伝達する。

▶ 第 2 海外からの救援活動の受け入

海外からの救援活動の受け入れに際しては、県と連絡調整を行い、以下の事項を明確にして受け入れ体制を整える。

県に提供する情報事項は、以下のとおりである。

救援を必要とする場所及びその緊急性 現地までの交通手段及び経路の状況 現地の宿泊の適否等 必要な携帯品等

その他必要と思われる事項

第 10 節 自衛隊の災害派遣



町は、大規模地震災害に際して人命・身体及び財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、自衛隊の災害派遣要請に係る事務手続きを行う。 総務部は、自衛隊との連絡調整を行う。

▶ 第2 災害派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び 財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判 断される場合とする。

災害の発生による人命・身体及び財産の保護が必要と認められるとき

給水支援(緊急を要し、他に適当な手段がないとき)

事故車両の引き上げ(直接人命に関係するとき)

病人、医薬品等の緊急輸送(緊急を要し、他に手段がないとき)

遭難事故の救出(緊急を要し、他に手段がないとき)

大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫

交通路上の障害物の排除(放置すれば、人命・身体及び財産に関するとき)

その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議し決定する。

▶ 第3 災害派遣の基準及び要請手続

1 要請による派遣

町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派 遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊(陸上自衛隊第2施設団)等の長に通知することができるものとし、この場合、町長は、速やかに県知事にその旨を通知しなければならない。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は以下のとおりとする。

大規模地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、

自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認めること。

大規模地震災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認める場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

その他災害に際し、上記 ~ に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

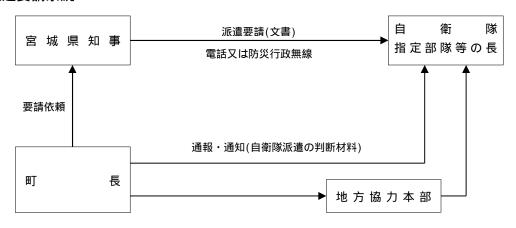
上記 ~ の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を行う。

3 要請の手続き

自衛隊の災害派遣要請の連絡先は、知事(危機対策課)とする。

派遣要請系統



要請(連絡)先

	要請(連絡) 指定部隊		連絡方	連絡方法等		
区分	大明(建紀) 先	等の長	- 時間内:	時間外:	担 任 地域等	
	,,	3	平日 08:30~17:00	左記以外	3 % 3	
知事	総務部危機 対策課	課長	仙台市青葉区本町 3丁目8番1号 Tel:022-211-2375			
宮城隊区 担当部隊 (陸)	第2施設団 第3科 (船岡駐屯 地)	団長	柴田郡柴田町 船岡字大沼端 1-1 Tel:0224-55-2301 内 236	駐屯地当直 Tel:0224-55-2301 内 302	宮城南隊区 白石市、角田市 柴田郡、刈田郡 伊具郡	
宮城地方 協力本部	大河原地域 事務所	所長	柴田郡大河原町大 谷字町向 126-4 Tel:0224-53-2185			

4 要請方法

町長は、災害派遣を要請する場合、以下の事項を明らかにした自衛隊災害派遣要請 書を知事に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

災害の状況及び派遣を要請する事由

派遣を希望する期間

派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する人員、車両、航空機の概要

その他参考となるべき事項(宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

▶ 第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を基準として、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、要請内容・現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常以下のとおりとする。

被害状況の把握

避難の援助

遭難者等の救出・救助及び捜索活動

水防活動

消防活動の支援

道路又は水路の啓開

応急医療、救護及び防疫

人員及び物資の緊急輸送

炊飯及び給水

援助物資の無償貸付又は譲与

危険物の保安及び除去

その他

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようと している場合において町長その他町長の職務を行うことができる者(委任を受けた町 職員、警察官など)がその場にいない場合に限り、以下の権限を行使することができ る。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければな らない。

警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。

他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。

現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。

▶ 第5 派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける町長は速やかに以下の事項について処置し、派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

1 連絡責任者の指定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動(作業)に必要とする資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、まちづくりセンター等を 宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等 を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4 作業内容の調整

知事、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と 競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、各防災関係機関の長は、状況に応じた的確な分野(救助、救急、応急医療、 緊急輸送等)での派遣要請を行うよう努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施 設の使用に際しての管理者との調整を行う。

5 臨時ヘリポートの設定

1)臨時ヘリポート

本町の臨時ヘリポートは以下のとおりである。

臨時ヘリポート

対照 番号	施設名	所在地	施設管理者	電話番号
	町民グラウンド(町民広場)	丸森町字花田 20	町長	72-2111
	大内山村広場	大内字南平地内	町長	72-2111
	筆甫山村広場	筆甫字中井地内	町長	72-2111
	大耕農村広場グラウンド	大張川張字宿 13-1	町長	72-2111

2) 危険予防の処置

離着陸地点及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち 入らせない。

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

6 車両駐車箇所

車両の駐車場所は以下のとおりとし、被災状況などに応じてこのほか適当な場所を 指定する。

車両駐車箇所

施設名	所在地	施設管理者	電話番号
町民グラウンド(町民広場)	丸森町字花田 20	町長	72-2111
筆甫小学校校庭	筆甫字中島 3-2	学校長	76-2121
大内小学校校庭	大内字横手 18	学校長	79-2011
舘矢間小学校校庭	舘矢間舘山字玉川 29	学校長	72-2148
金山小学校校庭	金山字下前川原 1	学校長	78-1616
(旧)丸森西中学校校庭	耕野字羽抜 30	町長	72-2111

7 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

▶ 第6 派遣部隊の撤収

派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該市町村長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請 (提出)する。

災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

▶ 第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた町が負担し、細部についてはその都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費無作為による損害の補償

その他協議により決定したもの

資料編参照 「4-4 臨時ヘリポートの設置基準」(P.173)

「様式-21 自衛隊災害派遣要請書」(P.211)

「様式-22 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」(P.212)

第11節 救急・救助活動



大規模地震災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、県及び防災関係機関と連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民についても「自助」「共助」の観点に立ち自ら救出・救助活動に協力する。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、消防関係者、警察官等の協力を得て、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出及び捜索を実施する。

総務部は、救出救助活動及び関係機関等との連絡調整を行う。

▶ 第2 実施体制

1 町

町長は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等の協力を得て救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたる。

2 関係機関への協力依頼

町は、救出活動を実施する場合、角田警察署と直ちに連絡をとり全面的な協力を得 て万全を期す。

救出に際しては、傷病者の救護等が円滑に行われるよう町内の医療機関等と緊密な 連絡を取る。

町のみでは迅速な救助活動が困難と認めるときは、本章「第8節 相互応援活動」に基づき、他市町村に応援要請を行う。

3 県への要請

1)人員・機材

町は、救急・救助活動を行う人員、機材等の面で対応が不十分と思えるとき、県等 に速やかに連絡する。

2) 県防災ヘリコプターの要請

町は、緊急に本町以外の医療機関に傷病者を搬送する必要が生じた場合及び交通途 絶地等から医療機関に傷病者を搬送する場合、県に対して防災へリコプターの出動を 要請し、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

4 自衛隊の派遣要請

町長は、災害の状況により、自衛隊の出動の必要があると認めたとき、知事に自衛 隊の派遣要請を依頼して応急対策を行う。

▶ 第3 救急・救助活動

町長は、関係機関等に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 救急活動

救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者 は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当てを依頼す る。

救命措置を必要とする傷病者が多数いる場合は、医療機関と連絡を密にして、効率的な活動を行う。

重度傷病者等の搬送については、県防災へリコプターの有効活用を図る。

2 救助活動

災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に把握し、安全かつ迅速に行う。 救助は、救命措置を必要とする人を優先して行う。

救助措置を必要とする人が多数いる場合は、多くの人命を救助できる事案を優先 して、効果的な活動を行う。

救助活動人員に比較して、多数の要救助者がいる場合は、容易に救助できる人を 優先し、短時間でより多くの人を救助する。

▶ 第4 救出期間及び費用

1 救出期間

災害発生の日から3日以内(4日以降は遺体の捜索として取扱う。)に完了する。ただし、特に必要であると認められる場合はこの限りではない。

2 費 用

救出に関する費用の範囲、額等は災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

▶ 第5 住民及び自主防災組織等の活動

町は、住民及び自主防災組織等に対して、以下の措置の実施を要請する。

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住区において建物倒壊、火災炎上等による 救急・救助の必要性を認識したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動 を実施するとともに、速やかに仙南地域広域行政事務組合消防本部等関係機関に連絡 する。

また、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき

行動についても現地の警察、消防関係者の指示を仰ぐ。

救出時の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話
丸森町役場	総務課	丸森町字鳥屋 120	72-2111
角田警察署	警備課	角田市角田字扇町 5-7	63-2211
角田消防署	丸森出張所	丸森町字鳥屋 82-1	72-1244

資料編参照 「様式-23 救出活動記録簿」(P.213)

第 12 節 医療救護活動



町は、大規模地震災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応 は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救 護活動を実施する。

▶ 第1 実施責任者

町長は、負傷者等に対する医療救護の応急措置について、県仙南保健福祉事務所、 角田医師会等各関係機関の協力を得て行う。

保健福祉部及び丸森病院は、医療救護活動の担当を行う。

保健福祉部は、救護所の設置に関することを担当する。

▶ 第2 実施体制

1 救護班の編成

救護班は以下のとおり編成する。

救護班の編成

班名	班長(医師)		班員		計
ш	州茂(区即)	看護師	看護師	事務員	П
第1班	丸森病院院長	看護師長	看護師	病院事務職員1名	4 人
第2班	" 副院長	看護師長	看護師	"	4 人
第 3 班	" 医師	看護師長	看護師	"	4 人

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、災害の状況に応じて救護班を編成し 行うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。

救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。

町の救護班で対応できない場合及び対応できないと町長が判断した場合は、知事 及び日赤救護班に応援を要請し、その場合においては、町救護班を県の救護班に包 含し、編成する。

2 救護所の設置

次のような場合は、救護所を設置し、医療救護を実施する。

災害の発生により、医療機関が不足又は機能が停止した場合。

災害の発生により、交通が遮断され医療機関における治療が受けられなくなった 場合。

医療機関が被害を受け、治療のための人的及び物的設備の機能が停止した場合。

震災対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療救護活動

3 救護所等で対応できない場合の対策

救護所では対応できない患者や、病院が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた近隣市町村の医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

患者の搬送は、救護車のほか町有車両をもって行うものとすが、必要により町内関係機関の車両を調達し行う。なお、道路状況又は緊急を要し、他の医療機関への搬送が必要な場合など、状況によって県に防災へリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

▶ 第3 災害救助法における実施基準

1 医療救護の対象者

医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため、医療の途を失った者。

助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者。

2 医療救護の範囲

診療

薬剤又は治療材料の支給

処置、手術その他治療及び施術

病院又は診療所への収容

看護

助産(分べん介助、分べん前後の処置、衛生材料の給付等)

3 療救護の期間

原則として、以下の期間行う。

医療:災害発生の日から、原則として14日以内

助産:分娩した日から、7日以内

▶ 第4 医療品等の調達

医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班に おいて、丸森病院及び町内の関係業者から調達する。

町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接する 市町長に対し、調達あっせんを要請する。

資料編参照 「2-1 医薬品の調達先」(P.95)

「様式-24 応急医療実施状況記録簿」(P.214)

第13節 交通・輸送活動



大規模地震災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上から交通・輸送活動は重要で、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかな対応が望まれるため、町は、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策を行う。 角田警察署は、交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置 を、道路管理者と連携をとりながら行う。

建設部は、交通確保対策及び緊急輸送活動の担当とする。また、農道・林道の障害物の除去及び必要となる機械等の調達を行う。なお、国道・県道は、県大河原土 木事務所長が除去する。

総務部人事班又は行政班は、町内の総合的な交通状況の把握

を一括して行い、問い合わせに応対する。また、その際、建設部は、通行止め等が 発生した又は解除されたとき、随時速やかに人事班又は行政班へ報告する。

▶ 第 2 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復 旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機(へ リコプター)の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、町は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、 人命の安全、 被害の拡大防止、 災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階	(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
No 1 FXFE	(2) 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
	(3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保
	安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
	(4) 医療機関へ搬送する負傷者等
	(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行
	(2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
	(3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	(4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行
	(2) 災害復旧に必要な人員及び物資
	(3) 生活必需品
	(3) 土泊必需品

▶ 第3 緊急輸送体制の確立

町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、 必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

1 車両による輸送

1)車両の確保

町所有車両の確保:車両の掌握、管理等

町所有以外の輸送力の確保:町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、町所有以外の輸送力確保に努める。

2)トラックによる輸送

町は、緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、(公社)宮城県トラック協会等に対する緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

2 鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が適切な場合は、 阿武隈急行(株)に要請し、輸送力を確保する。

3 ヘリコプター輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、本章第10節 「自衛隊の災害派遣」による自衛隊ヘリコプターにより、ヘリコプター等の確保について知事に要請依頼する。

4 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第25節「防災資機材及び労働力の確保」 による。

5 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要なときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

輸送区間及び借上げ期間

輸送人員又は輸送量

車両等の種類及び台数

集結場所及び日時

その他必要な事項

▶ 第4 輸送力の配分

災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要事項を明らかにし、総務部長に輸送力確保の要請を行う。

総務部長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

▶ 第5 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費として適用されるものは次の場合とする。

- ア 被災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 被災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救援用物資のための輸送
- カ 遺体捜索のための輸送
- キ 遺体の処置(埋葬を除く)のための輸送

適用される輸送費は、本町における通常の実費とする。

応急救助のための輸送が認められる期間は、それぞれの救助の実施が認められる 期間とする。

▶ 第6 交通の規制・確保

1 交通の規制・確保

防災関係機関は、災害発生時において、被災者の避難・救出・救護、救援物資及び 応急対策実施に必要な人員・資機材の輸送等を安全かつ円滑に行うため、一般車両の 通行禁止などの交通規制を実施し、使用可能な交通・輸送ルートを確保する。

1)自動車運転者の周知

地震発生時の自動車運転者のとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

(1) 走行中

走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び 周囲の状況に応じて行動すること。

車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

- アできるだけ道路外の場所に移動しておく。
- イ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと
- ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならない ような場所に駐車すること。

避難のために車両を使用しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づく交通規制時

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の 区間以外の場所に車両を移動させ、区域を指定して交通規制が行われたときは、 道路外の場所に車両を移動させること。

速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

2)交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報により、 通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- ア 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を 抑制する。
- イ 被災地外への流出は原則として無制限とする。

避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

- ア 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。
- イ 一般車両の走行は原則禁止する。

緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2)緊急通行路確保のための措置

交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による 緊急通行車両の先導等を行う。

運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

自衛官、消防職員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防職員は上

記、の措置を取ることができる。

関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

町内交通状況の把握

総務部は、災害対策本部で取りまとめた町内の道路交通状況を、一括して集約し、問い合わせに応対する。

(3)交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため 所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であ るときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手 段を活用して行う。

(4)交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その 他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

3)緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1)確認対象車両の処理区分

確認事務は、警察本部(交通規制課) 角田警察署のほか交通検問所等の検問箇所で取り扱う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

車両番号標に標示されている番号

車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)

使用者の住所、氏名

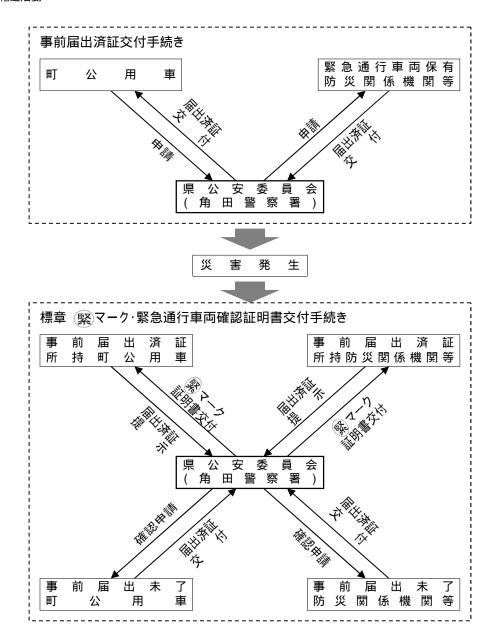
輸送日時

輸送経路(出発地、経由地及び目的地名)

その他参考事項(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証 を提出。)

(3)標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊 急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。



▶ 第7 道路障害物の除去

町は、道路の障害物が堆積した場合は、必要に応じて、警察、消防署、自衛隊等の 応援協力を得て行う。特に、緊急輸送道路や危険箇所などの障害物の除去を優先する。

また、道路管理者は放置車両等が発生した場合に緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。

資料編参照 「2-6 障害物除去機械、器具保有状況」(P.102) 「3-20 町有車両等状況」(P.165)

第 14 節 公共土木施設等の応急復旧



道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

▶ 第 1 実施責任者

道路管理者、建設部は、道路施設の応急復旧を行う。

河川管理者、建設部は、河川施設の応急復旧を行う。

県大河原土木事務所、建設部は、砂防施設の応急復旧を行う。

地すべり防止施設については、建設部に加えて以下の県事務所が応急復旧を行う。

- ・農林水産省林野庁所管(治山): 県大河原地方振興事務所林業振興部
- ・農林水産省農村振興局所管(農地): 県大河原地方振興事務所農業農村整備部
- ·国土交通省所管:県大河原土木事務所

農林部、建設部は、農地、林地、農林業施設の応急復旧を行う。

建設部、商工観光部、保健福祉部は、公園施設の応急復旧を行う。

▶ 第2 道路施設

1 緊急点検

道路管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、 交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

なお、総務部は、災害対策本部で取りまとめた町内の道路交通状況を、一括して集 約し、問い合わせに応対する。

3 二次災害の防止対策

道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

4 道路情報の提供

道路管理者が連携して災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等の通行規制情報を迅速かつ的確に道路利用者へ提供する。

また、各道路管理者及び角田警察署から日本道路交通情報センターに規制情報を連絡し、各放送局を通して道路利用者へ提供する。

5 道路の応急措置

道路が被害を受けた場合は、道路管理者が相互に連絡をとり、優先順位に基づき、 障害物の除去及び応急復旧工事を実施する。その際、二次災害が発生しないよう十分 配慮する。

また、応急復旧に当たっては、応急要請できる民間の建設業者の応援を得て行う。

▶ 第3 鉄道施設

1 緊急点検

阿武隈急行(株)は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等に ついて緊急点検を実施する。

2 鉄道の応急措置

阿武隈急行(株)は、鉄道施設が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に 着手し、交通の確保に努める。

3 組織の設置

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、阿武隈急行(株)は災害 対策本部、現地災害対策本部などを設置するとともに、非常要員を配置する。

4 二次災害の防止対策

阿武隈急行(株)は、災害発生後、現地点検調査により、鉄道施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、施設使用の制限等を行い、二次災害の防止に努める。

▶ 第 4 河川管理施設

1 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 二次災害の防止対策

河川管理者は、災害発生直後から十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、河川管理施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する 措置を講じるほか速やかに災害復旧工事を実施する。さらに、施設等の使用規制につ いては、関係機関と連絡をとる。

▶ 第5 砂防、地すべり等施設

県大河原地方振興事務所及び県大河原土木事務所は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

▶ 第6 農地、農林業用施設

町は災害発生後に農地、農林業施設に係る被害の点検を実施し、必要に応じ応急復 旧を行う。

▶ 第7 公園施設

町は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、応急復旧を行う。

▶ 第8 被災建築物に関する応急危険度判定の要請

町は、応急危険度判定士による被災建物の応急危険度判定の実施を県に要請する。

▶ 第9 被災宅地に関する応急危険度判定の要請

町は、応急危険度判定士による被災宅地の応急危険度判定の実施を県に要請する。

第 15 節 応急仮設住宅等の確保



大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活をすることになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、町長は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

▶ 第 1 実施責任者

総務部及び保健福祉部は、罹災者に対する応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の 建設及び被害住家の応急修理を行う。

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の設置は、原 則として知事が行うが、知事の職権の一部を委託された場合等は町長が行う。

保健福祉部は応急住宅等の確保を行う。

建設部は町営住宅の確保を行う。

▶ 第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建築等は、(社)プレハブ建築協会等の協力を得ながら速やかに建設する。また、災害救助法を適用した場合は知事が行う。

- 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の設置
 - 1)対象

住宅が全壊又は全焼し、居住する住宅がない者で、自己の資力では住宅を得ることができないと認められる者。

2)設置予定数量及び単位等

設置数は、住宅が全壊又は全焼した世帯数を考慮して適正な設置数とする。 1 戸当たりの規模は、29.7 ㎡ (9坪)を基準とし、費用は、災害救助法が適用 された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3)建設着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工する。

供与期間は2年以内の期間とする。

4)設置予定場所

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設地は、町有地のうち、災害の実状に応じ、 決定する。

5)選定基準

入居者等の選定は、町が行うものとし、その基準は、概ね以下 のとおりとする。

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の被保護者及び要保護者 特定の資産がない失業者 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯及び病弱者等 特定の資産がない勤労者、中小企業者

前各号に準ずる経済的弱者

なお、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)入居者の選定に当たっては、入居者の 罹災前の居住地や就業場所等に配慮するとともに、入居後の地域社会づくりを考慮 し、入居者の年齢構成等が偏らないようにするなど配慮する。

2 建築資材及び建築技術者の確保

1)建築資材の調達

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設等に必要な建築資材は、町内の関係業者 とあらかじめ協議し、供給を要請するものとする。関係業者において資材が不足する 場合は、知事に対し(社)プレハブ建築協会等への資材のあっせんを要請する。

2)建築技術者の確保

応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の建設等に必要な建築技術者について、町内の 組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努める。町内で建築 技術者が確保できない場合は、知事に対しあっせんを要請する。

▶ 第3 町営住宅等の活用

建設部は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、町営住宅の建設及び特定 入居を行う。また、復興過程における被害者の生活の維持を支援するため、管理者と 協議の上、現在町内にある町営住宅及び県営住宅等の空き家の活用を図る。

▶ 第4 応急修理の実施

保健福祉部は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半焼または半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がないものに対し、必要最小限の補修を行う。

1 対象

住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者。具体的には、生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者並びに障害者等。

2 応急修理予定戸数及び単位等

修理数は、住家が半壊又は半焼した世帯数を考慮して 適正な設置数とする。 修理対象は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用 は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

3 応急修理期間

災害発生の日から1ヶ月以内とする。

震災対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保

4 修理対象戸数の引き上げ

町長は、県に対して、以下の措置の実施を要請する。

県は、必要に応じ修理対象数の市町村間相互の戸数の調整、又は厚生労働大臣の承認を得て修理戸数の限度引き上げ、修理期間の延長を行うなど町への指導助言及び連絡調整を行う。

5 被災建築物応急危険度判定士

町長は、被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の危険度判定の実施を県に 要請する。

6 被災宅地応急危険度判定士

町長は、被災宅地応急危険度判定士による被災宅地の危険度判定の実施を県に要請する。

資料編参照 「2-7 建築資機材の調達先」(P.103)

「2-8 技術者の確保先」(P.104)

「様式-25 応急仮設住宅入居該当者調」(P.215)

「様式-26 応急仮設住宅入居者台帳」(P.216)

「様式-27 住宅の応急修理該当者調」(P.217)

第 16 節 ボランティア活動



大規模災害発生時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とする ため、県及び町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の強力を得て、効果的 な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、社会福祉協議会等が中心となって、町の対策本部からの情報等により、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

▶ 第1 実施責任者

丸森町社会福祉協議会が中心となる。

活動運営については、保健福祉部と連携を図り、活動を展開する。

▶ 第 2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置

ボランティアの受け入れ調整は、社会福祉協議会により組織される「災害ボランティアセンター」が中心となって行い、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

2 ボランティアの募集、受付

ボランティア活動に必要な情報の収集伝達は以下の各部が担当し、これらの情報を保健福祉課がとりまとめ、災害ボランティアセンター並びに、各まちづくりセンター、自主防災組織及びボランティア団体に対し活動に必要な情報を提供するとともに連携を図り活動を展開する。

ボニハーノ	マ活動の	情報伝達項E	7
ハフソティ	アン古里川(ノ)	川吉野1大1羊1日F	₹.

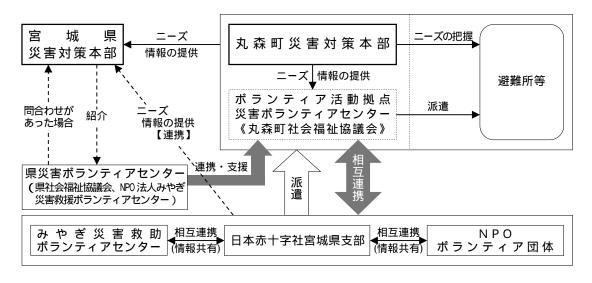
主な情報伝達項目	担当部
避難所の運営	町民税務部
炊き出し、食料などの配布	保健福祉部
救援物資などの仕分け、輸送	"
高齢者、障害者などの介護補助	"
清掃活動	町民税務部
その他被災地での軽作業	各部

▶ 第3 行政の支援

町は災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

災害ボランティアセンターの場所の提供 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成 職員の派遣 被災状況についての情報提供 その他必要な事項

ボランティア活動支援計画イメージ



▶ 第4 災害ボランティアのニーズの把握

保健福祉部は、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を収集し、「災害ボランティアセンター」に連絡するとともに、県災害対策本部へ情報を提供する。

▶ 第5 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みについては、以下の各部で対応する。また、不足する 場合などは、県の担当部局に応援を要請する。

専門ボランティアの受付担当

主な受け入れ項目		町の担当		県の担当
救護所などでの医療、看護		保健福祉部		保健福祉部
被災建築物の応急危険度判定		建設部		土木部
砂防関係施設診断] =	建設部	連	土木部
外国人のための通訳		町民税務部		経済商工観光部
被災者へのメンタルヘルスケア	への	保健福祉部	携	保健福祉部
高齢者、障害者などへの介護	把	保健福祉部	373	保健福祉部
その他専門的知識が必要な業務	握	各部		各部局

資料編参照 「1-27 災害時のボランティア活動に関する協定」(P.78)

第 17 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動



町は、大規模地震災害発生時において、高齢者、障害者等の要配慮者、旅行客等に対する さまざまな応急対策が必要となる。

▶ 第1 実施責任者

町、防災関係機関、社会福祉施設、社会福祉協議会など民間団体は、それぞれ協力して要配慮者、外国人の災害時の対策を行う。

保健福祉部は、要配慮者への対応を行う。

町民税務部は、外国人からの相談対応を行う。

▶ 第2 高齢者・障害者等への対策

災害時には、避難行動要支援者と考えられる高齢者、障害者等に対し、救助、避難 誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

1 安全確保

1)社会福祉施設在所者

町は、施設在所者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

2)社会福祉施設等以外の避難行動要支援者

町は、各地区の行政区長、消防団長、自主防災組織あるいは社会福祉協議会、民 生児童委員会等の協力を得て、在宅の避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うほ か、必要に応じ避難誘導等を行う。

また、避難所等を中心に、被災による新たな避難行動要支援者を把握する。

町は、災害避難誘導等において、特に障害者や高齢者などの身体的な障害等を考慮して、適切な方法による広報、避難の勧告、指導を行い、行政区長や社会福祉協議会などの協力を得て、人員を把握し、安全な避難に努める。

2 支援体制の確立と実施

1)施設従事者及び必要な物資の確保

町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を 把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となる マンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

2)緊急支援

受け入れ可能施設の把握

町は、関係機関と連携し、被災による避難行動要支援者等の受け入れ可能な社会 福祉施設等を把握する。

福祉ニーズの把握と援護の実施

町は、避難行動要支援者等の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣する。

3)避難所での援護

町は、避難行動要支援者等が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。また、特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

▶ 第3 外国人対応

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。なお、支援活動においては、外国人旅行客についても念頭に置いた対応を行う。

把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講ずる。

外国人の迅速な安否確認を行う。

広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な 避難誘導を行う。

災害情報等を掲示する場合、通訳ボランティア等を活用して主要な外国語による 掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。

▶ 第4 旅行客への対応

町は、災害時の旅行客の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第18節 愛玩動物の収容対策



町は、大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、 避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、動物愛護の観点 から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体と の協力体制を確立する。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、被災地域における動物を保護するとともに、避難所での適正な飼育について指導する。

町民税務部が、動物の保護及び飼育指導を担当する。

▶ 第2 被災地域における動物の保護

町は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

▶ 第3 避難所における動物の適正な飼育

町は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、 動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師 の派遣等の支援

避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 他県市への連絡調整及び要請

第19節 防疫・保健衛生活動



町は、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に 万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

▶ 第1 実施責任者

町長は、感染症予防のための防疫措置及び健康活動、災害による心身の不調に対する相談等を、関係機関の協力を得て実施する。

保健福祉部及び町民税務部が担当する。

▶ 第2 防 疫

1 感染症の予防

町は、避難所等、衛生環境の良好でない地域を優先して、県に協力して感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。

町は、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防 のための指導を行う。

町は、必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

町は、被災地の感染症発生を予防するため、種類、対象、期間等を定めて、県の 指示により臨時予防接種を実施する。

2 感染症発生時の対応

町は、被災地及び避難所等において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、保健福祉部作成のマニュアルに準拠しながら、速やかに県に連絡し、県と連絡の上、必要な対策を行う。

感染症指定医療機関の状況は、以下のとおりである。

感染症指定医療機関

医療機関	所在地	電話番号	病床数
公立刈田綜合病院	白石市 福岡蔵本字下原沖 36	0224-25-2145	4

3 連絡通知等

町は、感染症の発生又は発生するおそれがある事実を知った場合及び防疫を実施する場合、県仙南保健福祉事務所に連絡し、必要な対策及び指示等を受ける。

4 防疫薬剤の調達

町は町商工会を通して、防疫薬剤を町内業者から調達するが、調達不可能な場合は 県又は近隣市町村に対し調達あっせんの要請を行う。

5 避難所の防疫措置

町長は避難所を開設したとき、県の指導を得て防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図る。

1)防疫に関する協力組織

町長は、各避難所の施設管理者に対して、衛生に関する自治組織の編成を指導して、 その協力を得て防疫の万全を図ることを要請する。

2) 防疫活動の重点項目

防疫活動は、以下の事項に重点をおいて行う。

検病

防疫消毒の実施

集団給食の衛生管理

飲料水の管理

その他施設内の衛生管理

▶ 第 3 保健対策

1 健康調査、健康相談

町は、県と協力し、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとと もに、特に高齢者など避難行動要支援者等に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健 康相談を実施する。

2 メンタルヘルスケア(精神保健相談)

町は、被災地、特に避難所において、地震の直接体験や生活環境の激変に伴い、被 災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、 町で依頼している指導医の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安 等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期 的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

町は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被 災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

▶ 第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

町は以下の措置を実施する。

県仙南保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の避難所等への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具、容器等の消毒等について必要に応じ指導を依頼する。

被災地域の状況に応じ、県仙南保健福祉事務所に対し、食品衛生監視員の食品の 集積場所等への派遣を要請し、食品配送等における衛生確保の状況について、必要 に応じて指導を依頼する。

2 食中毒発生時の対応

町は、県仙南保健福祉事務所と連携を図りながら、食品衛生監視員の派遣を要請し、 原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

町は、県仙南保健福祉事務所と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

資料編参照 「2-2 防疫薬剤の調達先」(P.96)

「様式-28 防疫活動状況報告書」(P.218)

「様式-29 防疫用薬剤及び器具等の受払簿」(P.219)

第20節 遺体等の捜索・処置・埋葬



町は、大規模地震災害による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合、防災 関係機関の連携により、これらの捜索、処理等を速やかに行い、民心の安定を図る。

▶ 第1 実施責任者

警察署、自衛隊、消防団、消防署は、行方不明者の捜索を行う。

総務部は、行方不明者の連絡調整及び届出の受付を行う。

保健福祉部は、遺体の収容に関する事務を行う。

町民税務部は、遺体の応急埋火葬に関する事務を行う。

▶ 第2 遺体等の捜索

町長は角田警察署等に対して、遺体等の捜索について、相互に連絡及び協力し、以下の要領により実施することを要請する。

1 対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態により、既に死亡していると推 定されるもの。

2 遺体の捜索要領

1)捜索班の編成

遺体の捜索については、警察官、消防職員、消防団員等により捜索班を編成し、状況に応じ遺体の処置、収容を併せて実施する。

なお、遺体の捜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとる。

2) 実施期間

災害救助法の規定により、災害発生の日から原則として 10 日以内の期間で実施する。

▶ 第3 遺体の処置、収容

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処置ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を、協力業者と協力して行う。

警察は、警察官が発見した遺体及び警察官等に届出があった遺体又は変死体等について検視(死体調査)を行い、身元不明の遺体は、検視後、身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影し、町に所持品とともに引き渡す。

町は警察官と緊密な連絡をとり、検視(死体調査)又は検案を経ないで死亡届出 が出された遺体の数及び警察で検視(死体調査)を実施した遺体の数を把握し、災 害の死傷者を逐次把握する。

町は、遺体の適正な保存のため、業者から棺や遺体保管用のドライアイスを確保 する。

町は、事務処理(遺体台帳の作成)を行う。

遺体一時保存所設置予定場所

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概要(m²)	収容 能力
丸森まちづくりセンター	住民自治組織会長	72-1683	丸森町字鳥屋 120	RC2階建て	1,347	20
金山まちづくりセンター	"	78-1121	金山字下前川原 17	RC2階建て	351	10
筆甫まちづくりセンター	"	76-2111	筆甫字和田 80-2	RC平屋建て	360	10
大内まちづくりセンター	"	79-2004	大内字横手 82-1	RC平屋建て	882	10
小齋まちづくりセンター	"	78-1111	小斎字山崎 63	RC平屋建て	356	10
舘矢間まちづくりセンター	"	72-2120	舘矢間舘山字大門 148-1	鉄骨平屋建て	821	10
大張まちづくりセンター	"	75-2124	大張大蔵字川前 39-1	RC2階建て	352	10
耕野まちづくりセンター	"	75-2134	耕野字小屋舘 7-4	RC平屋建て	357	10

▶ 第4 遺体の火葬、埋葬

町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

町は、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

火葬場

名 称	所在地	管理者	電話番号	1日の処理能力	使用燃料
あぶくま斎苑	舘矢間松掛字上63-1	仙南広域理事長	72-6696	16 体	灯油

埋葬予定場所

名 称 所在地		管理者	電話番号
漆原共葬墓地	丸森町字漆原 17	石龍秀孝	72-1235
玉川共葬墓地	字大舘三丁目 69	斎藤敬三	72-2611

▶ 第5 葬儀業者の協力

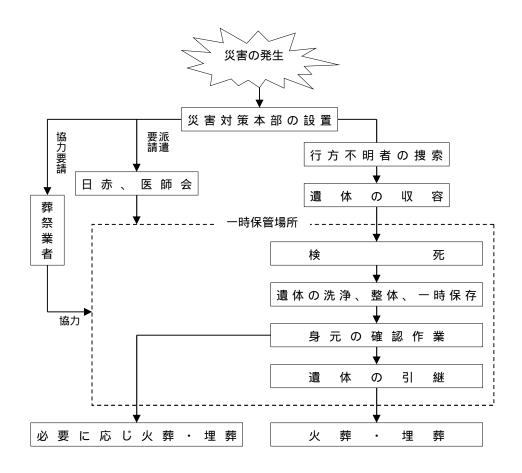
町は、葬儀業者に以下の事項について協力を依頼し、必要に応じて県へ調整を依頼 する。

棺等必要な物品の手配を依頼する。

緊急火葬体制の概要を説明し、協力を要請する。

遺体安置所から火葬場までの遺体搬送を依頼する。

行方不明者の捜索、遺体収容等の流れ



資料編参照 「様式-30 遺体捜索状況記録簿」(P.220)

「様式-31 遺体の処置収容状況記録簿」(P.221)

「様式-32 埋葬台帳」(P.222)

第 21 節 社会秩序維持活動



町は、大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が 生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがあるため、物価監視を実施し、さら には流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

町長は、災害警備対策上、必要と認められるとき社会秩序維持のための活動を角 田警察署に要請する。

角田警察署は、犯罪の発生防止等、社会秩序維持活動を行う。

町民税務部は、生活必需品の物価の監視並びに消費流通対策の連絡調整を行う。

▶ 第2 生活必需品の物価監視

町は県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

▶ 第3 警察の活動

警察は、独自又は防犯協会等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、 被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締等を行うな ど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

また、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・

介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 町は、警察等と協力し、被災地域の警備の充実を図る。

- 158 -

第22節 廃棄物処理活動



町は、大規模地震災害時に、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、 避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊によ る処理機能の低下が予想されるため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を 図る。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜等の応急処理を行う。 町民税務部が担当する。

▶ 第2 処理体制

町は、生活ごみの発生量見込み、建築被害によるがれきの発生量見込み等についての情報収集を行う。

町は災害により生じた災害廃棄物の処理を適正に行う。

町は、災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等が不足する場合には、周辺 市町及び県に対して支援を要請する。

▶ 第3 処理方法

町、関係機関及び町民等は、以下の措置を実施する。

- 1 廃棄物の収集及び処分
 - 1)廃棄物の収集

町民は廃棄物を分別して排出するなど、町の廃棄物処理活動に協力する。

災害廃棄物の収集は、危険な物、通行上支障のある物などを優 先的に収集・運搬する。

選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、 木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の規定に従い、適 正な処理を進める。

廃棄物の収集は、ごみ収集運搬車によるほか、必要に応じて運搬車を調達し、実 施する。

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地の防疫上、できる限り早急に 収集する。

がれきの処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

2)廃棄物の処分

廃棄物の処分は、以下の焼却場及び処分場で行う。

ごみ処理施設

施設名	管理者	処理能力	処理方法
仙南地域広域行政事務組合	理事長	可燃ごみ:200 トッ/日	焼 却
仙南クリーンセンター	生 事以	し尿:68 * ポル日	中間処理
仙南地域広域行政事務組合	理事長	 資源、不燃、粗大ごみ:80 ^ト ン/日	圧縮
仙南リサイクルセンター			
仙南地域広域行政事務組合 仙南最終処分場	理事長	上記以外の残査物:146,000m³	埋立

2 し尿の収集及び処分

町及び関係機関は、以下の措置を実施する。

1) し尿の収集

し尿の収集は、原則として汲取り車、運搬車によるものとする。ただし、それが 不可能な地域については、容器の配布等を行う。

避難所より排出されたし尿の収集は、防疫上、優先的に行う。

避難所など多くの利用が見込めるところには予防計画より仮 設トイレを早急に 設置する。設置にあたっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者等への配慮を 行う。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

2) し尿の処分

し尿の処分は、角田衛生センターで処理することを原則とする。

3 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町民税務部が衛生取扱業者に委託し実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、以下の清掃班を編成し実施する。 なお、総括責任者は町民税務部長とする。

ごみ処理班

責任者	班員	使用機材等	処理場
町民税務部長	職員若干名 一般廃棄物処理収集許可業者	業者に依頼	仙南クリーンセンター
"	"	"	仙南リサイクルセンター
"	II .	"	仙南最終処分場

し尿処理班

責任者	班員	使用機材等	処理場
町民税務部長	職員若干名 一般廃棄物処理収集許可業者	業者に依頼	角田衛生センター

4 道路等から除去した障害物の処理

町は、道路等から除去した障害物について以下のとおり処理する。

道路等から除去した障害物の集積場所及び処理方法は「1 ごみの収集及び処分」 に準じて行う。

工作物等の保管

除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認めるものについては、 必要な手続きをし、保管する。

▶ 第4 住民等への広報

町は、災害により災害廃棄物が発生した場合、収集方法等について、速やかに住民 等に知らせる。

▶ 第5 清掃資機材の調達

町は、清掃資機材について、町保有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げる。また、不足する場合は、知事又は隣接市町長にあっせんを依頼する。

▶ 第6 死亡獣畜等の処理方法

町は、災害時に死亡獣畜の処理を必要とする場合、死亡獣畜処理場(仙南クリーンセンター)等に搬送し処理する。

町は、搬送が困難な場合、又は処理場で処理しきれない場合、県仙南保健福祉事務所長の許可又は指示を受けて焼却等必要の処理を行う。

第23節 教育活動

町及び教育委員会並びに私立学校設置者は、大規模地震災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒の教育対策等必要な措置を講ずる。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、学校等の応急の教育対策を行う。

教育委員会及び各校長は、学校教育対策を担当する。

校長は、災害発生時の学校内における児童・生徒等の安全確保など必要な措置を 行う。

教育委員会、各施設長は、社会教育施設対策を行う。

教育委員会は、文化財保護対策を行う。

▶ 第2 避難措置

校長は、大規模災害が発生し、町長等が避難勧告又は指示を行った場合は、児童、 生徒の安全の確保を図るため、以下の措置を講ずる。

1 在校時の措置

災害発生後、速やかに児童・生徒の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者 の有無及び被害状況の把握に努める。

これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な 措置を講ずる。

遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び 措置をとる。

校長は、災害の発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ臨時休校等の措置をとる。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合及び登校前に休校措置を行った場合には、保護者等に連絡をとり、児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

1)学校内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を学校内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に学校内に保護する。

2)帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、学校内に保護を 行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し 等の措置を行う。

▶ 第3 学校施設等の応急措置

1 公立学校

校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

当該施設を所管する教育委員会及び町は、速やかに被害の状況を調査し、応急復 旧を行う。

2 私立学校

私立学校の校長は、施設が披災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県総務部私学文書課に報告する。

私立学校の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に 報告する。

▶ 第4 教育の実施

町長は、校長及び教育委員会に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 公立学校

校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業 の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講ずる。

1)教育の実施場所の確保

教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、まちづくりセンター、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講ずる。

教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎 を建築する。

学校施設の代替施設

学校名	児童・ 生徒数	予定施設	所在地	収容 能力
丸森小学校	187	丸森まちづくりセンター	丸森町字鳥屋 120	300
丸森中学校	344	町民体育館	丸森町字花田 20	400
金山小学校	38	金山まちづくりセンター	金山字下前川原 1	100
筆甫小学校	14	筆甫まちづくりセンター	筆甫字和田 80-2	100
大内小学校	82	大内まちづくりセンター	大内字横手 82-1	300
小斎小学校	37	小斎まちづくりセンター	小斎字山崎 63	100
舘矢間小学校	162	舘矢間まちづくりセンター	舘矢間舘山字大門 148-1	100
大張小学校	18	大張まちづくりセンター	大張大蔵字川前 39-1	100
耕野小学校	13	耕野まちづくりセンター	耕野字小屋舘 7-4	100

平成28年5月1日現在

2)教職員の確保

校長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

3)教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保 に努める。

2 私立学校

私立学校においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

▶ 第5 学用品等の調達

町長は、災害により学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努めるとともに、商工会との物資供給協定に基づき学用品の給与に努める。

1 給与対象者

給与対象者は、災害により住宅に被害(全壊、全焼、半壊及び半焼)を受け、必要な教材等を喪失、毀損し、就学に支障を生じている児童・生徒とする。

2 学用品の種類

学用品の種類は、教科書及び教材(教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの)文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等)通学用品(運動靴、傘、かばん、長靴等)とする。

3 給与の方法

1) 教科書

町教育委員会は速やかに給与対象児童・生徒を調査把握し、必要数量を県教育委員会に報告する。町教育委員会は県教育委員会よりその指示を受け、教科書供給所から供給を受け、校長を通じ対象者に配布する。

2) 文房具及び通学用品等

町教育委員会が協力を要請できる町内の業者等から調達する。特別な事情があり 調達ができない場合、又は必要がある場合は県教育委員会にあっせんを依頼する。 校長は、配布計画を作成し、配布後、親権者から受領書を徴する。

▶ 第6 給 食

町及び教育委員会は、給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。 学校給食用物資は、(財)宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保する。 それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼するとともに必要な措置を依頼する。

町及び教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・ 設備等の応急復旧を行う。

町及び教育委員会は、伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

▶ 第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の 運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育 活動が速やかに正常化できるよう 次の措置を講ずる。

町長は、施設の管理者等と協議の上、施設・設備を点検の上、避難所として使用 する部分を決定する。

町長は、避難所等に管理責任者を置き、施設の管理者、自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

施設の管理者及び教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとと もに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲 等について町、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

▶ 第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急 復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討 する。

▶ 第9 社会教育施設等の応急対策

1 実施責任者

教育委員会、施設の管理者、町長が協議の上、速やかに応急対策を講ずる。 各施設においては、平常時から災害時の応急対策マニュアの作成に努める。 震災対策編 第3章 災害応急対策 第23節 教育活動

2 応急対策

1)開館中

施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- ・在館の施設利用者の避難誘導
- ・負傷者の救護、医療機関への搬送
- ・施設の安全点検、応急措置
- ・教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請
- ・災害発生のおそれがある場合、又は施設が利用できない場合は、臨時休館措置
- ・資料の保存

2)閉館中

施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- ・施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- ・教育委員会への連絡
- ・施設の安全点検、応急措置
- ・資料の保存

▶ 第 10 文化財の応急措置

被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。

教育委員会は、速やかに文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、 関係職員を被災箇所に派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施 させるなど、被害の拡大防止に努める。

教育委員会は文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

資料編参照 「2-9 学用品の調達先」(P.105)

「3-14 文化財指定状況」(P.159)

「3-21 学校施設状況」(P.166)

「様式-33 教科書及び学用品支給記録簿」(P.223)

「様式-34 教科書、学用品、受払記録簿」(P.224)

第24節 ライフライン施設等の応急復旧



大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、震災時においては、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材 を確保するとともに、町、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図り ながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

▶ 第 1 実施責任者

建設部は、水道施設及び下水道施設の応急復旧を行う。

東北電力(株)白石営業所は、電力施設の応急復旧を行う。

(総務部が連絡調整を行う。)

(社)宮城県エルピーガス協会仙南第一支部角田班は、液化石油ガスの応急復旧を行う。(総務部が連絡調整を行う。)

東日本電信電話(株) 宮城事業部は、電気通信設備の応急復 旧を行う。(総務部が連絡調整を行う。)

▶ 第 2 水道施設

町は、災害時において直ちに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、 直ちに給水停止等の措置を講じ被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画を策 定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

町は、災害により、給水施設が被害を受けた場合、被害状況を調査し、応急的な 復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

ア 資材等の調達

応急復旧資材等は、必要最小限常時確保するものとするが、不足したときは、 町指定給水装置工事業者から調達する。

ただし、必要と認めるときは、周辺市町又は知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

- イ 応急措置の重点事項は以下のとおりとする。
 - ・有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
 - ・取水、導水及び浄水施設等の保守点検
 - ・井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保
 - ・備蓄水の提供

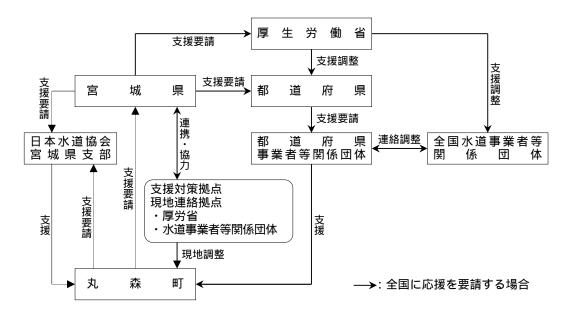
県は応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について町から要請された場合、日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行う。

さらに被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省の協力を 県に要請する。

町は、「日本水道協会宮城県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づいて 応援活動を行う。

応急給水及び応急復旧対策は次のフローチャートにより行う。

応急給水及び応急復旧対策



▶ 第 3 下水道施設

町は、下水道施設が被災したとき、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、 下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

町は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、 管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

町は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能 の確保に努める。

▶ 第 4 電力施設

1 東北電力(株)の応急対策

1)要員の確保

供給区域内において、震度 6 弱以上の地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

2)店所間応援の要請及び派遣

被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、他店所に応援を要請する。

3) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安 の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公 衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4)復旧資材の確保

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認するとともに、調達を必要とする資材の確保を図る。

また、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と考えられる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5)危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

6) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘 案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

なお、作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については 十分配慮して実施する。

2 町の対応

町は、東北電力(株)白石営業所と密接に連絡を取り、各地区及び避難所などへの送電状況及び電力施設の被災状況の把握などについての情報を収集し、避難者をより適切な避難所へ誘導するなどの措置をとる。また、町は、東北電力(株)の行う措置に対し協力する。なお、東北電力(株)白石営業所との連絡調整は総務課が行い、事業者の行う対応に協力する。

3 住民等の対応

停電又は電力施設の被害を発見した者は直ちに下記まで連絡する。

連絡先

連絡先	電話番号
東北電力㈱コールセンター	0120-175-366
丸森町総務部	72-2111

▶ 第5 液化石油ガス施設

1 ガス施設所有者

災害時にガス施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、作業班を編成し、応急対策を実施する(作業班の校正、業務分担等は、液化石油ガス販売事業者と協議し作成する)。

2 販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、 液化石油ガス施設による災害が発生しないように、以下の対策を講ずる。

1)応急措置と応援要請

液化石油ガス販売業者は、被害状況を把握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(社)宮城県エルピーガス協会仙南第一支部角田班及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合第一支所に連絡する。

2)緊急点検

液化石油ガス販売業者は、供給全戸を訪問して、作動した各安全器を含めた各設備 (特に埋設管や地下ピット)の緊急点検を実施する。その際、被害の状況(配管の破 損、ガス漏れ、容器の転倒、接続管のはずれの有無等)の把握に努める。結果は、(社) 宮城県エルピーガス協会等に連絡する。

3)応援体制

直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(社) 宮城県エルピーガス協会等から入手し、応援に急行する。

4)情報提供

液化石油ガス販売業者は、被災の概況、復旧の現況と見通し等について、(社) 宮城県 エルピーガス協会等に適宜、情報の提供を行う。

3 町の対応

液化石油ガス販売事業者、(社) 宮城県エルピーガス協会等との連絡調整は総務課が行い、事業者の行う対応に協力する。

▶ 第6 電信・電話施設

1 通信事業者

1) 東日本電信電話(株)宮城事業部

復旧対策

通信設備が被災した場合には、速やかに復旧対策を実施する。

ア 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、特設公衆電話の 設置等を行う。

公衆電話の無料化

広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

輻輳した場合の措置

通信が異常に輻輳した場合は、以下の措置を講ずる。

- ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- イ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (web171)を提供し、輻輳の緩和を図る。
- ウ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を 115 番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

2)移動通信事業者

移動通信事業者(携帯電話会社)は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動 等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行 う。

被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言サービス を提供し、輻輳の緩和を図る。

3)広報

通信施設の被災状況、応急措置、復旧の見込みなどについて、住民等へ広報活動を行う。

2 町の対応

町は、東日本電信電話(株)宮城事業部と密接に連絡をとり、各地区及び避難所など 重要施設の被災状況を把握するとともに、東日本電信電話(株)宮城事業部の行う措置 に対し協力する。なお、連絡調整は総務課が行い、通信事業者の行う対応に協力する。

3 住民等の対応

電気通信設備に被害があることを知った者は、東日本電信電話(株)(113 番)へ連絡する。

第25節 防災資機材及び労働力の確保



町は、大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策に必要な労働者及び技術者等の調達・確保を防災関係機関と連携を図り、発災時に円滑な緊急調達等の措置を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

町長は、災害応急対策に必要な防災資機材及び労働力を確保する。また、法令の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から労働力の確保に関し、応援を求められた場合は、これに協力する。

▶ 第2 緊急使用のための調達

町で保有している資機材のほか、不足する資機材等は町内の業者及び隣接市町村の業者から緊急調達し、応急対策を実施する行政区等に提供する。

各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、 相互に連携を図るとともに、必要に応じ民間業者等に対し協力要請を行い調達する。

▶ 第3 労働力の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの防災関係 機関において行うものとし、その手段として次の措置を講ずる。

1 奉仕団の編成及び活動

1)奉仕団の編成

町長は、災害時の応急対策に労働力が不足する場合、民間の団体へ応援を要請する。

奉仕団の編成

団体名	担当課	住所又は連絡先	電話番号	構成員数	活動内容
日赤奉仕団	保健福祉課	役場内	72-2111	4,232	社会奉仕
丸森町連合婦人会	教育委員会	役場内	72-2111	750	教育文化奉仕
丸森町婦人防火クラブ	総務課	役場内	72-2111	3,728	炊き出し

2)活動内容

奉仕団の活動内容は以下のとおりとし、作業内容により適宜協力を求める。

避難誘導の補助及び避難所の奉仕

罹災者の救出・救護

炊き出し及び給水の奉仕

救援物資の支給の奉仕

清掃及び防疫の奉仕

その他災害応急措置の応援

2 労働者の雇用

1) 労働者の雇用の範囲

被災者の避難のための労働者

医療救護における移送のための労働者

被災者の救出のための労働者(救出する機械等を操作する労働者を含む。)

飲料水の供給のための労働者(供給する機械等を操作する労働者及び浄水用医薬品等の配布に要する労働者を含む。)

救済用物資の整理、輸送及び配分のための労働者

遺体等の捜索及び処置のための労働者

2)雇用依頼の内容

労働者の雇用を依頼する場合は、以下の事項を明らかにする。

労働者の雇用を要する目的

作業内容

所要人員

雇用を要する期間

従事する地域

輸送、宿泊等の方法

3) 労働者の宿泊施設

町長は、労働者の宿泊施設予定場所について、災害状況により必要に応じ町内旅館等を定める。

4) 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

3 労働力の配分計画等

労働力の配分担当は産業観光部とし、労働力の配分方法は以下のとおりとする。 各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、 所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業観光部長に労 務供給の要請を行う。

町は、労働力供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置 を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

▶ 第4 応援要請による技術者等の動

町は、自ら技術者等の確保が困難な場合、他機関に必要技術者等の応援派遣を要請 し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定行政機関の長に対する職員派遣要請の手続き

町長が指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、以 下の事項を記載した文書をもって要請する。

派遣を要請する理由

震災対策編 第3章 災害応急対策 第25節 防災資機材及び労働力の確保

> 派遣を要請する職員の職種別人員数 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他の勤務条件 その他職員の派遣についての必要な事項

2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長が知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、以下の事項を記した文書をもって要求する。

派遣のあっせんを求める理由 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他の勤務条件 その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

▶ 第5 従事命令等による応援措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任した場合には、町長は、従事命令等による応急業務を行う。

1 従事命令

知事は、応急措置を実施するため、以下の関係者に従事命令を出すことができる。

医師、歯科医師又は薬剤師

保健師、助産師又は看護師

土木技術者又は建築技術者

大工、左官又はとび職

土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

鉄道事業者及びその従事者

自動車運送業者及びその従事者

船舶運送業者及びその従事者

港湾運送事業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で町 長が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、町長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第 26 節 農林業の応急措置



町は、大規模地震災害時には、農業生産基盤、林道等への施設被害のほか、畜産飼料の不 入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接 的な被害が予想されるため、県、各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食 い止めるため、的確な対応を行う。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保など、農業等の被害への応急対策を行う。

農林部、みやぎ仙南農業協同組合、森林組合等の関係団体は、その属する農業、 林業等への被害の応急対策を担当する。

▶ 第2 農 業

1 活動体制

町長は、農業関係機関、団体と協議し、必要に応じて対策本部を設置し、災害の 予防及び拡大防止に努める。

対策本部要領は別に定める。

2 営農用資機材の確保

1) 営農機材

町は、必要に応じて、県に営農機材の購入あっせんを要請する。

2) 営農用資材

町は、苗、種子、肥料、農薬、飼料等について、必要に応じ確保のため対策を講ずるとともに、県に営農用資材の購入あっせんを要請する。

3) 応急技術対策

町は、農作物の被害の実態に合った病害虫の防除、肥培管理等の技術指導を農業関係機関、団体と連携して行う。

▶ 第3 畜 産

1 応急技術対策

家畜の退避と飼料確保を指導する。

被害家畜の健康検査を実施する。

飼料作物の早期収穫を指導する。

2 家畜伝染病の防止

町は、家畜の伝染疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認

められる場合、県に家畜の検査、注射又は薬浴を要請する。

また、県の指導を得て家畜の所有者に対し、必要に応じ以下の防止措置を講じさせる。

患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置 殺処分又は死体の焼却、埋却 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

災害等により死亡した家畜の処理については、本章「第 22 節 廃棄物処理活動」により処理を行う。

▶ 第 4 林 業

1 活動体制

町長は、林業関係機関、団体と協議し、必要に応じて対策本部を設置し、災害の 予防及び拡大防止に努める。

対策本部要領は別に定める。

2 応急対策

町長は、林業関係者等に対して、被害の状況に応じて応急対策を行うことを要請 する。

技術指導の実施

- ア 農林部は県大河原地方振興事務所並びに関係団体と連絡調整を図り災害時における応急対策技術の指導を行う。
- イ 必要に応じ「ア」の機関、団体による指導班を編成し、技術指導にあたるほか 速報等を通じその周知徹底を図る。

第27節 応急公用負担等の実施



町長等は、大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講ずる。

▶ 第1 実施責任者

応急公用負担等の実施は、町長、警察官、消防職団員がそれぞれ行う。

総務部は、連絡調整等を行う。

町長若しくは町長の権限を行使する町の職員が現場にいないとき、又は町長等から要求があったときは、警察官が、さらにこれらのものが現場におらず、自衛隊が派遣されているときは自衛官が応急公用負担等の権限を行使する。その場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

▶ 第2 応急公用負担等の権限

各実施責任者は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、次の措置をとることができる。

1 町長

町の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木 その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、 その他必要な措置。

町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措 置の業務に従事させること。

知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担 等の処分を行うことができる。

2 警察官

町長若しくはその職権の委任を受けた町職員が現場にいないとき、またはこれらの 者から要求があったときは、警察官は町長の職権を行うことができる。この場合にお いては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

3 消防職団員

1)消防職員、消防団員

火災が発生し、または発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある 土地を使用し、処分し、またはその使用を制限すること。

火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止または人命の救助、その他

の消防作業に従事させること。

2)消防長、消防署長

延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、 またはその使用を制限すること。

火災が発生し、又は発生しようとしている状況において、延焼の防止又は人命の 救助のために緊急の必要があるときは消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土 地を使用し処分し又はその使用を制限することができる。

4 知事

県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町の応 急公用負担等を代わって実施することができる。

被災者の救援、救助その他保護に関する事項

災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

施設及び設備の応急復旧に関する事項

清掃、防疫その他保護衛生に関する事項

犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

緊急輸送の確保に関する事項

その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関する事項

▶ 第3 立入検査等

町長等は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋もしくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。

町の職員が、 により立ち入る場合、その職員は、あらかじめその旨をその場所 の管理者に通知しなければならない。

町の職員が、 により立ち入る場合、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人 の請求があるときは、これを提示しなければならない。

町長等は、必要と認めるとき、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

▶ 第4 実施手続き

1 人的公用負担

町長等は、緊急の場合、人的公用負担を、相手方に口頭で指示するが、後日速やかに文書によって通知する。

2 物的公用負担

1)工作物等の使用、収用

町長等は、使用または収用を行うとき、対象となる土地建物等の占有者等に対し、 その土地、建物等の名称または種類、形状、数量、場所、その処分の期間または期 日その他必要な事項を通知する。

町長等は、通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のとき、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、町または土地建物等の所在した場所を管轄する角田警察署に掲示し、通知に代える。

2) 工作物等の障害物の撤去

町長または警察官が障害物(災害を受けた工作物等)を除去したときは、町長または警察署長は適正な方法で保管する。

保管した場合、当該工作物等の占有者その他権限を有する者に対して、返還する ため必要な事項を公示する。

保管した工作物等が滅失または破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管する。

工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物の返還を受けるべき 占有者、所有者等が負担する。

工作物の保管に関する公示の日から起算して、6 箇月を経過しても当該工作物または売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、町長が保管する工作物等は町に、警察署長が保管する工作物は県に帰属する。

▶ 第5 公用令書の交付

町長等は、従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合、その所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。

1 公用令書の記載事項

公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

当該処分の根拠となった法律の規定

従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間

保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間

施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在 する場所及び当該処分に係る期間又は期日

2 公用令書の変更・取り消し

町長等は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消 したとき、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

▶ 第6 損失補償及び損害補償等

町長等は、地域内において、物的応急公用負担等の処分が行われたとき、通常生ずべき損失を補償する。

町長等は、区域内の住民または現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合 について、実費弁償は行わない。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死 傷等をしたときは法の定めに従い、損害を補償する。

第28節 通信・放送施設の確保



町、県及び防災関係機関は、大規模地震災害により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や住民の生活情報収集に大きな影響が生じるため、応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講ずる。

▶ 第 1 実施責任者

町長は、災害時の通信手段、放送施設の確保を行う。

総務部は、連絡調整を行う。

東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信設備の応急対策を行う。

丸森郵便局は、郵便の応急対策を行う。

▶ 第2 通信・放送手段の確保

町長は、災害に関する予警報及び災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実を期するため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

- 1 災害時の通信連絡
 - 1)通信連絡手段

大規模な災害時に、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般加入電話:災害時に途絶や輻輳がある。

災害時優先電話:防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、他の一般加入電話に比べて優先して使用できる。

携帯電話:固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳もある。

PHS:使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。

衛星携帯電話:衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に 通信の途絶及び輻輳の可能性が低い。

国土交通省回線(緊急連絡用回線):国土交通省と各県を結んでいる無線回線。

消防庁回線(消防防災無線):消防庁が各県と結んでいる無線回線。

内閣府回線(中央防災無線):内閣府と各県を結んでいる無線回線。

地域衛星通信ネットワーク:全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛 星通信回線である。

消防用回線(消防無線):各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。

防災相互波:本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。

MCA 無線システム: (財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。

非常通信:県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない 場合などは、非常通信協議会の構成機関

インターネット:等の通信設備を利用して、非常通信を行う。 データ通信と してのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。

災害用伝言ダイヤル (171)・災害用伝言板 (web171): 災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル (171) は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板 (web171) はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。

災害用伝言板サービス:大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

は輻輳を回避するための手段として有効である。

丸森町防災情報提供システム(音声告知システム): まちづくりセンター等に設置された屋外スピーカー(小中学校及び保育所は個別受信機)により、災害等の緊急情報から普段のお知らせまで、音声で一斉に伝達することができる。

2 町防災行政無線施設等

1)町防災行政無線施設

町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから、町行政無線等通信手段の確保に努める。

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を 行う。

また、指定避難所となった学校等と対策本部との通信手段の確保に努めるとともに、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

防災行政無線の設置場所は、以下のとおりである。

防災行政無線の設置場所

種別	台数	配置場所
基地局	1	役場(総務課)
可搬型	7	各まちづくりセンター(丸森まちづくりセンター以外)
車載型	8	町長車、緊急車、交通安全指導車、建設課
携帯型	107	丸森まちづくりセンター、消防団長・副団長・各分団長、消防署、総務課、建設 課、各避難所等
中継局	2	次郎太郎山頂、竹谷
簡易 中継局	2	羽出庭笠松、大張大蔵寺

2)現地対策本部等への衛星電話の配置

町の地理的要因のため、大規模災害時には、町防災無線、携帯電話が通話できない 箇所が出てくる可能性があるため、町は、東日本電信電話(株)宮城事業部に要請し、 衛星携帯電話等を借用し、現地対策本部等に配置する。

3 災害時優先電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、 災害発生時は、外部発信専用として利用するものである。

災害時優先電話

設置位置	種別	電話番号	備考
	東日本電信電話㈱宮城事業部	72-1219	無停電電話
		72-1647	
丸森町役場内		72-1648	
		72-1540	FAX
		72-2188	FAX

4 専用通信施設の利用

町は、公衆電気通信施設の利用ができなくなった場合又は緊急に通信の必要がある場合は、以下に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用にあたっては、あらかじめ協議して定めた手続きによる。

専用通信施設

通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	電話番号
阿武隈急行(株)丸森駅	舘矢間山田字土手下 96	総務課長	72-4069
角田警察署丸森交番	丸森町字鳥屋 30-2	"	72-2211
東北電力㈱白石営業所	白石市半沢屋敷前 138-1	<i>II</i>	0224-26-1301

5 非常無線通信の利用

1)無線通信局

町は、災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有 線通信を利用することができないか、若しくはこれを利用することが著しく困難であ るときは、防災行政無線のほか以下に掲げる無線通信施設の利用を図る。

無線通信局一覧

	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者又は電話番号
fπ 4白	角田消防署丸森出張所	丸森町字鳥屋 82-1	総務課長
無線 通信局	角田警察署丸森交番 丸森町字鳥屋 30-2		<i>II</i>
旭旧归	東北電力㈱白石営業所	白石市半沢屋敷前 138-1	<i>II</i>
タクシー	越後自動車(有)	舘矢間舘山字坪石 32-2	72-2053
無線	(有)山正タクシー	大内字町 35	79-2022

2) 非常通信の利用方法

非常通信の内容は以下のとおりとする。

人命の救助、財産の保全、遭難者の救護に関するもの。

鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、 運搬要員の確保などに関するもの、その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の 調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関して緊急措置を要する内容 のもの。

3)非常通信の依頼手続き

町は、無線局に対し以下の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。

あて先の住所、氏名、電話番号 依頼者の住所、氏名、電話番号 連絡内容(200字以内) その他必要な事項

6 急使の派遣

町は、災害により、通信網が寸断され、通信が途絶した場合、防災機関までの連絡、 災害現場等への指示について、被災状況に応じて自転車、バイク、徒歩等により急使 を派遣して通信を確保する。

▶ 第3 郵便関係の措置

日本郵政(株)東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、 収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必 需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき 5枚及び郵便書簡(ミニレ ター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災 者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物について は、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵政(株)東北支社長が指定し、その 旨を公示する。

▶ 第4 放送の依頼

町長は、災害が発生した際に、関係機関や住民などに対し伝達すべき事柄がある場合、災害対策基本法第 57 条に基づき、放送事業者に放送を要請することができる。

総務部は、連絡担当を行う。

1 要件

災害のため、電気通信事業用通信設備、有線電気通信設備、無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合。

2 手続き

放送要請書に必要事項を記入して要請するが、緊急を要する場合は電話又は口頭に より行う。

資料編参照 「1-10 丸森町防災行政用無線局(移動系)管理運用規程」(P.27)

「1-11 丸森町防災行政用無線局(移動系)運用細則」(P.30)

「1-12 庁外配置の陸上移動局に関する管理、運用細則」(P.32)

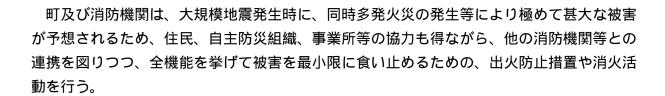
「1-24 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」(P.72)

「3-11 丸森町防災行政無線配備表」(P.155)

「3-12 丸森町災害時優先電話一覧表」(P.156)

「様式-12 放送要請書」(P.200)

第29節 消火活動



▶ 第 1 実施責任者

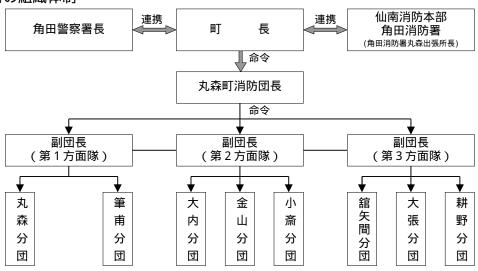
町長は、仙南地域広域行政事務組合消防本部角田消防署、消防団、角田警察署 と連携して、火災の警戒及び防ぎょに関する措置を行う。

総務部は、連絡調整を行う。

▶ 第2 火災発生時の組織体制

町は、消防関係機関に対して、以下の措置の実施を要請する。

火災発生時の組織体制



2 動員体制

消防職員、消防団員は、町内に震度4以上の地震が発生した場合、又は地震による被害の発生が予想される場合は、上位からの指示により詰所やまちづくりセンターに参集する。

▶ 第3 消防活動の基本

町及び消防機関等は、住民、事業者、自主防災組織等、防災関係機関等に対して、 以下の措置の実施を要請する。

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災

発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、火災発生直後あらゆる方法により 住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎょ活動により 一挙鎮圧を図り、また上回るときは以下の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

2 重要防ぎょ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

3 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、 消火有効地域を優先して消火活動を行う。

4 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防 隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先 とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特 装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

5 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょの必要な消火活動を優先する。

6 火災現場活動の原則

出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路 を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決 定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先と し、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止す る。

▶ 第4 消防団の活動

町及び消防機関等は、消防団に対して、以下の措置の実施を要請する。

消防団は火災が発生した場合、仙南地域広域行政事務組合消防本部の消防隊と協力して、以下の消火活動を行う。

1 出火警戒活動

地震災害の発生により火災発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

2 消火活動

出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全 確保を最優先とした初期消火に当たる。

3 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連格をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

4 游難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

▶ 第5 事業所の活動

町及び消防機関等は、事業所に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずる。

▶ 第6 自主防災組織の活動

町及び消防機関等は、自主防災組織に対して、以下の措置の実施を要請する。 中主防災組織は、地域の完全を確保するために、地域は民が自主的には成した。

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災 組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及 び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機 関に通報する。また、消防隊が消火活動を始めたときにはその支援を行う。

▶ 第7 住民の活動

町及び消防機関等は、住民に対して、以下の措置の実施を要請する。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第30節 危険物施設等の安全確保



町は、大規模地震災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講ずるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

▶ 第 1 実施責任者

町長、仙南地域広域行政事務組合理事長及び知事、角田警察署長等は、災害時に おける危険物等による災害の防止のために必要な応急措置を行う。

総務部は、危険物等による災害の防止活動を担当する。

危険物、火薬類、液化石油ガスの施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時に おける危険物等の保安措置を行う。

▶ 第2 消防法に定める危険物の応急措置

危険物製造所等の管理者等は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに消防機関に通報し、必要な指示を受ける。

危険物製造所等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械 器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。

町長及び仙南地域広域行政事務組合は、災害時において危険物製造所等の管理者 等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し必要な指示を行 い、又は報告を行わせる。

▶ 第3 火薬類の応急措置

町及び関係機関は、危険物製造所等の管理者等に対して、以下の措置の実施を要請する。

火薬類の所有者等は、災害時において火薬類より災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、見張り人を付けるか、又は水中に沈める等の必要な保安措置を行う。

町長は、火薬による災害の拡大が予想される場合、火薬類の所有者及び防災関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。

▶ 第4 高圧ガスの応急措置

1 高圧ガスの取扱者又は高圧ガス消費者の措置

災害時に高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、

震災対策編 第3章 災害応急対策 第30節 危険物施設等の安全確保

設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出するなどの保安措置を実施するとともに、監視員を配置するなど警戒体制に万全を期す。

必要に応じ、周辺住民に避難するよう勧告し、関係機関に通報する。

第5 毒物・劇物貯蔵施設

1 毒物・劇物貯蔵施設管理者の措置

災害時に毒物・劇物により被害が拡大する危険のある場合は、毒物・劇物を安全な場所に移すなど保安措置を講ずる。

必要に応じ、周辺住民へ避難するよう勧告し、勧告したときは関係機関へ通報する。

2 宮城県毒劇物協会の措置

被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

3 角田警察署の措置

毒物・劇物による事件及び爆発等の二次災害防止のため、販売業者、製造業者など に対し、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

▶ 第6 環境モニタリング

町は、県と協力し有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、 有害物質を使用し、または貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破 損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況 を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング 環境大気中の有害物質等のモニタリング

資料編参照 「3-13 防火対象物」(P.157)

「3-15 丸森町液化石油ガス販売施設」(P.160)

「3-16 危険物施設一覧表」(P.161)

「3-17 消防活動上有毒ガスを発生する恐れのある施設」(P.162)

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画



災害復旧・復興計画は、民生の安定及び社会経済機能や早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度にわたる災害の発生を防止するため復旧は単なる原形復旧にとどまらず、将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、災害応急対策計画に基づき応急復旧後、被害の程度を検討して計画する。

▶ 第1 目 的

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、 多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人身の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復を実現し、併せて、長期的な視点から地震に強い都市づくりに取り組むことを目的とする。

▶ 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方針の決定

町は、被災地域の被災状況や地域特性を考慮し、原状回復を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、国・県の支援を仰ぎながら町が主体となり、町民 の意向を尊重しつつ、町民との協働により計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興を推進するための場・組織において、男女共同参画の視点から、 女性の参画を促進するとともに、要配慮者についても参画を促進するように努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体 等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

▶ 第 3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、被災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、 必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施す る。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたって、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

3 事業の実施

町は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律等に基づく財政援助は、次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)

公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)

公営住宅法(昭和26年法律第193号)

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成 10 年法律第 114 号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

予防接種法(昭和23年法律第68号)

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(昭和25年法律第169号)

その他

▶ 第 4 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に戻すのに対し、災害復興はその 地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強い町づくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、震災復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

策定にあたっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

3 復興事業の実施

町は、復興事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等 について措置する。

第2節 生活再建支援



町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講ずる。

▶ 第 1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、町は積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおりである。

1 適用災害:暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村

- 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村
- 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

又は の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)

~ の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)

若しくは の市区町村を含む都道府県又は の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口10万人未満に限る)2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

2 対象世帯

住宅が「全壊」した世帯

住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 災害による危険な状態が継続し、住宅に住居不能な状態が長期間継続している世 帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模 半壊世帯)

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 支給金支給手続き

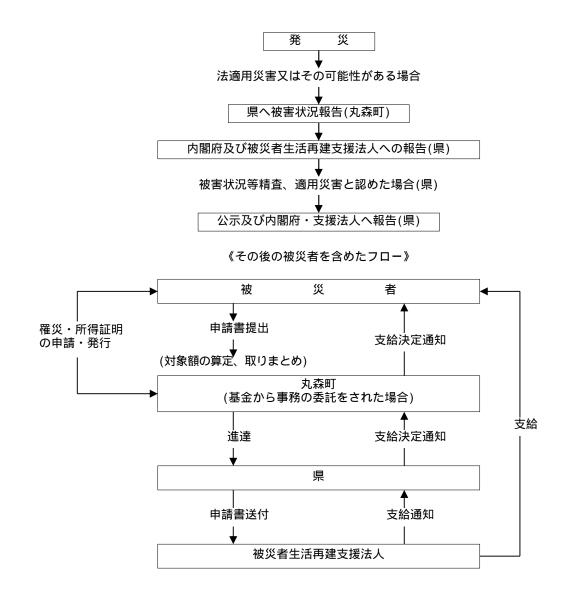
被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市町村は申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送信する。

6 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理 するための実施体制の整備等を図るように努める。

また、罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努める。

被災者生活再建支援制度



▶ 第 2 生活保護

町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・生活維持費等を支給するよう県(県仙南保健福祉事務所)に要請する。

▶ 第3 資金の貸付

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯 に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

また、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに 実施する。

2 母子父子寡婦福祉資金

町は県との緊密な連携のもとに、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知する。

3 生活福祉資金

町社会福祉協議会は、被災者が生活福祉資金(実施主体:宮城県社会福祉協議会) の貸付けを受けようとする場合、借入申込み等の支援を行う。

貸付対象世帯は、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であり、資金種類としては、 福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費) 緊急小口資金(火災等被災 によって生活費が必要なとき)がある。

4 一般住宅復興資金の確保

町は、必要に応じ、県との協調により住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

▶ 第4 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、「丸森町災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年丸森町条例第29号)に基づき災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

災害弔慰金

	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上減失した災害 ・県内において災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害			
災害	支給額	生計維持者	500万円		
災害弔慰金	額	その他の者	2 5 0 万円		
ar.	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母 上記に掲げる遺族がいない場合は、兄弟姉妹(死亡した 者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた 者に限る。)		

災害障害見舞金

	\C1F+1709+\frac{1}{2}					
	対象災害	・県内において	以上減失した災害 災害救助法が適用された災害が1以上ある場合の災害 認められる特別の事情がある場合の災害			
	支給額	生計維持者	2 5 0 万円			
	額	その他の者	1 2 5 万円			
災	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母			
害障		両眼が失明した者				
害		咀嚼及び言語の機能を廃した者				
見舞		神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者				
金		胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者				
		両上肢を肘関節以上で失った者				
		両上肢の用を全廃した者				
		両下肢を膝関節以上で失った者				
		両下肢の用を全廃した者				
	害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各 認められる者					

▶ 第5 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被害者に速やかに罹災証明を交付する。

▶ 第6 被災者台帳

町は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

▶ 第7 税負担等の軽減

町は、必要に応じ、町条例に定めるところにより、町税及び町国民健康保険税の 徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。担当は町民税務課とする。

町は、必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険税の減免等を行う。担当は保健福祉課、町民税務課とする。

県は、県立高校在学者で、災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料等の減免措置を講ずる。

県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

▶ 第8 雇用対策

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望するときは、町は公共職業安定所と連絡協力して就労の支援に努める。

資料編参照 「1-13 災害弔慰金の支給等に関する条例」(P.33)

「1-14 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P.38)

「4-5 最低生活費の体系」(P.175)

「4-6 災害援護資金の貸付け」(P.176)

「4-7 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表」(P.177)

「4-8 生活福祉資金貸付限度額一覧表」(P.179)

「4-9 被災者生活再建支援制度」(P.181)

「様式-35 リ災証明書交付簿」(P.225)

「様式-36 リ災証明交付申請書」(P.226)

「様式-37 リ災証明書」(P.227)

第3節 住宅復旧支援



町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、 被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅 の供給を行う。

▶ 第1 一般住宅復興資金の確保

町は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

▶ 第2 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設または公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

町は、自己の資金で住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取または被災者へ転貸するために借り上げる。

2 公営住宅の空き家の活用

町は、被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講ずる。また、災害の規模に応じて、県内外の公営住宅(県営、市営、町営等)の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

第4節 産業復興支援



町は、被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

▶ 第 1 中小企業金融対策

町は、県と協議して、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図る。また、被害が甚大な場合は、県信用保証協会及び地元金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請する。

▶ 第2 農林漁業金融対策

町は、県と協議して、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講ずる。

また、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

資料編参照「4-10 中小企業への融資制度(間接融資)」(P.183) 「4-11 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表」(P.184)

第5節 都市基盤の復興対策



町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、これまで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

▶ 第1 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等。

▶ 第2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現。

▶ 第3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上。

▶ 第4 防災基盤の整備

防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等。

第6節 義援金の受け入れ、配分



町は、大規模災害時に、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想される ため、これらの受け入れ体制を確立し、関係機関と連携し、迅速かつ適切に被災者へ配分 する。

▶ 第1 受け入れ

1 窓口の決定

町、県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受け入れ窓口を決定し、報道機 関等を通じて広く周知を図る。

町の義援金の受け入れ窓口は、会計室とする。

2 受け入れ及び管理

会計室は、送られた義援金を受納し、寄託者への受領書を発行するとともに、配分が決定するまで保管する。

▶ 第2 配 分

1 配分委員会

町は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受け入れ団体及び関係機関の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について十分協議の上、決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努める。

2 配 分

義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、会計室が行う。

寄託者が配分先や使途を指定した義援金については、その指定に従い配分する。 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要 する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同 意が得られるよう努める。

▶ 第3 交 付

会計室は、配分委員会の決定に基づき、配分先へ義援金を交付する。

資料編参照 「様式-20 義援金品領収書」(P.210)

第7節 激甚災害の指定



町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

▶ 第1 激甚災害の調査

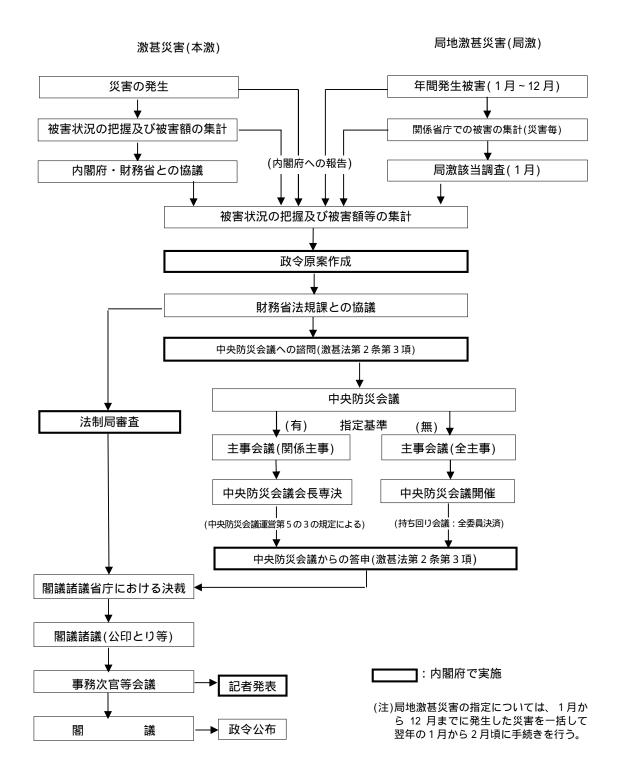
町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査 し、県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について 協力する。

県は、市町村の被害状況を調査の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

▶ 第2 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。激甚災害の指定手順は次のとおりである。

激甚災害の指定手順



▶ 第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。 県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、 補助金等を受けるための手続きを行う。

▶ 第 4 激甚災害指定基準

1 激甚災害(本激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第2章:第3条、第4条)

公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等

2)農林水産業に関する特別の助成

農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業(激甚法第5条)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(激甚法第8条)

土地改良区の行う湛水排水事業に対する補助(激甚法第10条)

共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)

森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第11条の2)

3)中小企業に関する特別の助成

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚法第12条)

小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

(激甚法第13条)

4)その他の特別の財政援助及び助成

公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚法第16条)

私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 17 条)

市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例(激甚法第19条)

罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚法第22条)

小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

激甚災害指定基準(本激甚災害)

(1)

	(1)
適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第2章:第3	次のいずれかに該当する災害
条、第4条	(A基準)
(公共土木施設災	事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.5%
害復旧事業等に	(8基準)
関する特別の財	- 、
政援助)	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの
	(1) 都道府県負担金事業の事業費査定見込額
	> 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25%
	(2)一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額
	> 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%
油甘汁竿。夕	
激甚法第5条	次のいずれかに該当する災害
(農地等の災害復	(A基準)
旧事業等に関す	事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×0.5%
る補助の特別措	(B基準)
置)	事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%
	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの
	(1)一の都道府県内の事業費査定見込額
	> 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4 %
	(2)一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
激甚法第6条	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認
(農林水産業共同	められる場合は除く。
利用施設災害復	1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害
旧事業費の補助	2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激
の特例)	甚法第8条の措置が適用される激甚災害
	ただし、上記に該当しない場合で、激甚法第6条の措置(水産業共同利用施設に係
	るものに限る)は、漁業被害見込額>農業被害見込額で、かつ、次の要件のいずれ
	かに該当するもの(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000万
	円以下と認められる場合を除く)には適用。
	(1)当該災害にかかる漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見
	込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の 0.5%
	(2) 当該災害に係る漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の 1.5%に
	より、激甚法第8条の措置が適用される災害
激甚法第8条	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害で
(天災による被害	あって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に
農林漁業者等に	考慮する。
対する資金の融	(A基準)
通に関する暫定	農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×0.5%
措置の特例)	(B基準)
	農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×0.15%
	かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの
	一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数
	> 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3 %
激甚法第 11 条の 2	次のいずれかに該当する災害
(森林災害復旧事	(A基準)
業に対する補	、 ニ・/ 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)
助)	> 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5%
	(B基準)
	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの
	(1)一の都道府県内の林業被害見込額
	> 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60%
	(2)一の都道府県内の林業被害見込額
	> 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×1%
[一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

(2)

	(2)
適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
激甚法第 12 条及び	次のいずれかに該当する災害
第 13 条	(A基準)
(中小企業信用保	中小企業関係被害額
険法による災害	> 当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所
関係保証の特例	得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。) ×0.2%
等)	(B基準)
	中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06%
	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの
	(1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額
	> 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%
	(2)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円
	ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額
	の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置
油甘汁等40名	を講じることがある。
激甚法第 16 条	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
(公立社会教育施設 災害復旧事業等に	乗里が軽似であると認められる場合は体外。
対する補助)	
激甚法第 17 条	
(私立学校施設災害	
復旧事業の補助)	
激甚法第 19 条	
(市町村施行の感染	
症予防事業に関す	
る負担の特例)	
激甚法第 22 条	次のいずれかに該当する災害
(罹災者公営住宅	(A基準)
建設事業に対す	滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上
る補助の特例)	(B基準)
	次の1、2のいずれかに該当する災害
	ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が
	講ぜられることがある。
	1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸以上
	かつ、次のいずれかに該当するもの
	(1)滅失戸数が一市町村の区域内で 200 戸以上
	(2)滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上
	2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸以上
	かつ、次のいずれかに該当するもの (1)滅失戸数が一市町村の区域内で 400 戸以上
	(1)滅矢戸数が一市町村の区域内で400 戸以上 (2)滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上
激甚法第 24 条	
	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措 置が適用される災害
(小灰舌頃に係る 元利償還金の基	旦ル週内で11句火古
九州恒遠玉の基 準財政需要額へ	└── 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用
の算入等)	される災害
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 激甚災害(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

1)公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第2章:第3条、第4条)

- 2)農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)
- 3)農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
- 4)森林災害復旧事業に対する補助

(激甚法第11条の2)

5)中小企業に関する特別の助成

(激甚法第12条、第13条)

6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

激甚災害指定基準(局地激甚災害)

適用すべき措置

- 1 法第3条第1項各号に掲げる事業 のうち、右の市町村が当該災害に よりその費用を負担するもの及び 法第4条第5項に規定する地方公 共団体以外の者が設置した施設に 係るものについて法第2章の措置
- 2 右の市町村が当該災害につき発 行を許可された公共土木施設及び 公立学校施設小災害に係る地方債 について激甚法第24条第1項、第 3項及び第4項の措置
- 1 右の市町村の区域内で右の市町 村等が施行する当該災害復旧事業 に係る法第5条、第6条の措置
- 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について法第24条第2項から第4項までの措置(ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る)

右の市町村の区域内で右の市町村 等が施行する森林災害復旧事業に係 る法第 11 条の 2 の措置

局地激甚災害指定基準

1 公共施設災害関係

当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第3条第1項第1号及び第3号~第14号の事業)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。

該当市町村毎の査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満のものを除く。

- (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村 (当該査定事業費1,000万円未満は除外)
- (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該標準税収入の20%を超える市町村
- (八) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50~100億円の市町村 にあっては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から 50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村

2 農地、農業施設等災害関係

当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。

ただし、その該当市町村毎の当該経費の額の合計額が概ね 5,000 万円未満を除く。

3 林業災害関係

当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05%の場合を除く)。

かつ、大火による災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300ha の市町村、その他の災害にあっては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×25%の市町村が1以上ある災害

右の市町村の区域内で中小企業者 が必要とする当該災害復旧資金等に 係る法第 12 条及び第 13 条の措置

4 中小企業施設災害関係

当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害

ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね 5,000 万円未満を除く。

第2節 災害対策本部等の設置等



▶ 第1 災害対策本部等の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、または当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したとき、災害対策基本法に基づき、直ちに丸森町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

▶ 第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、丸森町災害対策本部条例、丸森 町災害対策本部運営要綱及び第2章第6節「職員の配備体制」に定めるところによる。

▶ 第3 災害応急対策要員の参集

配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、第3章第1節「防災活動体制」 に定めるところによる。

第3節 地震発生時の応急対策等

▶ 第 1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

的確な情報の把握や伝達体制を整備し、地震発生時における情報の収集・伝達については、第3章第3節「情報の収集・伝達体制」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

町及び施設管理者は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止については、第3章第14節「公共土木施設等の応急復旧」、第24節「ライフライン施設等の応急復旧」、第30節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによる。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等については、必要な措置を講ずる。

4 救急・救助・医療活動

救助・救急活動については、第3章第11節「救急・救助活動」に定めるところによる。

医療活動については、第3章第12節「医療救護活動」に定めるところによる。

5 消火活動

消火活動については、第3章第29節「消火活動」に定めるところによる。

6 物資調達

物資の調達・供給については、第3章第6節「食料、飲料水及び生活必需品の調達・ 供給活動」に定めるところによる。

7 輸送活動

大規模災害発生時における孤立集落対策等を含めた交通・輸送活動については、第3章第13節「交通・輸送活動」に定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第19節「防疫・保健衛生活動」に定めると

震災対策編 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第3節 地震発生時の応急対策等

ころによる。

▶ 第2 資機材、人員等の配備手配

資機材、人員等の配備手配については、第3章第25節「防災資機材及び労働力の確保」に定めるところによる。

また、町職員の配備体制については、第3章第1節「防災活動体制」に定めるところによる。

▶ 第3 他機関に対する応援要請

大規模災害発生時における孤立集落の把握等を含めた他機関に対する応援要請については、第3章第8節「相互応援活動」及び第9節「海外からの支援の受け入れ」に定めるところによる。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画



町は、施設等の整備をおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

▶ 第1 建築物、構造物等の耐震化

防災拠点となる施設や多くの住民が利用する施設について、優先度の高いものから 順次、耐震化を進める。

▶ 第2 避難地の整備

避難場所、避難所等について、広報誌等を活用し事前に関係住民に対し避難場所等の周知徹底を図るとともに、施設の耐震化を進める。

▶ 第3 避難路の整備

丸森町地域防災計画第2章第11節 避難収容対策 第3「避難路の確保」に基づき 整備を行うとともに、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止 のための体制を優先的に確保する等の措置を講ずる。

▶ 第4 消防用施設の整備

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備、充実を図る。

▶ 第5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

町は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送道路ネットワーク計画」における緊急輸送道路及びそれらと町内の拠点施設(役場庁舎、各まちづくりセンター、避難所、医療施設、消防署など)を結ぶ道路について、耐震性の確保や危険箇所の改善など災害対策を進める。

▶ 第6 通信施設の整備

町及びその他防災関係機関は第3章第3節「情報の収集・伝達」に従い、地震防災 応急対策を実施するため必要な通信手段を確保する。

▶ 第7 孤立地域への対応

地震により孤立が懸念される地域の把握に努めるとともに、的確な救援・救助の実施のために必要な対策を講ずる。

第5節 防災訓練計画



町及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練については、第2章第16節「地震防災訓練の実施」に定めるところによる。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画



町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震 防災上必要な教育及び広報を推進する。

▶ 第1 町職員及び住民等に対する教

町職員及び住民等に対する防災教育について、第2章第17節「防災知識の普及」に 定めるところによる。

▶ 第2 町職員及び住民等に対する広

町職員及び住民等に対する広報について、第3章第4節「災害広報活動」に定める ところによる。

▶ 第3 相談窓口の設置

地震対策の相談窓口については、第3章第7節「相談活動」に定めるところによる。

第6章 原子力災害対策

第1節 計画の基本方針



▶ 第1 基本方針

本町には、「原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)」(以下「原災法」という。)に規定される原子力施設の立地は無く、また、宮城県地域防災計画原子力災害対策編による「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」(原子力施設から概ね30km圏)に定める地域にも、本町の地域は含まれていない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、農産物の出荷制限や観光への風評被害、さらには、健康に対する影響についての不安など、町民の生活や社会経済活動等において様々な影響が及んでいる。さらに、福島県と隣接する本町においては、「放射性物質汚染対処特措法(平成23年8月30日(法律第110号)」(以下「特措法」という。)に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、特措法に基づいて策定した除染実施計画(計画期間:平成23年度~27年度)に従い、放射線が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を減少させるため除染等の放射線量低減対策を実施している。

こうした状況を踏まえ、原子力事業所等(核燃料物質等輸送中の事故を含む)の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定し、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第2節 予防対策

▶ 第1 環境放射線モニタリングの実

町及び県は、相互に連携しながら、平常時から空間放射線量のモニタリングを実施 し、緊急時における対策の基礎データとして用いるためのデータ収集・蓄積に努める。

▶ 第2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、国、県、原子力事業者、その他の防災関係機関との間における情報の収集・ 連絡体制の整備に努める。その際には、夜間、休日の場合等においても対応できるよ う考慮する。

▶ 第3 屋内退避、避難誘導等

町は、広域的な避難に備え、他の市町村と避難所の相互提供等についての協議を行うとともに、県外への避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

▶ 第4 原子力防災に関する知識の普及と啓発

町は、国、県及び原子力事業者と協力して、町民等に対し平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めるため、必要に応じて原子力防災に関する次に掲げる事項について普及啓発に努める。

- (1)放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2)原子力災害とその特殊性に関すること
- (3)自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること
- (4) 県等が講ずる対策の内容に関すること
- (5)屋内退避、避難に関すること
- (6)原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (7)教育機関等における普及と啓発に関すること
- (8) 町職員に対する知識の普及に関すること

第3節 災害対策本部の設置



▶ 第1 災害対策本部の設置

1 設置基準

- (1)原子力事業所の事故により、放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、 町内において屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのある とき。
- (2)その他、町長が必要と認めたとき。

2 組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、丸森町災害対策本部条例、丸森 町災害対策本部運営要綱及び第2章第6節「職員の配備体制」に定めるところによる。

▶ 第2 災害応急対策要員の参集

配備体制及び参集場所等の職員の参集計画については、第3章第1節「防災活動体制」 に定めるところによる。

第4節 応急対策



▶ 第 1 災害時のモニタリング

町は、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリング測定が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて測定箇所、測定頻度等を増やしてモニタリングを実施する。

▶ 第2 情報の収集・伝達

1 情報の収集・連絡

町は、国・県や原子力事業者との連携することで、情報の一元化を図り、情報の空 白時間がないよう定期的な情報提供を受けるように努める。

2 町民への的確な情報伝達

町は、町民等に対し、多種多様な媒体を活用して迅速かつ的確に必要な情報及び指示の伝達を行うように努める。なお、伝達方法については第3章第4節「災害広報活動」に定めるところによる。

3 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、県と連携し、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談などに対応する窓口を設置し、速やかに町民等からの問い合わせに対応する。

▶ 第3 屋内退避及び避難誘導

町は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

なお、町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県で受入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害援助の実施に協力するよう指示することとされている。

1 屋内退避対象地域

屋内退避の対象地域となった町民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。

2 避難誘導

避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

3 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示

退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、町民等の退避・避難状況を的確に把握するように努める。

▶ 第4 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を 防護するために必要があると判断するときは、摂取制限等の必要な措置を講ずる。

2 農林畜産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県の指導・助言及び指示があったとき又は、放射線被ばくから町民を 防護するために必要があると判断するときは、出荷制限等の必要な措置を講ずる。

3 飲料水、飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、第3章第6節「食料、 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、県と協力して関係住民等への応 急措置を講ずる。

▶ 第5 広域避難者の受入れ

他の市町村から本町域内に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、収容施設の供与及びその他の災害援助に必要な協力活動の実施に努める。

第5節 復旧対策



▶ 第1 放射性物質により汚染された土壌等の措置

町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業 に協力する。

また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

▶ 第2 風評被害等の影響の軽減

町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県及び関係団体と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

▶ 第3 心身の健康相談

町は、県とともに、必要に応じて町民等からの心身の健康に関する相談に応じるとともに、内部被ばく線量を検査するための体制整備に努める。